

平成23年知立市議会 9月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成23年9月26日(月) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

明石 博門	杉原 透恭	水野 浩	佐藤 修
坂田 修	中島 牧子	久田 義章	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
建設部長	佐藤 勇二	土木課長	稲垣 衛
建築課長	塩谷 興信	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	柚谷 正樹	都市計画課長	鈴木 克人
まちづくり課長	高木 洋幸	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	林 隆夫	水道課長	高瀬 季治
下水道課長	塚本 昭夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副主幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第48号	平成23年度知立市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第50号	平成23年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃
認定第1号	平成22年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第3号	平成22年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第8号	平成22年度知立市水道事業会計決算認定について	〃

午前10時00分開会

○中島委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は5件、すなわち議案第48号、議案第50号、認定第1号、認定第3号、認定第8号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第48号 平成23年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○佐藤委員

おはようございます。お願いします。

補正予算の27ページ、財源構成ということで、宝くじの交付金ということでミニバスに充当と、こういうことでありますけれども、きょう、このミニバスの契約に当たって、プロポーザル方式を採用したということであります。今回は市民要望を踏まえて団地コースといえますか、新たなコースが設定をされるなど、大きく市民要望を反映した中身になっているかなというふうに思っているところです。

それで、まず一つはプロポーザルですね。通常の入札という形ではなくて、プロポーザルを採用したねらいというものについてお知らせを願いたい。

○まちづくり課長

今回ミニバスの運行事業者を決めますに当たってましてプロポーザル方式を導入いたしましたのは、ミニバスの運行ということで、安心、安全に運行してもらうため、運行経費のみの入札ではなくて、やはりそういった今他市での事業実績ですとか、緊急時の対応能力と申しますか、それとか予備車両ですとか、そういったものを勘案して運行事業者のほうを決めていきたいというふうに考えて、プロポーザル方式にいたしました。

○佐藤委員

今回のプロポーザル方式は、安心、安全の確保等を含めて、費用対効果だけではないと、それが

一つのねらいで、そうした内容にしたということでもあります。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、今回のプロポーザルは、1コースから3コース、そして5コース、4コースと、二つにコースを区分し、そしてそれぞれにおいてプロポーザルの提案を行ってもらったということでもありますけれども、この二つに分けた内容について、どんな根拠で分けられたのかなということでもあります。

○まちづくり課長

当初どのようにプロポーザルでかけるかというのはちょっと検討したんですけども、基本的に、例えば5コースをばらばらに入札した場合、1コースに当たりまして、例えば本部連絡員ですとか、代替の運転手とか、そういったものの底辺もやはり入ってくると思いますので、割高になるのではないかなというふうに勘案したわけです。

例えば、また、別にコースを求めた場合はどうかといいますと、通常1コース13時間ぐらい時間がかかりますので、そうすると1コース大体運転手の2人体制になると思うんですけども、そうしますと、そのやりくりを考えますと、もし5コースをまとめたとなると、大きいバス事業者しか恐らく入札のほうには参加できないのではないかなということでも二つに分けました。

もう一つ理由があるのは、今も4コースを二つの業者がやっておるわけなんですけれども、私どもの管理する立場としては、やはり2業者が限度いっぱいというところでございます。

それと、多少なりともまとめたほうが経費的にも抑えてもらえるのではないかなということでも二つに分けました。

以上です。

○佐藤委員

二つに分けた根拠は、大きな業者しか参入できなくてはいかんとということと、もう一つは、そうしたコースをまとめることによって、運転体制の融通がきく、そういうことも言われたというふうに思うんですね。それで二つに分けたことについてはわかりました。

それで、もう一つは、現在、きょういただいた資料によると、6社がこうした形でプロポーザルに参加をしたということですが、参加募集はどんな方法でやられたんですか。

○まちづくり課長

これは、前回の平成21年度のプロポーザルに参加した業者と、それから私どものほうで参加してもらえないかということで依頼したところで、向こうからお声がかかったわけではございません。うちのほうが選定して、引き受けてもらえるかどうかという返事をいただきました。

○佐藤委員

そうすると、知立市が選定したということですので、ある意味では指名競争入札の、プロポーザルですので、変形と、こういうふうに理解してよろしいですか。

○まちづくり課長

その資料にも書きましたけれども、選定条件として私どものほうは、道路運送法第3条第1項に定められた一般の乗合旅客自動車運送事業を実施している事業者であり、緊急時の代車として30分程度でお願いできることということで、この近辺のそういったものに該当する事業者に頼みました。

以上です。

○佐藤委員

わかりました。

それで、今回、先ほどの説明の中には、費用ばかりではないということで説明がありましたけれども、その前に、この資料がわからないところがあるものですから、一つだけ教えていただきたいと思うんですけど、裏面ですか、採点方法ということで、見積金額の得点の計算方法は、見積金額の得点は5点満点で最低見積額が5点と、市が予定価格といいますか、それをオーバーしたもしくはイコールは零点と、こういうことだというふうに思うんですけど、それで、そここのところ、一つは6の提案内容ということで、収益拡大、安全確保、利用者の利便性向上、環境保全、緊急時の対応能力、こういうふうにあって、経費を含め

ると、費用を含めると6項目ということで、各5点満点ということで30点という理解でよろしいですか。

○まちづくり課長

これの配点方法ですけれども、頭のほうに書いてありますけれども、一応6人の委員で選定しました。これは、合計しますと120点満点なんですけど、1人20点でございます。

それで、配点でございますけれども、業務実績のところは1人3点です。それと、2のほうの1に収益拡大策、それから安全確保策、利用者の利便性向上策、環境保全への取り組み、緊急時の対応能力ということで、合わせまして12点になります。それと、運行経費の見積もりが5点ということで、1人20点満点ということですよ。

○佐藤委員

そうすると、ちょっとわからなかったんですけど、1人15点満点で評価し、6人ということで120点ということでしたかね。

その辺がちょっとわからなくて、今、それぞれ収益拡大とか、2点とか5点とか言われて、20点満点ということになりますけど、こちらの表を見ると、1番の提案内容が90点満点で、運行経費の見積もりに30点という形になっているんですけど、その辺の関係が、私の理解があれなのか、ちょっとわからないんですけど。

○まちづくり課長

済みません、説明が悪くて。

これは、1人20点ということですけど、その内訳というのは、先ほども言いましたとおり、大きく分けて、提案内容につきましては15点、それから見積金額につきましては5点ということで、それが6人分ということで、提案内容のほうは90点、それから見積金額のほうは30点という配点割合になっております。

○佐藤委員

それで、この提案内容を見てみますと、もちろん金額との関係があって、総合評価ですので、例えば大興タクシーと、それからこの1から3で、Bコースで、ここの提案内容ではBのところ

66.70ということで、安全性の問題だとか、利用者の利便性、環境だとか緊急時の対応という点ですぐれた提案をしているのかなど。4コースから5コースにかけてもウという4番目の業者がそうかなというふうに思うんです。

ただ、見積金額で見ると、極めて低いということから、トータル的に大興が一番すぐれた提案だということですが、具体的に大興は、それぞれの収益拡大、安全確保、利用者の利便性、環境保全の取り組み、緊急時の対応能力と、どんな御提案をされてこうした高得点につながったのかと。

金額そのものとはかきとして、提案内容がどんな提案がされたのかなということですが、これがこれからの運行の中で、提案は提案としながら、どう生かされていくのか、これからが検証されるわけですので、そうした提案内容もお知らせを願えたらなというふうに思います。

○まちづくり課長

大興につきまして、この中で結構点が高かったというのか、評価が高かったというのは、現在も刈谷市、安城市、それから西尾市、東浦町でコミュニティバスを行っているという実績がございます。それと、やはり営業所の近さでありますとか、大体知立市内まで3キロぐらいというふうに記憶しておるんですけど、それから代行車両を3台持ってみえますので、緊急時にも即対応できるかなということで評価は高かったです。

以上です。

○佐藤委員

今、近隣での実績とか、営業所が近いとか、在庫車両があるということが言われていますけれども、収益的拡大策だとか、実績と言え、近隣でやっているから実績だと言え実績なんだけれども、具体的に収益を拡大するという点についての具体的な提案がそれぞれどんなものがあったのかなということなんですけど、私が聞きたいのは。

○まちづくり課長

収益拡大策につきましては、各社とも余り大差はございません。はっきり言わせて、例えばバ

ス社内の中つり広告ですとか、大興の場合ですと、ミニバスの市内小中学校への宣伝だとか、そういったものがあつたというふうに記憶しております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、収益は大差ないということでありますけれども、その他、安全だとか利用者だとか、緊急時の対応能力は、先ほど言われた営業所が近くて在庫の車両が3台あるということですが、安全や利用者、環境は、この辺はどうですか。

○まちづくり課長

例えば、安全確保策というのは、どこの事業所も同じなんですけれども、例えば車のほうにドライブレコーダーの設置ですとか、それからデジタルタコグラフの設置、それから国土交通省の処分状況ですとか、重大事故の発生状況というのも聞いておりますけれども、この大興の場合は5年間はそれはありませんということでした。

それと、車両整備体制もこの安全確保策の中に入ってくるわけなんですけど、整備管理者による出庫前、それから入庫後の車両点検ですとか、そういったものやっていますというぐらいでした。

あと、環境保全の取り組みですけれども、大興の場合ISOの14001は取得していないんですけど、グリーン経営認証は2004年に取得しているということでございます。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、点数としては若干の違いがあるものの、提案内容そのものは大きく他社と遜色というか、若干の違いはあるけど、そう大差が結果的になかったということで理解してよろしいですか。

○まちづくり課長

基本的に、例えば知立市で実績のある事業者ですと、そんなに大きくは変わらないだろうというふうに思っております。どうしてかといいますと、他市との実績も大切ですが、やっぱり本市における実績も重視されますので、そういったと

ころから考えていきますと、そういった実績のあるところというのは大きくは変わってこないというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

積極的にそうした提案を採用するという方式をとられたことは私は評価するものですが、ただ、その金額を除いた点で見たときにそう大差がないということもありますので、そうした点で今後の検討課題かなというふうに思います。

それで、契約金額は、10月1日から今年度いっぱいということで、1コースが1,500万円弱と、4、5コースが九百九十何万円ということで1,000万円と。1コースにつきおよそ1,000万円という、こういうことですが、運行負担金はあるわけですが、この1,000万円という形で1コースにつき、市負担の利用料を100円、総額を引いた形が市の持ち出し分になるわけですが、そうした中で1コースにつきおよそ1,000万円という形ですが、これはこの業者が持つお金というものは、日常的に運行していくわけですので、全然ない純生でこれが向こうの業者に渡るお金なのか、こうした契約金額の中で、前もそうした議論があったかと思うけれども、そうした中で定期点検の費用とか車両を運行するに当たって必要な経費やその他が出てくるわけですので、そういうことも込みになって1コースにつきおよそ1,000万円という形になっているのか、その辺、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○まちづくり課長

今回、大興のほうから入札して見積もりしていただいた金額というのは、基本的には運行するすべての金額になります。ですので、この基本額、半年分なんですけれども、来年度はこれを倍にして1年分でやりますけれども、基本的にはこの中には、例えば今言いました運行するための費用ということと、それから車両整備費ということで、例えば燃料代ですとか通常の点検代というものは入っております。ただ、通常の点検代以外のもの、例えば代行修繕とか、そういったものは、私ども

と相談して、私どものほうが払うことに。

要は、通常出るものについては、大興のほうで負担していただくという考え方です。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、イレギュラーなことで発生した修繕とか、そういうものについては市負担だけれども、それ以外の定期的な整備及び燃料というようなもの、それだけにとどまるかどうかわかりませんが、そうしたものは、これは半年分の契約ということで2,400万円、まあ2,500万円と、年間でいけば5,000万円ということになりますけれども、そうすると、年間でも半年でもいいんですけども、整備、燃料費というのは、どの業者がやっても基本的にそう変わらないお金だと思うんですね。

そうして見ると、例えば1コース1,000万円という中にこういうものがどのくらいの金額、割合で占めて、実際に業者に渡るお金、業者に渡る多くの場合は人件費です。1,000万円から定期的な整備、それから燃料代を除いて、そして人件費を差し引いたのが相手方の基本的な利益ということになると思うんですけども、その辺は整備費、燃料費はどれくらいを、もちろん金額の提示のときにそうしたことも当然提案されているというふうに思うんですけども、その辺、どうですか。

○まちづくり課長

とりあえず、見積金額というのか、提案内容で入っておりますのは、そういったふうに1コース幾らという金額ではございませんので、その辺はちょっとお答えすることができないんですけども。

○佐藤委員

じゃ、1コース幾らということじゃなくて結構です。例えば1から3コース、4から5コース、これはわかると思うんですけど。

○まちづくり課長

それでは言います。

大興タクシーの1,499万5,050円、これは1から

3コースの中ですけれども、人件費としましては991万3,000円、燃料費が251万5,000円です。

○佐藤委員

991万3,000円が人件費と。これは全部込みということですか。込みじゃないですよ。ちょっとその辺の関係がわからなかった。もう一度。

○まちづくり課長

あれは人件費として示された金額でございます、1から3コースの。

○佐藤委員

1から3コースで3名の人件費、これが半年分ですか、1年分ですか。

○まちづくり課長

半年分でございます。

○佐藤委員

そうすると、1から3で人件費ということと、基本的、もちろん入れかえやそういうことがあるにしても、1人当たりおおよそ330万円と、半年で。年間で660万円ということになるんですか。例えば、1から3コースですので、運転手が基本的に1コースに1人ついて、もちろん入れかわりが途中であるかもしれんけど、1人分として換算したときに、半年分で991万円ですので330万円かと、年間に換算すると660万円と、こういうことになるんでしょうか。

○まちづくり課長

そういうふうになります。

○佐藤委員

そうすると、年間に換算して660万円という金額が高いのか、安いのか、年齢にもよるし、何とも言えませんが、そうしてみると、こうした人件費について安過ぎるということでもないし、高過ぎるということでもないのかなという感じもしますが、その辺の認識はどうでしょうか。

○まちづくり課長

私どものほうも、プレゼンのときのヒアリングですとか、決定する前に一応大興に来ていただいていろいろとお話をさせていただきました。この金額で本当によろしいですねという話で、そういった中で大興がこの金額といったのは、正規職員

を、今おる職員を1コース2人勤務態勢ということで考えておまして、従事する職員を特定しながら社内規定の賃金体系から積み上げて、そしてこの金額をはじきましたという返事でございます。向こうのほうはそういった形で積み上げたということでこの処遇というのは理解はしております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、この点で1から3コース、半年間1,400万円、1,500万円弱ということを見ると、他のところはもっと高い運行経費ということですので、当然のことながら、単純比較はできないにしても、主要な部分は人件費で占めるということ、もしくは会社の利幅が大きいかという、そういう関係になろうかというふうに思いますけれども、そんな形で今回提案をされたかなと。年間660万円ということを見るとそんなことかなというふうに思います。

それで、もう一つだけ聞きたいですけれども、この資料を見ると、利用者の無料対象ということで、運転免許証の自主返納者という形でこれが無料ということになりますけど、これはどのくらいの期間、無料になるのですか。

○まちづくり課長

その件につきましては、申しわけございませんけど、安心・安全課のほうで要綱を定めてやっておりますので、それがもし決まれば知立市地域公共交通会議のほうへかける必要があると思うんですけど、今聞いておる話によりますと、そのようなことを検討しておるということは聞いてはおりません。

今は、2年でございます、期間は。

○中島委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号について挙手により採決いたします。

議案第48号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手全員です。したがって、議案第48号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号 平成23年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号について、挙手により採決します。

議案第50号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

ありがとうございます。

挙手全員です。したがって、議案第50号 平成23年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、認定第1号 平成22年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉原委員

それでは、認定第1号、平成22年度知立市一般会計歳入歳出決算認定のほうで、主要成果報告書

より98ページ、第8款の土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費の用地購入費のところをごらんいただきたいと思います。

知立市上重原町13号線道路改良用地477万1,755円、面積55.81平方メートル。これに関してどの場所であるかということをお聞きしたいのですけれども。

○土木課長

上重原町13号につきましては、知立中央通線から萬福寺のほうへ向かって今道路改良を進めている道路の東側、公民館側の用地で、公民館側の用地も底地部分でございます。

○杉原委員

公民館側のほうの用地ということで、これは、たしか、私の記憶するところによると神社の関係の土地になるということによろしいわけですか。

○土木課長

八剣社の土地でございます。

○杉原委員

この部分に関して、55.81平方メートル、477万1,755円、以前私が聞くところによると、お金じゃなくて用地が神社側が欲しいという話であったわけですが、その点、この金額で解決ということで理解してよろしいわけですか。

○土木課長

神社庁との交渉の中では、すべて代替地ということをお聞きされておたわけですが、本社の土地ではないということで、現在公民館の建築用地として使われているということで、本社のほうの用地とは若干種類が違うということで、総代のほうの御協力もいただきまして、交渉の結果、それは買い取りというか、売り切りでいいというふうに決しましたので、そのように対応させていただきました。

○杉原委員

わかりました。理解できました。

今後もこの道路新設改良、上重原町13号線、本信号設置に向けて神社の土地があると思います。今後の展開の中で道路改良用地購入及び改良工事に関する関係のことで、場所がどこら辺で、用地

買収で神社の土地も絡んでくると思うんですけども、ほかの近隣の地権者の方もあると思うんですけど、その用地、それと、そこに関してはどういった工事が行われていて、日程的にどんな感じになっていくか、予算はどんな感じになっていくかということに関して、御披瀝、わかる範囲でいただきたいんですけど。

○土木課長

上重原町13号につきましては、知立中央通線と上重原町13号の交差点に信号機、今は押しボタンの信号ですけど、定周期信号機をつけていきたいということで事業が開始されたわけですけど、その第1期事業として、踏切が狭くて、信号機をつけた場合、渋滞して混乱を招くということで、まずは踏切を拡幅していこうということで第1期事業が開始されました。

そういった中で用地買収等を進め、工事のほうも踏切手前までが前年度、平成22年度までで実施されました。今年度、踏切の拡幅を実施して、13号の踏切の拡幅の件に関しては、一応それで第1期事業としては完了するというところでございます。

第2期事業といたしまして、知立中央通線の拡幅、信号機設置という本題のほうに入っていくわけですけど、いろいろ財政状況等、厳しい中でいろいろ問題が発生してきてはおりますけど、国の補助金をいただきながら進めていかなければ、この事業も莫大な事業費ですので、進めていけないということで、要望はさせていただいておるわけですけど、今後、今年度が終わりますと、平成24年が調査のほうに入るのかもしれませんが、おおむね5年ぐらいで信号機設置までにこぎ着ければいいのかなというふうに考えておりますけど、何せ、この社会情勢等を見ますと、その辺がはっきりいつまでにやれるという話ができない状況にございます。

それと、用地の対応といたしましては、西保育園につきましては、保育園の外構整備をやる時に下がっていただいております。知立中央通線に右折帯をつけて信号機をつけるわけですけど、右折帯をつけるのを踏切との距離関係で、知立中央

通線につきましてはすべて北側拡幅ということで計画をしております。そんな中で、西保育園につきましては、外構工事のときに下がっていただいております。

あと、八剣社の土地、本社の土地があります。この土地と、それから、あと、民地が3件ぐらいだったと思います。合計、あと、4件ぐらい残っております。民地につきましては、買い取りという形で進めさせていただきたいと思います。ただ、本社、八剣社の土地につきましては、13号の公民館用地のときから言われておりますけれども、代替地というか、売り切りじゃなくて、その土地を減らせない状況にあるから、その分、代替地を出してほしいという、そういう要求をいただいております。買収というわけにはいかないものですから、その辺、また地元と協議しながら、離れた土地では代替地にならないものですから、現在の八剣社に隣接した地権者の方で御協力をいただかないとということ、地元とも調整しながら、また今後も進めていきたいなというふうに考えております。

○杉原委員

課長、もう少し詳細を教えてくださいんですけど、1期工事、今年度の踏切工事に関して、今年度やられるという話をちょっと風のうわさで、たよりで聞いたんですけど、現状、踏切工事、拡幅ですね、今の踏切に関しておよそ倍ぐらいにするという工事に関して、今年度中か今年度内なのかという話をちょっとお聞きしたんですけど、それがいつからいつやって、最終的に予算が絡むことなんですけれども、今期やるということですから、それに関して予算、国と市の要は負担金の割合がどんな感じになるか。

工事期間中、何か夜中にやられるという話もお聞きしているんですけど、詳細に関して、まずその点を御披瀝いただきたいんですが。

○土木課長

まず、工事の時期でございます。これにつきまして、名鉄との話し合いの中で名鉄との協定を結ばせていただきました。これが7月19日に名鉄

と協定を結んでおります。工事の費用でございます。総額1億1,000万円ということで協定を結ばせていただいております。

工事の実施につきましては、名鉄のほうが今月から来月ぐらいの予定で業者を決めていきたいということを伺っております。そうしますと、11月中には工事に着工できるのかなと。

レールの交換等ございますので、日中の名鉄が運行しているときにはそういった事業ができないということで、一部というか、大半が夜間施工という形になります。11月に着工し、来年の2月ぐらいまでかかるだろうというふうに伺っております。

1億1,000万円の費用ですけど、このうちの補助対象という事業費というのが1億円ということになりまして、10分の5.5ですので、5,500万円が国のほうからいただけるということになります。

それと、それに関連しまして、名鉄のほうの条件提示がありまして、これは以前からお話しさせていただいてはおるんですけど、既存の踏切の規制が厳しくなりますよというお話の中で、新幹線の下の踏切が現在1.7メートル以下の自動車が通れることになっておるんですけど、それがもう自動車が通れなくて、自転車、歩行者、それから農耕用の機械で1.6メートル以下のそういったものしか通れなくなりますよという、そういった規制がかかってきます。これは、工事着工のときに合わせて看板等を立てて周知していきたいということで、年度当初にもお話しさせていただきましたけど、9月7日にまた地元の区長、役員等にもお話しさせていただいて、今後もそういった周知を図っていきたいというふうに考えております。

○杉原委員

ちょっと答弁漏れがあったんですけど、11月ぐらいから入って来年の2月まで工事期間ということだったんですけど、時間帯が夜中の何時ぐらいから何時ぐらいということをされるのかということの答弁漏れと、あと、地元の周知に関して、工事をやられるわけですから、近隣の方、夜中にやると眠れないとかいう話も出てくるかと思ます

が、その周知に関して御披露いただきたいのと、今、お尋ねしなかった奥のほうの兎鐵工業、新幹線沿い側のほうの踏切に関しても御答弁いただいたわけですけど、これも今、最終的にいつから通行がその1.6メートル、通行どめになってそのような形になるか。

また、近隣市、また、地元のほうの周知に関してどのようにされているかということに関して、あわせて御披露いただきたいんですが。

○土木課長

先ほど、2月末ぐらいという話をさせていただきましたけど、一応工期的には3月末で協定のほうは結ばせていただいておりますので、それと、まだ業者のほうが決まっていなくて、詳しい施工計画がまだできておりませんので、私の考えるには、大体10時から5時までの間で、終電車が過ぎた後、始発電車の前までの間が実際の軌道の部分で、あと、軌道を外れた部分は、それ以外の時間でもできるということで、10時から5時ぐらいまでの間でやられるのかなというふうに考えておりますけど、まだ具体的にその辺の詳細な詰めの方はやっております。今後、業者が決まった中でまた詰めていきたいと思ます。

そういった中で詳細がわかれば、また地元にも提示していきますので、そういったところで区長と協議しながら回覧等で周知していきたいな。

それとあわせて、東側の踏切につきましては規制が強化されるわけですけど、今の踏切が拡幅されて改良されないと、東も規制ができないものですから、でき上がったら規制しますよという形で、今の予定では来年の4月ぐらいから規制をかけていきたいなというふうには考えておりますけど、まだ名鉄との実施工程がしっかりできていないものですから、その辺の全体がわかったときに、これは11月ぐらいになろうと思ますけど、また区長と周知の仕方なども検討していきたいなということで思っております。

○杉原委員

わかりました。踏切に関してはよくわかりました。理解できました。

つきましては、御手洗川弘法下橋、下空池橋、空池橋、こういった橋を選定させていただきまして、平成22年度に耐震設計を完了しております。

○杉原委員

ありがとうございます。

私の記憶するところによると、市の管理されている橋に関しては74あるように記憶しておるわけですが、それに関しても終わったと、今の平成20年度、平成21年度ぐらいですか、今、課長が言われた終わったということの理解でよろしいわけですか。

それと、今それ以外の管理している橋が幾つかあるという中で、今それを進めておられるということの理解でよろしいわけですかね。

○土木課長

現在市が管理している道路が74橋でございます。緊急輸送道路で幹線道路の関係で耐震補強をさせていただいたのが17橋で、あと、他市との境界橋、そういったものがありますので、そういったもので3橋、20橋を一応耐震補強させていただいて、残り64橋につきまして、その中でボックス橋というんですかね、耐震上施策をする必要がないそういった橋梁がございます。また、橋梁スパンが短い、たとえ落ちたとしても簡易な対策で通行が可能になる、それからそういったことで選定しますと、64橋中、対策が必要な橋梁が10橋程度かなというふうで、今選定しております。

ですので、そういった10橋程度を対策すれば、あとの橋梁につきましては、対策はしませんけど、そういった形の中の橋梁ということで考えております。

○杉原委員

大変失礼をした。私の理解が間違えていました。74橋、大半が終わっていたのかなと思ったら、今の課長の発言の中で17橋プラス3橋、今はそういった形でほかの緊急輸送道路ですか、橋ですか、をやられているというお話でした。

今の状況を見ても、橋だけに関しても今のところ主要な17橋プラス3橋、20橋をやられたと。見てみますと、私自身もしっかり見ていないので

わからないんですけど、耐震化は一応したんですけど、老朽化が進んでいて、鉄筋コンクリートでいくと大体50年から60年、要は橋のかけかえをしなくちゃいけないという時期があると思うんですけど、以前進められたやつについての必要性とか、対策は、よろしいわけですかね。ちょっとその点、お尋ねしたいんですけども。

○土木課長

済みません、ちょっと計算が合いませんね。74橋で20橋で54橋です。済みません。

それと、耐震以外の老朽化した橋の対策ということですが、99ページの上の橋梁点検委託業務、これにつきましては橋梁の長寿命化計画の中の点検委託業務ということで、一般的には50年、60年という橋の寿命の中で少しでもライフサイクルコストの縮減ということで、ちょうど二、三十年前にたくさん橋をつくって一気にかけかえなきゃいけない橋が出てきちゃうと財政上もすごく困難な状況になるということで、少しでも延命措置と、それからバランスのいいそういったかけかえというような対策をとろうということで、長寿命化計画というのを今作成中でございます。

その前段で点検業務を去年とことしでやるということなんですけど、そういった中で古い橋梁、それから新しくても今後いずれかは古くなっていく、そういったのをどういった修繕を加えて、どういった補強を加えたら長寿命化になるんだろうかという、そういった計画を今後つくっていききたいということで、そういった古い橋梁をどうするんだという話ではなくて、そういった橋全体について長期的な延命措置を図りたいという、そういった今計画づくりをしております。

○杉原委員

橋梁に関してはいろいろこういう委員会、議会の中でも出ておりますけど、かなり一遍に橋をつくってきたという経緯も、保育園の整備計画もそうですけど、橋もそうなんですけど、知立市に関しては一遍に財政を要するところがあります。市民の安全、安心、交通安全を守る意味でも、この橋梁に関しては非常に大切なところだと思います

ので、今作成中ということで、課長、よろしいわけですね。これ、いつごろそれを。今委託業務等を出して、今の橋に関して延命化、その他もろもろに関して作成が完成する予定ということですかね。

○土木課長

去年とことしで点検いたしまして、来年度、長寿命化計画を作成していきたいと思います。

○杉原委員

わかりました。じゃ、来年度、また見させていただいて、質問をさせていただきたいと思います。

橋梁に関することなんですけれども、私自身が聞いているところによると、上重原の本郷の交差点から西中に向けて猿渡橋がござますよね。上重原町の本郷の交差点から西中のほうに向かって行く。あそこに関して、今、あそこは県道になっておるわけなんですけれども、県道から市道に払い下げになると。払い下げをする上で、あそこの橋梁に関しては、要は前市長から私が聞いていたのが、歩道をつけてもらって市のほうに移管をするというお話を聞いておるわけですけど、そこの今の計画に関しては、県道から市道の払い下げが間もなくなくなるようなお話も聞いているわけですけど、どんな状況になっているかということをお聞きしたいんですけど。

○土木課長

今年度、市道認定をさせていただいて、市の整備計画もつくっていく中で、橋を市の整備計画というか、本郷交差点から西中苑までの歩道整備をしていきたいということで、本来、国道419号線につきましては、前回もお話しさせていただきましたけど、衣浦豊田線、現在の国道419号、バイパスですね、これができ上がった時点で国道419号は市に払い下げるといふか、県としては国道が不要になるということで、平成16年に完成いたしまして、それ以後、市のほうに移管するような動きがあったわけですけど、市としても歩道は欲しいし、それから橋梁も欲しいということで、すぐ受け取った場合、なかなか市の財政も厳しいということから、橋は結構何億円という形でかかりま

すので、その橋をつくっていただきたいというのを県に申し出ております。なおかつ、歩道整備につきましては、県の支援をいただきたいということで話をしております。

橋につきましては、そういった話の内容の覚書を締結させていただきまして、おおむね橋につきましては今年度から5年以内につくっていただくという形になっております。

現在の状況としましては、橋の予備検討ということで、上流にするか下流にするか、幅員は幾つにするか、それから実際に現地にその橋がかけられるかどうか、かけた場合の後の影響だとか、いろんな検討をしたいということで、ことし橋の予備検討をしたいということで県のほうから聞いております。

○杉原委員

今年度から、じゃ、その歩道をどちらに、東につけるのか、西につけるのかという予備検討をしていくということでよろしいわけ。

それと、予算に関しては県のほうにということで、100%県のお金で歩道に関してはやっていたのかどうかということに関して、この2点、お尋ねしたいんですけど。

○土木課長

予備検討が終わりますと、詳細、それから工事ということになりまして、平成25年をめどに進めていきたいということで話をしておるわけです。

基本的には上流側、東側に歩道はつけていきたいなというふうな考えはおるんですけど、物理的に不可能な場合は、また西側になる可能性もあります。

費用面では、橋につきましては全額県負担、県事業ということでございます。その他の橋前後の歩道整備につきましては市事業ではございますけど、県の補助をいただきながら、支援を受けながら進めていきたいというふうな。

以上でよろしいでしょうか。

○杉原委員

5年がかりで県の負担で歩道をつけていくということがわかりました。

今後、地元の方、私の地元の上重原町と、あと西中町の水野議員もいますけど、その地元の方々に関して、工事をやると多分御迷惑をかける部分が多分に出てくると思うんですけど、周知に関しては今後こういった形でされていくのか教えていただきたいんですけど。

○土木課長

まだ橋が実際にどこにかけられるのかという問題もありますし、内々には役員程度には話はさせてはおりますけど、まだこれは他言しないようにということで、東につけるか西につけるかという、そういった話もありますので、もう少し予備検討を行って、もう少し姿が明らかになってきたら、もうここにやりたいという話になったときに地元で周知していきたいな。

地元としては、役員レベルですけど、東についてはおおむね皆さん了解していただけるだろうというふうには役員からは聞いております。ただ、先ほど上重原中央通線のお話もしましたが、財政上の問題があって、橋は県に5年でやっていただくという話はさせていただきましたけど、あと、橋前後の歩道整備につきましては、これ、地元の用地買収も絡みますので、地元との調整もあります。それと、財政上の問題もあります。だから、5年以内には難しいというふうには私は考えております。おおむね、ちょっと気が遠くなるかもしれませんが、10年計画ぐらいで進めていかないとできないのかなというふうに考えておりますのでお願いします。

○杉原委員

わかりました。課長が5年じゃ難しい、10年だと。いずれにしても、あそこに関しては前市長も県道から市道に払い下げのときに県のほうに何度かお願いをして、ようやく県の予算でやってもらえるということで、県も予算がないということで10年ぐらいかかるだろうと。前向きに前進してやっていただきたいなと思います。

次に、もう一つ。主要成果報告書102ページ、第8款土木費4項都市計画費5目の都市開発費委託関係のところでお尋ねします。

これ、一般質問の越境して聞いてしまいましたけど、改めてちょっと確認をしたいんですけど、仮称知立上重原北部土地区画整理事業、企業誘致活動支援業務、企業動向アンケート実施157万5,000円とありますけれども、どのような調査をされ、結果はどうだったのか、そしてその結果を踏まえて今後どういうふうに進めていかれるかということに関して教えていただきたいんですけど。

○まちづくり課長

企業誘致活動支援業務委託料でありますけれども、これは上重原北部の土地区画整理事業でして、同事業は平成21年8月に事業中止の要望の提出がありまして、平成22年12月に予定いたしました市街化区域への編入を見送りました。

この反対の理由というのが多かったのが100年に1度と言われます世界的な金融危機、要はリーマンショックですとか、トヨタショックの経済不況の中で進出企業があるのかという不安の声でありまして、その不安の声にこたえるために私どものほうは企業誘致推進のためのアンケート調査というを行いました。

アンケート調査につきましては、市内企業130社を含む愛知県内の企業1,172社へ送付いたしました。回答をいただきました企業数というのは208社で、17.7%であります。これにつきまして今現在行っておりますのは、このアンケート結果の中で今後定期的な情報提供を望むということ希望されました市外企業23社とアンケートの回答をいただきました市内企業41社へアポをとりまして、了承された企業を企画政策課が設置しました企業誘致プロジェクト委員会の委員と一緒に企業アンケート結果報告を持ちながら訪問しました。

その訪問した内容と申しますのは、この報告書の説明ですとか、それから震災後の企業環境、大震災が起こる前にアンケートを行いましたものですから、それ以降の企業環境の変化ですとか、経済状況、それから企業から見た知立市やら上重原北部についてのお話を聞きしてきました。

現在は、企業誘致プロジェクト委員会のほうでこの情報を整理しております、その情報を整理

しました結果とともに上重原北部の地権者の方々へ報告してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○中島委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

済みません、先ほどの橋梁耐震対策の状況につきまして、橋梁数をちょっと訂正させていただきます。

現在、市が管理する橋梁につきましては73橋でございます。橋梁の耐震対策完了橋梁が17橋、未対策橋梁が56橋でございます。失礼いたします。

○杉原委員

先ほどの、じゃ、済みません、質問を続けさせていただきます。

企業誘致の関係。市長にちょっとお尋ねをしたんですけど、市長は選挙公約の57項目の中に、知立市のイメージを高めるような魅力ある企業をトップセールスで誘致しますとありますが、どのような形で実施をされていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○林市長

私なりにいろんな方々にあの場所の可能性、あの場所を説明させていただいて、自分の知り得るいろんな方々にそういう可能性についてはお話を持っては行っているんです。行っているということが一つあります。

一方で、今回のこのアンケートを受けて、市民の皆様方の意向というのをやはり一度踏まえないかなんかということはあるわけでありまして、今の時点ではそういうことであります。

○杉原委員

具体的な対策はないということが今露呈されましたけど、続いて上重原のもう一個、102ページ

のところにあります知立上重原北部知立山土地区画整理事業区画整理設計委託料業務298万7,250円とありますけれども、設計上の図面では計画が着実に進んでいるというふうなここの中では受け取られますが、実際のところどんな感じで動いているのかということをお聞かせいただきたいんですが。

○まちづくり課長

知立山土地区画整理事業の区画整理設計委託でございますけれども、これは、以前、施工面積を5.5ヘクタールで作成しました区画整理設計書を利用して、面積を5.5ヘクタールから3.4ヘクタールに縮小しまして再設計しまして、組合の設立認可申請書を作成するための委託業務であります。

当初、この地区につきましては、施工面積は5.5ヘクタール、地権者は60名で区画整理事業を立ち上げようとしたんですが、同意が得られず、本同意率が55%であり、区画整理事業を見送ったところであります。

平成22年度は、施工面積を5.5ヘクタールから3.4ヘクタールに、地権者を60名から30名に縮小した計画で準備委員会と再協議を行い、7月に地権者へ縮小した区域での説明会を開催し、了承を得ました。その後、愛知県へ組合の設立認可申請書の事前協議を行い、事前協議は平成23年5月19日に終了して、現在は本同意の取りまとめ中でございます。

以上です。

○杉原委員

ありがとうございます。

課長のほうから今御説明いただいて、一般質問の中では、済みません、許容範囲を超えてしまったのでそれ以上質問ができなかったのが再度確認をさせていただきましたが、上重原北部に関しては、なかなか難しいと。今、課長のお話だと知立山土地区画整理に関しては、規模を5.5ヘクタールから3.4ヘクタールですか、縮尺して30名の方が御理解いただいて、これから進んでいくと。ぜひ、これ、進めていただきたいなと思います。

質疑の中でもお話をさせていただいたところでもありますけど、繰り返しになって申しわけないです、知立市の財政に関して、本当、厳しいなということが私自身も勉強をさせていただいてよくわかりました。実質上の中の債務、借金が、先日清水企画部長のほうからありましたけど、14億円ぐらいが借金のめどだろうという中で、実質上の中でいくと、建設債とか、これから借金、臨時財政対策債、その他もろもろを借りていくと20億円近い、19億円から20億円ぐらい要は借りていかなきゃいけないと、超えていると。要は5億円から6億円足りないと、知立市の財政状況からいくと。それを穴埋めするのが、私、最近一般質問、質疑の中でもお話しさせていただいたとおりに、この大きなこういうプロジェクトしかないんですよね、実質上の中でいくと。

だから、まず山町の区画整理に関しては、今同意が得られたということですので、ぜひとも進めていただいて、そうなれば間違いなく建物のほうの固定資産税がアップになると思われまじ、住民税も入ってくるだろうし、所得税も入ってくると思いますので、確実にこれは進めていただきたいなと思います。

副市長のほうに御確認をさせていただきたいんですが、市長にはちょっと将来のビジョンがないような感じをお見受けしますので、実質上の中の都市計画マスタープランの中の上位計画、第5次総合計画の中で、上重原北部土地区画整理26.6ヘクタールの8万坪に関しては非常に厳しいが、しかし今の山町は進んでいくと。これだけでは、間違いなく今後の知立市の財政状況の中でも厳しい状況であると。

先日、同僚議員の田中議員が御質問をさせていただいた6月議会の愛知県議会にも出ました。大村知事の中の都市開発計画法の開発許可制度の緩和、これに関しても先日神谷部長のほうはやっていかないという話があったわけですが、今後大きなこういった事業に関してどのような形を考えておられるかということに関して、副市長に見解をお尋ねしたいんですが。

○清水副市長

まず、後段でおっしゃいました今回の県条例の改訂、いわゆる都市計画法の緩和策でございますけれども、これは本会議でも議論がございました。現時点、今県のほうがそういった条例改正をされて、その条件を示していただければいいわけですが、その中では知立市にはそういう該当するところが現時点ないということでございます。

将来的にどうだということは、これからさらに検討する必要があると思っておりますけれども、基本的な考え方は、やはり知立市、約六十数%、約7割弱の市街化区域を抱えている市でございます、御承知のとおりまだまだその開発整備というものがないということも事実でございます。でありますので、その辺を進めながら、先ほどの今回の県の新たな取り組み、こういったものをどのように対応していくかということは、少し時間をいただく中で、全くこれを度外視するということはないわけでございますけれども、いずれにしても今の知立の現状をかんがみながら、これは慎重に進めていく必要があるだろうという認識でございます。

それと、現在のいろんな財政状況、いろいろ厳しいということでございます。そういった中で将来はということでございますが、やはり長期的にはなかなか地権者の皆さんの御意向も難しいという中での上重原北部の将来の土地利用の問題とか、今山地区も徐々に進みつつあるわけですが、そういった市全体での土地利用、そういったものをしっかり生かしながら将来のそういう財源確保ということは必要なことだろうというふうに思っています。

いずれにいたしましても、まだ今回の企業誘致のためのアンケートも今集計中というような課長が答弁いたしましたけれども、知立市全体、知立市そのものがそうですし、あの上重原北部地区というのは非常に交通の便にも恵まれて、非常にそういった企業立地にはすぐれているということは、いろんな方からもお話を伺っている、そういうようなところでもございますし、そういった中での

都市計画マスタープランでの位置づけだというふうに理解しておりますので、まだまだ時間を要することだというふうに思いますけれども、市としては地道に進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

○杉原委員

この件に関しては、決して規制緩和をすることによって乱開発をしてくださいということじゃないんですね。要は、知立市の中の、私もわかっています、16キロ平方メートルの中の約10キロ平方メートル、66%が市街化区域、あとの34%が調整区域。近隣市に比べれば市街化率が高いということをおもわかっております。しかし、今の知立市の財政状況をかんがみると、このままでいくと本当に今の林市長、来年まで任期がありますけど、までは大丈夫だということは言えますけど、今後の知立市を占う意味では、はっきり申し上げてもう危険信号に、将来を担う子供たちにとって借金を背負わせる形になるので、それを防ぐための対策をしていかなくちやいけないと私は考えます。

その中の、要は愛知県の中の6月議会にも出ました都市計画法、開発許可の緩和。特に、田中議員も言われましたけど、知立市の中で当てはまる場所に関しては西中町。あそこは調整の既存宅でありますよね。だから、前も平成元年ぐらいのときに国のほうも都市計画の線引きに関しても見直そうという話がありました。もう一個、八橋の才兼池、あのあたりも調整の既存宅、要はうちがたくさん建っているんだけど調整区域なんですよ。だから、実質上の中で申し上げれば、ああいったところに関しては、知立市は当てはまると思うんですよね。だから、そういった部分についても調査、研究から始めていただきたいと思えます。

そうならば、税収の中の、今固定資産税ですけど、都市計画税も生まれてきます。最終的にはいろいろ配管等、下水道その他もろもろ、やっていかなくちやいけないものですから、お金は当初はかかります。その後の回収はできると思えます。ですので、行政側としてもそういった部分の

チャンスをとらえて、ぜひ一度、調査、研究から始めていただきたいなと私自身は考えます。

市長の見解からいくとなかなか、要は思いを話すだけで、実際どうしたらいいかということが口の中から出てこないんですね。行動も出ていないという、今、状況であります。ぜひそのところから調査、研究してもらいたいと私は考えます。

副市長に関しては前向きな今、御答弁をいただいたわけですけど、いま一度そういったあくまでも私の提案ではありますけれども、副市長、見解を再度求めたいと思えます。

○清水副市長

将来に向けていろんな国の制度、あるいは県の制度、そういったものをしっかり活用するということは大変大事なことだというふうに思いますので、そういった制度を全く除外してということではございません。いろんな制度ををこらみながら知立市に合った効果的なそういう手法というものもしっかり検討する必要があるというふうな認識でございます。

○杉原委員

ぜひ、そこら辺のところ、今の知立市の財源状況からいったら大きな財源を生み出すのは、今そういった部分しかないのかなと私自身は考えますので、ぜひ調査、研究からで結構です。そういった部分から入っていただきたいと思えます。

最後に、主要成果報告書103ページ、第8款土木費5項住宅費5目の住宅建設費、住宅工事関係の中で、市営住宅が今、仮称市営高場住宅が今建設をされています。これらの幾つか市営住宅があるわけですが、知立市の公営住宅ストック総合計画書に基づいて、平成24年から高場市営住宅に関しては入居完成を目指しておられますけれども、今現状、予定どおり進んでおられるのかどうか。

私も、先日、見てきましたけど、かなり高層まで、3階ぐらいかな、2階、3階ぐらいまで上がってきておりますけど、30戸の市営住宅が完成するわけですが、その基準どおり今3月末完成で来年の4月から入居開始という中が、実際状況下の中で期限が守られるのかと、入居対象者に関して

はどのようなことを考えておられるのかということ
をまず御披瀝いただきたいんですけど。

○建築課長

工事の進捗のほうにつきましては、予定どおり
といたしますか、年内には、今ここからでも見える
かもわかりませんが、5階までコンクリート仕
事を打ちまして、上の屋根まではできております。
内装のほうも順次行っております。

来年の、当然3月末までにはできると確信して
おりますけど、それに伴いまして、私のほうが重
要なのは平成24年4月からの入居ですね。入居を
予定しておりますので、そのスケジュールに沿っ
て随時、また12月の議会の中では高場住宅の設置
ということで議案の中にそれを入れ込みたいなど
思っております。

入居の内容につきましては、現在30戸建設をし
ております。この中で高齢者向けということであ
るんですけど、しかしながら、30戸全部高齢者
かということ、やっぱりいろんな世代の人も入っ
てほしい、高齢者ばかりではコミュニティーが
うまくいかないということもありますので、現在
考えているのは、おおむね半分ぐらいを福祉枠で
考えていけたらなと思っております。

○杉原委員

ありがとうございます。

今、半分ぐらい高齢者の方で半分が一般の入
居の方ということでよろしいですね。

○建築課長

高齢者というよりも福祉枠ということでお願い
したいと思っております。この中には、子育て世帯も入
居するという解釈でございます。

○杉原委員

わかりました。高場住宅に関しては、今後事故
のないように進めていただきたいと思うんですが、
そのほか市営住宅に関しては、私が調べたところ
によると10棟103戸ございます。

この10棟103戸に関して、市内には老朽化した
市営住宅になっていると。調べさせていただいた
ところによると、中山住宅が6棟29戸、築年数36
年から41年、昭和45年から昭和50年に建築をされ

ていると。本田住宅2棟10戸。これに関しても、
築40年、昭和46年に建築をされた。八橋住宅、
これは4棟64戸で、これ、3階建てですよ。築
年数が29年から32年、昭和54年から昭和57年。

要は、建てかえの時期が来ていると思われるわ
けですけど、修繕やなんかは今やっておみえにな
られるわけですけども、今後の計画、市営住宅
に関しての考え方を御披瀝いただきたいんですが。

○建築課長

市営住宅のほうにはる今説明をいただきました
けど、昭和40年代からつくったもの、それから
八橋については昭和54年からつくったものがあり
ますけど、これも耐震のほうもチェックをしまし
て、これもまだまだもつということですので、長
寿命化もありますので、改善のほうも国費を入れ
て随時やっていますので、使えるまで使っていく
ということを考えております。

最終的に、使えなくなる場合が将来的には来る
と思っておりますけど、そうなった場合は、本田住宅と
いうんですかね、あの辺はちょっと面積的に少な
いものですから建てかえてやるということまで
行かないかもわかりませんが、まだまだ今のと
ころは使っていけるというふうに考えております。

したがいまして、まだ建てかえのことまではち
よっと、まだまだ10年ぐらいはいけるというふう
に踏んでおります。

○杉原委員

今、建てかえに関しては、修繕をしていけば使
えるといったようなお話がございましたが、実質
上の中でいくと、もう築30年、ひどいというか、
古いものになると築40年を超えているんですよ。
間違いなく実質上の中でいけば、もう建てかえ時
期に来ていると。

一般質問でも、私、させていただきます。市
営住宅を市が独自でつくるということに関しては、
これからお金がかかるという話をさせていただ
いたと思います。地権者の方につくっていただく
ということに関して、前、御提案を申し上げたと
思いますが、それを要は借り上げていくと。
そうならば、前もお話したとおり、地権者のほ

うからも固定資産税も得られる、その他もろもろの中で市のほうも修理費やなんかも修繕費やなんかも要らなくなるといったようなお話をさせていただいたわけですが、その後、たしか答弁が調査、研究だったと思うんですけど、その後の市営住宅、まさにもう10年という枠の中じゃ納まらない、築40年を過ぎているやつに関しては早急に考えなくちゃいけない部分も出てくるわけですよ。修繕費だってすごく、八橋やなんかの鉄筋コンクリートでいけば、上の修繕に関しても何百万円かかるわけですよ。

逆にそういった修繕をするよりも、そういった形で進めていかれたほうがいいんじゃないかという御提案をさせていただいたわけですが、その点に関しての調査、研究に関して、今どんなふうに進んでおられるか。約1年ぐらいたっていると思うんですけど、その点、どうですかね。

○建築課長

市営住宅のほうも確かに耐用年数でいいますと過ぎているものも、近くなっているものもあります。しかしながら、耐震診断も行いまして、まだまだもつということ、それから国費をもらって住宅の改善を進めているところでございますので、使えるだけ使っていこうという、今あるものはそういう方針でございます。

それから、以前に言われた市がつくらなくてもということで御質問をいただいたわけですが、借り上げ住宅等のことかなということをお思いますけど、これもずっと市が1カ所の方から借りるということになりますと、これは国のほうも試算をすると何か余り得策ではないと。例えば、10年だけ借りて、あとは市が借り上げをやめるということであれば、まだまだ借り上げのメリットはあるのかなということでもありますけど、いずれにしましてもその建物をつくるに、お金は市がつくっても民間がつくっても当然要るわけですので、だれかがその分を補てんするということがありますので、そういう意味で考えると、なかなか借り上げ住宅も市が全部永代まで借りていくということになると、それは非常に難しいということで、今は

研究もその辺で終わっております。

○杉原委員

頭ごなしの回答であったと思います。試算は出されたかどうかということに関しても、今は実質国が言っているからというお答えでしたよね。国は国、市は市、要は市の形をどうやって進めていくかということに関して、全く試算をされずして、最終的に国が言っているから。じゃ、国がこの市は要は崩壊ですつたら、崩壊なんですか。だから、実際の試算をつくってみて、本当にそれがいいかどうかということを検証してくださいよ。実質上の中で、要は頭ごなしにただ行政側はやると面倒くさい、国が言っているから。要はそこでバリアを張ってしまう。それじゃ、知立市の今のいろいろ行財政の話をさせていただきましたが、それで知立市が今後もつのかなって。

地権者の方にとっても、市が借り上げれば、最終的には、今の10年じゃなくて、20年で返済ができるそのような計画をつくって話をしていくということであれば、できると思うんですよ、実際の中でいくと。何もせずして、ただ今そこで終わるということに関しては、私は納得できないですわ。

ぜひ、その部分に関しては、一度そこの中から調査、研究をしていただきたいと思っておりますけど、副市長、どうですか、その点に関しては。

○清水副市長

公営住宅の建設というのは、今御質問者がおっしゃるような、そういう借り上げのそういう民間住宅を借り上げるという方法、あるいは今回高場住宅は知立市が直接建設をして、直接知立市が管理をするという方針でこうやっているわけですが、その結論の過程の中でも、今全国的にはPFIとか、いわゆる民間のそういう資金を活用した手法もいろんなところであるようでございますので、現時点、今、新たな知立市の市営住宅の建設というのは計画の中にはありませんけれども、そういったことは別にいたしましても、どういう手法が一番建設コストの問題も含め、将来の維持管理費の問題、そういうことも含めて、それは私ど

ももしっかり日常の業務の中で研究する必要があると思いますので、御提案の中身も含めて研究はしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中島委員長

質疑、ほかにございませんか。

○坂田委員

成果報告書の97ページ。2目の道路維持費、側溝修繕ほか市道山町東栄線、ほか54件ということでございますが、これは議案説明会のときに部長から町内要望に基づく道路維持補修事業という説明がありました。

我々の地区においても毎年組長経由で土木工事箇所申請書が出され、非常に多くの申請が出されるわけですが、その中、また、個人の程度エゴ的な要望もありますもんで、町内で精査し、そういったものを当局側に次年度の土木工事要請ということで出させていただいておりますけれども、31町内からかなりの件数が道路工事に関して要望が出されると思いますが、この平成22年度に実施した54件、これはどれぐらいの要望に対して何割ぐらいこたえられているのか、大体で結構ですので、その点お聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

地元要望につきましては、側溝修繕に限らず、準市道整備舗装修繕、それから今回の側溝修繕とあるわけですが、全体をとらえまして、以前からもお話しておりますけど、大体要望に対しての7割が実施できるというような状態になっております。

○坂田委員

大体7割ぐらいにこたえていくということですが、次のページに工事関係ということで舗装修繕工事、側溝修繕工事、準市道整備工事、歩道修繕とその他の工事ということで50件余の報告がされておりますけれども、これもやはり町内要望に基づいた工事なのか、また、市の計画に基づいた工事なのか。そしてこの中にも前ページと同じように道路維持補修事業として載っておりますが、前

ページとの違いというものはどういったところにあるんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

失礼しました。土木要望という形の中で申請がどれぐらいだという話でありましたので、7割だという話を差し上げました。それにつきましては、ただいま98ページの工事関係の舗装修繕、側溝修繕、準市道歩道等の、これが土木要望に対する工事の関係です。

前ページの修繕関係でございます。これにつきましては、緊急修繕でございまして、道路の陥没ですとか、側溝でもちょこっと欠けただとか、漏水しただとか、そういった小規模な修繕の内容でございまして、これにつきましては区長要望もございまして、市民通報もございまして、道路パトロールで発見したのもございまして、そういったものを網羅して緊急にやらなきゃいけない要望につきましては即座に修繕しているという、そういうものでございます。

○坂田委員

先ほど、議案説明会のときに部長からの説明ということをお申しましたが、そうしますと、本当は今言ったこの四つ、4工事といいますが、54件になります。これが町内要望に基づいた工事と、そういったことと理解してよろしいんでしょうか。

○土木課長

そのほかに、河川排水路の関係もございまして、これだけではございません。

○坂田委員

この中に舗装修繕工事というものがございまして。最近では、降った雨水を地中へ返す機能を持った透水性舗装、また、排水性舗装が各地で実施され、これらの舗装は表面に水がたまることがないために水が跳ね上がることがなく、そして交通安全上にも多々メリットがあると同時に低騒音効果もあると、そういったことも報告されており、現実にも、知立市内はちょっとわかりませんが、いろんなところを走りますと、雨が降っているときに

そういった舗装がされているところがあり、非常に走りやすい。夜間でも反射がなく、走りやすい状況があるかと思えます。

知立市のこの11件、また、そして過去にさかのぼって透水なり排水なりのそういった舗装工事は実施されたところがあるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○土木課長

市道につきましての排水性舗装ということでございます。幅員の広い国道等につきましては、路面を雨が流れるということで走りにくいという状況もございますけど、知立市道につきましては、比較的狭い道路がほとんどでございます。車道につきましては、そういったことから排水性舗装につきましては実施しておりません。

ただ、透水性舗装ということで重車両には耐えることができないものですから、歩道、それから歩行者専用の特殊道路、そういったものについては修繕、もしくは新規の場合につきましてはできるだけ透水性舗装にしていくように心がけております。

○坂田委員

今後はできるだけ透水性舗装をしていくという、今、課長の答弁ですけれども、この透水性舗装は従来の舗装と比べてかなり金額も高いと、そんなことも聞いておりますけれども、単純に従来のあいつたアスファルトの本来の舗装とそういった透水、排水舗装はどのぐらい、例えば何倍か何割か、そこら辺、あればお聞かせいただきたいと思えます。

○土木課長

透水性舗装につきましては、一般の歩道舗装に比べて、現場の作業条件にもよるんですけど、1.5から2倍ぐらいの範囲ぐらいかなと思うんですけど、幅員が狭かったりした場合は、ちょっと小型重機を使わなきゃいけないとか、そういったようなことで、現場条件によって若干変わりますので。

○坂田委員

1.5倍から2倍かかるということですが、でき

るだけ幹線の市道に関してはそういった舗装を、財政も厳しい中で大変かと思えますけど、できるだけまた実施していただきたいと、その点をお願いしておきます。

次に、その下、3目道路新設改良費、工事関係ということで、そのうちの下から2番目と3番目、牛田町20号線、清水工務店と梶川工務店の工事が載っておりますが、それぞれどんな工事だったかお聞かせいただきたいと思えます。

○土木課長

道路新設改良工事の上から3番目と4番目かと思えますが、上から3番目につきましては、国道1号線と牛田町20号の交差点、豊臣機工ですとかパチンコ店ダイアナがある部分の交差点の改良事業でございます。

もう一つ、4番目の牛田町20号につきましては、高根地区の20号線の改築工事でございます。

○坂田委員

1号線とあそこの交差点、そしてもう一点は高根地区ということですが、この上のほう、国道1号線と市道20号線との交差点改良については、これまでの議会で多くの議員、もちろん私も含めてでございますが、いろんな形で議論してきたわけございまして、やっとな豊臣の敷地を一部買い、塀をバックし、そして右折帯を設けるとい、そういった工事が市としては平成22年度に完了し、当然ながらこの平成23年4月からは、南北とも1車線ふえ大変な渋滞です。週末になりますと、牛田の神社のあたりまで渋滞する。そしてまた、今、大型が、あそこ、来迎寺のほうから入ってくるということで大変な渋滞が続くわけですが、これも解消されるということで、地元の住民の期待とともに、また私もそういった形で地元住民に説明をしてきました。

しかし、その後、あの南北の電柱移転、あれに以外に大変な苦戦をし、右折帯供用が暗礁に乗り上げていると。市の工事は済んだけれども、いまだにあそこに臨時のガードレールを敷いて、市民からは一体どうなっておるんだということが私にも区長にもいろんな形で苦情が来ておるわけでご

ざいます。

その後、私個人には担当部局から8月いっぱい、9月いっぱいになるという説明は受けております。また、そして、ここ最近になり、担当部長から10月いっぱいどうもかかりそうだと、そういった形で報告を受けており、その都度、私は地元ではもうちょっと待ってくれと、こういった10月という返事をもらったということは説明しているんですけども、私個人的には聞いておりますけれども、改めてこうした委員会という公の場所で、あの工事は、市は済んだのに、4月から供用のために工事は済んでいるのに、なぜここまで延びているのか。また、そして今回、私、返事をいただきました。この10月いっぱいであそこの南北の右折帯は利用できる。そこら辺のところは間違いないのか、そこら辺のところを確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

この交差点改良事業につきましては、平成19年から平成22年の4カ年計画で進めさせていただきました。平成19年、平成20年は一応下準備という形で進めさせていただいて、国交省のほうも事前協議、そういったものを進めさせていただいて、平成21年に用地買収、平成22年に工事という予定で進んでおりました。用地のほうは順調に協力いただきまして平成21年に買収させていただきました。それと同時に建設省のほうに協議のほうをさせていただいておるんですが、今度、設計協議ということで協議させていただいておったわけなんですけど、国道1号線という国の大動脈ということもあって、いろんな視点から協議の中身にいろいろ問題が発生しまして、そういった中の協議にちょっと手間取ったような状況がございます。

平成22年に工事を発注しましたが、協議につきましては継続中の形で工事のほうは発注させていただいて、市道のほうと市道の南側、北側につきましては工事のほうができたわけなんですけど、その設計協議が整わず、交差点の内部が残ってしまったという状況でございます。

平成23年度に入りまして、引き続き設計協議

をやりまして、設計協議につきましては5月に回答をいただきまして、ただ、その後にもまた施工協議というのがございまして、これは実際の国道1号線を工事をやるために何パターンか切りまして、交通安全施設ですとか、その事業そのものの工程組みの関係で、10工程ぐらい切りましてやる中でいろいろ中身の協議をさせていただいたのが施工協議でございます。それにつきまして8月ぐらいまでかかってしまいまして、そういった協議が整わないと電柱移転のほうの申請もできないということで、電柱のほうは協議を中電のほうは国交省のほうと協議しておるわけなんですけど、国のほうは原則民地電柱ですよということの中からいろいろ中電のほうも検討しておたわけなんですけど、民地電柱が不可能な状況の中で、また再度、国道敷内に建築ができないかということの中で、やっと協議が中電のほうも整ったということを最近聞きまして、今後、今月中に中電のほうに新しい電柱を建柱いたしまして、10月の中旬ぐらいに古い電柱を抜くという。それから1週間から10日ぐらいで工事。工事そのものはそんなに大きな工事じゃないものですから、10月いっぱいぐらいをめどにできるのかな。ただ、雨天の状況もありますので、順調にいけば10月いっぱいぐらいで完成できるのかなということの考えを持っております。

○中島委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時58分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○坂田委員

1号線と市道20号線とのあの交差点は、先ほど課長からのお話をいただきました。10月いっぱいということで、今回は間違いないかなと思っております。現実には、ここ最近ですけれども、あそこに近々電気工事を始めますという、そういった看板も立っておりますので、今回こそは間違いないかなと、かように思っております。またよろしく

お願いいたします。

この市道20号線ですけれども、安城市との地境の高根地区において拡幅工事が進んでおります。先ほども工事関係のうちの1件はその拡幅工事ということで、また、その下にも道路改良用地として2,300万円が計上されておりました、そういった物件移転、そして、また、用地の確保、そういったものは済んでおり、この平成23年度にあそこは拡幅工事が完了すると聞いております。過去には、平成22年ということもございましたが、また先延ばしでそういったことを聞いておりますが、今年度に入りまして、あそこ、一切、あの四つ角からずっと向こうですけれども、安城より何ら工事されているところは、私、見受けませんが、この平成23年度にあの拡幅工事完了というのは私の聞き間違いなのか、それとも間違いなく完了予定、計画されているのか、その点、お聞かせいただきたいと思っております。

○土木課長

この事業につきまして、安城市境から知立団地に入るまでの約280メートルでございます。この路線につきまして、平成19年から平成22年まで用地補償を行いまして、平成23年度で全体工事を完成させるという予定でございました。ただ、用地のほうは予定どおり平成22年で全部完了しましたけど、工事のほうは前年度予定にはなかったんですけど、来年度というのは平成23年度のことですけど、来年度の補助金が大変厳しくなるということで、前倒しで予算を平成22年度につけていただいたことから、平成22年度も一部着工させていただいて、安城市境沿いから約80メートルほど工事を実施させていただきました。

案の定、今年度、本会議でも説明がございましたように、社会資本整備の交付金が満足にいただけないことから、今年度は非常に厳しいということで、今年度全部完成させられるかといいますと、それがちょっとできなくて1年延びてしまうというのを前にもお話しさせていただいたかとは思っておったんですけど、今年度、平成22年度の倍ぐらいになります。約140メートルほどできるのか

などということで、そうすると220メートルということで、あと60メートルほど残りまして、交差点も改良しなきゃいけないということで、西高根用水沿いも120メートル改良するということで、東西合わせて180メートルの事業が来年度に繰り越されるという形になります。

ですので、事業期間としては平成24年度いっぱい現在考えております。

○坂田委員

東西180メートルというのがちょっとわからないんですけど、あれは南北で、安城からの、固有名詞を出して悪いですけど、飯田さんのところまでは拡幅が済み、こちらの入り口のところの一部は拡幅が済み、真ん中がずっと手つかずの状態、用地買収はすべて済んでおるわけですけれども、もうちょっとわかりやすく説明していただきたいということと、平成24年度いっぱいかかるということ、私が聞いておれば私の聞き漏らしで申しわけないですけれども、やはり地元ではそういったいつになるんだということは絶えず聞かれるわけでございまして、私は平成23年度中には間違いありませんよということは今までも説明してきました。今、私にとって初めてこの平成24年度いっぱいかかるということを知ったんですけれども、そこら辺のところ、もう一度お答えいただきたいと思っております。

○土木課長

南北が280メートルございます。そのうちの220メートルを平成23年度までに完成させて、60メートルが残ります。交差点をつくるには、東西の路線を2車線にする必要がありますので、その取り付け部分として片側60メートルずつの120メートル、合わせて180メートルが平成24年度に残ってしまうということでございます。

今年度、どこまでやれるかという話なんですけど、いつ決まったんだという話なんですけど、国のほうの補助の話が7月、8月、それと追加補正でも来ればよかったんですけど、それもないということで、最近そういった状況になってきたわけなんですけど、国のついた予算の範囲で実施できる範

囲といたしましては、今年度、140メートル分での60メートルと東西が残ってしまうということで、これも今後、また区長から地元へ周知していかなくやいけないという話でございまして、まだ地元にはお話をさせていただいていないかもしれません、済みません。

そういった状況で、まだ設計もこれから積み上げていきますので、実際140メートルも140メートルかどうかというのもまだ未確定な状況です。概算そのぐらいいけるだろうということで今設計中でございますので、よろしくお願ひします。

○坂田委員

東西というのは、一番こちらの入り口のあそこかなと思うんですけども、その60メートルというのほどこのことを60メートルと言われるのかな。その点をお願ひいたします。

○土木課長

牛田町西中線だと思ったんですけど、市道名が。西高根用水、緑道がありますよね。その緑道に接してある市道が1車線道路なんです。信号が設置することができる道路につきましては、やっぱり2車線2車線で接続しなきゃいけないものですから、一定範囲、60メートル、取り付け範囲を改良させていただくということで、用地買収は絡みません。ただ、緑道が今6メートルぐらいあると思うんですけど、その一部を車道とさせていただくという形になります。

○坂田委員

細かいことは、また図面を見ながら説明していただきたいと思います。この場で言葉のやりとりではなかなか理解できない面もありますので、その点はまたよろしくお願ひします。

ということで、これから地元では、聞かれた場合には平成24年度中と、そういった形で答えていかなければいけないのかなと。その点はそういう形にしておきます。

次に、もう一点だけお聞きしますけれども、ここ最近、我々の地区といいますか、来迎寺にわたってですが、都市ガスの工事が市道という市道、軒並み配管工事が行われて、大変多く掘り起こさ

れ、また、その後は当然ながら東邦ガスの責任で簡易舗装、そして、また、その後は本格的な一部舗装がされておりますが、今回のガス管の工事に限らず、上下水道、市道を掘り起こす工事は年じゅう至るところで行われているわけでございますが、当然ながら道路管理者以外が工事を行う場合は、道路法に基づき、当該道路を管理する市に承認を得ることとなっておりますが、こういった公道の市道に関して、工事の責任や認可について、例えば地域住民へ、午前中にもありましたが、こういった形で事前の周知を図っているのか、また、そうした図るよう当局はどういった指導をされているのか。また、工事の安全上の指導と市と工事関係者の間ではどうそういった工事をする場合に交わされているのか。

特に、最近、過去にも旧道の信号の工事のときに、工事の担当するガードマンの指示に従って地元の方が旧道へ出たところで事故を起こしてしまったと。しかし、その後の工事担当者は、責任は一切負わなかったと、そういった苦情も出ておりますけど、そういったいろんな指導をどういった形で工事関係者にしているのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

住民の周知でございます。まず、道路のガス管とかを入れるという場合には、道路占用許可申請ということで申請書が上がってきます。そういった中で許可をおろした後に地元の区長、それから隣接関係者で交通障害が起きるような出入り等、そういった隣接関係者等には占有者のほうから周知するように指導しております。

安全対策でございます。安全対策につきましては、そういった申請書の中におきまして安全対策の内容ですとか、交通誘導員等の配置ですとか、そういったことを明記させて申請書を出させていただきますので、そのように履行するように指導をしている状況でございます。

○坂田委員

そこら辺の指導をしっかりとまたこれからはもっていただきたいと思います。

舗装工事、舗装修繕工事に関しまして、何という機械かわかりませんが、カッターでアスファルトを切断し、その後、再びまた舗装するわけですが、なかなか完全な状態に戻らず、舗装したところはどうしても段差がついて水がたまったりするわけですが、今回のガスの配管埋設工事で、同じ道路でも全面舗装と一部舗装のところがございます。そこら辺のところはどういった指導のもとにそういった全面舗装、一部舗装、そういった形をとっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○土木課長

道路を掘って埋管する場合、舗装を切り込んでやっていくわけですが、その深さによって幅も変わってくるんですけど、その幅と、それから仮復旧はそのまま仮に復旧するんですけど、新たに本復旧をする場合、影響幅というのをとるように指導しておりますので、おおむね30センチ、現在カッターで切った幅よりなおかつまた30センチ、本復旧の場合は工事では掘らなかつたんですけど、その部分を切って、たれた分もあわせて舗装の本復旧をなささいという、そういう指導をしております。

そういった中で、幅員がその道路幅の大半を占める場合は、全面復旧という形になります。基本的に車道が広い、そういった種類の道路につきましては影響幅で復旧させているのが現状でございます。

○坂田委員

最後に1点だけお聞きしますけれども、今回、この工事、旧東海道も牛田の一番隅から来迎寺までずっと掘り起こされて工事がされているわけですが、当然ながら各種の白線、区画線や、または黄色の路側帯のラインも部分的にかなり欠けております。当然、こういったものは引き直されると思っておりますけれども、また、あそこ、1車線にしたとき中央ラインをとったときに、その部分が非常に劣化し、新たに舗装していただきましたけれども、また再度、中央のラインを削ったところが非常に劣化が進んでおります。

今回、ガス管の埋設の補修の舗装のときに、当然ながら、私、あの旧東海道は全面舗装されると思っております。その点、確認をさせていただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

○土木課長

先ほど、申し上げましたように、占有者の復旧につきましては掘削幅プラス影響幅の復旧ということで指導しております、全面復旧ということは過大な負担をかけるということで、考えておりません。

センターのラインを消したところが大分損傷が著しいということであれば、その分、私のほうで現場の調査をさせていただいて、何らかの対応をさせていただきたいと思っております。

○中島委員長

そのほか、質疑、ありませんか。

○久田委員

じゃ、一、二点ばかり御質問させていただきます。

主要成果報告書で97ページ。土木費の2項の道路橋梁費、ここで2目だとか、あるいは3目、4目と前年度に比べて減額になっておるような気がするんですが、ここら辺はどういうようなことですか、ちょっと御説明願いたいと思っております。

○土木課長

前年度に比べて減っている内容としましては、やっぱりその年その年の事業の内容等によりましてその事業をなし得るための事業費ということでやっておりますので、特にその理由はございません。

○久田委員

97ページの2目の道路維持費で、1億9,176万313円、12%減というふうになっている。大きくここが減額されておるわけですが、先ほど坂田委員も質問の中で、区からの申請、区長要望という申請があると思うんですが、そういう要望に対して70%ぐらいしかこたえられないというような答弁を受けたわけですが、7割程度しか要望にこたえられないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○土木課長

この12%を減額した内容は、幹線道路の舗装復旧5カ年計画というのをやっております、その分が平成21年で終わったということで、その分が減ってきて、これだけの減額になっていると思います。

あと、区長要望につきましては、当初3月議会でもお示しておりますように、箇所要望に書かれているとおり、ここ平均ずっと大体7割ぐらいかな。ただ、カーブミラー等は100%近く施工しておりますので、一般の土木申請については7割をちょっと切る可能性がございます。

○久田委員

ありがとうございました。

カーブミラーについては100%だと、ほかの土木工事については70%ぐらいで、残りの30%というのは翌年に繰り越したとか、どういうふうになっていくんでしょうか。そこら辺の御説明をお願いします。

○土木課長

残りの30%につきましては、事業が膨大な事業になる場合は、やっぱり土木申請の中ではなく別枠の実施計画に上げなきゃいけないとか、それと、細かい話の中では、割と個人的な内容が入っていたり、不要と見られるような内容、それから予算的に厳しい中で次年度に送らせていただいた内容などなど、たくさんございますけど、主な内容としてはそういう理由でございます。

○久田委員

区長要望を9月30日に締め切って、何十件か何百件が知らないけれども、出てきて、そのほかに緊急性のあるものとか、追加要望というものが出てくると思うんですが、そこら辺はどのくらい出てくるわけか、わかったら教えてください。

○土木課長

追加要望でございますが、当初要望につきましては139件中97件でございます、年度途中でどうしてもお願いしたいということで追加要望が出てきておりますのが、平成22年度では追加要望が工事関係につきましては62件でございます。

突発的な道路の陥没ですとか、細かな側溝の修繕、本当に1メートルとか50センチの小規模なやつにつきましては78件、80件ほど出ております。

○久田委員

ありがとうございました。

次に、99ページの河川費で、河川等草刈り委託業務5件436万350円というふうに報告されておるわけですが、関連で2級河川である猿渡川、弘法町とか、新林町とか、弘法橋から西のほうに行くと、23号線の側道までの間、あそこら辺の堤防の草が非常に伸びておるわけですが、ああいうところの草刈りというのはどのような予定とか、どのような状態で毎年管理をされておられるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○土木課長

河川堤防とか道路の草刈りににつきましては、毎年数キロ実施しております。7月から8月にかけて第1回目をやりまして、第2回目といたしまして10月中にはまた全部実施したいと思います。お尋ねの箇所も10月中にやる予定にしております。

それと、2級河川につきましては、昔は県で2回やっていたんですけど、現在は予算関係で年に1回しかやっていただけないという。これは、今月の下旬から着工しまして、知立市内、猿渡川ですと4キロぐらいありますので、順番に10月いっぱいぐらいまで全部完成したいという話です。

県と市の区分けですけど、市道として占用している堤防につきましては、道路の肩から1メートルまでしかやりません。それが市がやる分です。あと、市道に認定していない堤防道路の路肩ですとか河川ののり面、それが県のほうで実施していただくことになります。

以上です。

○久田委員

じゃ、7月から8月にもう実施したところがあるよ。それから、それ以外のところは10月中に完了すると、そういう理解じゃないですか。もう一回教えてください。

○土木課長

愛知県は年1回で、10月に実施するという
でございます。市道につきましては、2回あれ
やっておりますので、第1回目が7月、8月に
やっております、2回目を10月中に全部完成
させたいということでございます。

○久田委員

ごめんなさい、しっかり聞いてなくて。

愛知県がやるところは年に1回と。これは10
月中に完了すると。そうすると、私が今課長
にお話しした弘法橋から23号線のところ、非
常に草が生えておって、左右確認する時に
安全の確認するのに非常にしにくいとい
う、そういうような苦情がありましたん
ですが、10月中には刈っていた
だけというふうにお話ししてよろしい
でしょうか。

○土木課長

10月中には全部完了しますけど、そ
ういう危険な箇所につきましては、10
月でもできるだけ早い時期にやり
たいと思います。

○久田委員

それでは、10月中の早い時期に
ひとつ、私が今言ったところは草刈
りをお願いしたいということをお
願い申し上げまして質問を終わ
ります。

○中島委員長

その他、質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、先ほど久田委員も聞
きましたけれども、97ページの
ところ、委託関係というところで
自転車対策事業費というのがある
んですけども、決算額が726万
6,000円というふうにあります
けれども、これは当初予算は幾
らでありますか。

○土木課長

802万6,000円です。

○佐藤委員

この自転車対策事業費は802万
1,000円。平成22年度の予算
では、自転車対策事業費という
ことで1,214万4,000円じゃ
ないですかね、当初予算は。

○土木課長

今、説明させていただきました
のは委託関係でございますので、
対策事業の委託関係の費用とい

うことです。

○佐藤委員

委託関係とすると、これはど
のような中身を委託しているの
か。どうでしょうか。

○土木課長

まず、放置禁止区域の放置自
転車のパトロール、それから自
転車無料駐輪場等の除草委託、
それから無料駐輪場の管理委託、
それから放置自転車の移動、
そういったものでございます。

○佐藤委員

802万円余ということで、確
かに全体として726万6,000
円という形で金額的にはそうす
けれども、割合としては結構この
決算額は小さいんじゃないか
というふうに思っていたわけ
ですけども、これはすべて委託
先はどうなっているんでしょう
か。

○土木課長

委託先は、放置自転車のパト
ロール、それから除草、それ
から駐輪場の管理、そういった
ものがシルバーでございます。
あと、自転車の移動、これが
知立衛生ということでござい
ます。廃棄移動ですね。

○佐藤委員

そうしますと、ここに700万
円余の中には、放置自転車の
移動と、この委託料があるとい
うことですね。ただ、シルバー
にパトロール、それから保管
場所、それから駐輪場の管理
委託料ということを見たとき
には、おおよそ前年度と同じ
ような業務であれば平行移動
の形で金額かというふうに
思うんですけども、その辺は
前年度と基本的に変わらない
ということでしょうかね。

○土木課長

ほぼ同じ金額になっていき
ます。

○佐藤委員

あと、放置自転車の移動のた
めの委託料と。これが、当初
予算では109万7,000円
というふうになっているか
というふうに思うんですけど
も、これは、こうしたパト
ロールをし、そして市民の
皆さんに啓発もしているだ
ろうというふうに思うん
ですけど、放置されている
自転車は減っている

のか、ふえているのか。この辺はどうでしょうか。シルバーに委託している部分は基本的に変わらないとすると、802万円余の予算でありますので、シルバー分が変わらないとすると、放置自転車の移動委託料が下がったのかなと、台数がパトロールの成果で上がったのかなと、そんなことも推測できるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○土木課長

平成21年から平成22年にかけて台数を述べますと、撤去台数が平成21年につきましては1,036台、平成22年につきましては727台でございます。若干減っております。年度によってふえたり減ったりはしておりますけど、平成21年から平成22年はそういう状況です。

それと、109万円は、保管所から廃棄処分場への移動でありまして、放置禁止区域からの撤去移動につきましてはシルバーのほうでやっていただいておりますので、そっちのパトロールの委託のほうで実施しております。

○佐藤委員

そうすると、例えば移動の委託料ですけども、これは1台につき幾らというような形でやっているのか、一定の車両があって、そこに1社幾らというふうにやっているのか、その辺はどうですか。

○土木課長

パトロールのほうにつきましては、1台幾らではなくて、時間で何人で幾らだよという、そういう。移動のほうは、1社幾らという形で実施しております。

○佐藤委員

そうすると、パトロールの成果も含めてですけども、年によって増減があるというものの、平成21年度が1,036台というやつが726台という形で、従来に比べれば大幅に減となっているような感じがしますが、その辺について何かこんな取り組みをされたとか、そういうことがあったら教えてください。

○土木課長

今ぱっと減額に対する取り組みというのは特に見当たらないんですけど、その年度年度でいろいろ

ろ設計の中を見直ししたり、シルバーと協議しながら見積もりの打ち合わせをしたりということもございますので、そのときの最善となるような形では取り組んではおるんですけど、特にこれといった減額になる要素というのが、ちょっと今見当たらないんですけど。

○佐藤委員

これで、そうした放置された自転車ということで、これはすべて一時保管されて、もともとは持ち主がおるものですが、一定期間その持ち主に対してすぐに自転車が道路にあっても持っていなくて、荷札が何か張ってやりますよね。そんなことがあって、そして保管所へ行って破砕ということですけど、これはすべて破砕をされて、リサイクルとかそういうことに回るといってはいないんですか。

○土木課長

撤去した台数が727台でございます。本人所有がわかって、連絡してとりに見えた方がございます。あと、再生を除く台数は処分するというんですけど、700台中、自転車協会等に見ていただいて、余り大幅な修理費がかかるようなものについてはリサイクルにも不適だということで、このうちの150台ほどはリサイクルということで協力店のほうへ回しております。

○佐藤委員

そんな形で、私は前回のシルバーの委託料が406万円余だったものだから、700万円ということでどういうふう大幅に減って、どういう中身かなということちょっと聞いたわけです。

それで、次に、先ほど、97ページですけど、道路維持費ということであります。これについては修繕関係ということで、先ほどもいろいろと質疑がありましたけれども、これについては修繕ということで、先ほどの説明だと、区長から要望があったものじゃなくて、年度の中で突発的に穴ぼこがあいたとか、また、壊れてしまったとか、そういうことの緊急対応の修繕だということでしたけれども、ここには54件とありますけれども、緊急対応ということで、これは区長要望とは別ですよ

ね。

○土木課長

区長要望の中にもすぐ小規模なやつがありますので、そういったものにつきましては、ここの修繕費で対応をしております。

それと、道路の陥没だとか、修繕とか、含まれます。

○佐藤委員

それで、1,100万円余の費用が、決算額が示されていますけど、これを54で割り戻すと、おおよそ22万円くらいということになりますよね。

22万円ということで、もちろんそれは平均の値だものですから、もっと低いやつもあれば、高いやつもあるということになろうかというふうに思うんですけど、それと、もう一つは、これについてどんな対応といいますか、例えば市の道路のパトロールをしている方たちが行って、アスファルトみたいなやつで埋めて、穴ぼこだったら、ああいう対応のやつもあるだろうし、もしくは小額工事、緊急工事というような形で対応するものがあるかと思うんですけど、その辺はどのような状況になっていますか。

○土木課長

これはすべて緊急修繕ということで、維持作業員というんですか、職員でやる作業とは違いますが、職員でやる作業はまた別に数百件ほどあります。

○佐藤委員

そうすると、緊急修繕となりますと、緊急修繕は少額工事の、ここは総務じゃないですけども、緊急工事というものがあって、そこの中で対応をされるということで、業者選定については工事の担当課長が立案をして事を進めるといふふうになっていますけど、それでよろしいでしょうか。

○土木課長

そのようになっております。

○佐藤委員

もちろん、こうした道路、それから側溝等を含めて、緊急工事、30万円以下のものについて担当課長が立案して決めるということですけど、そう

した場合はもちろん随意契約ですけども、業者を選ぶに当たって、市内には幾つかの対応できる業者がおろうかと思えますけれども、そうした点では、対応できる業者であるならば、これは等しく対応されているのかどうかということですけども、その辺、どうでしょうか。

○土木課長

輪番制ではないですけど、大体等しくやっているつもりですけど、ただ、そのとき、そのとき、手持ち工事等の大きな工事を手持ちしているところがありますので、その辺の状況を聞きながら発注をしております。

○佐藤委員

この点では、今のいろんな状況で厳しい業者の状況もあるので、今やられているような等しくそうした機会が得られるような対応をしてほしいなというふうにお願いをいたします。

それと、もう一つは、先ほど98ページの工事関係ということで、町内要望の件が出ましたけれども、おおよそ、町内要望、カーブミラーは100%だと、しかし側溝修繕、それから道路舗装等を含めて出されたものについては7割方の採択をされて実施をされているというような説明でありましたけど、さらに先ほど、質疑の中で、追加で62件ほど平成22年度あったようなことを言われましたけど、これはどんな扱いになっているのかなというふうに思うんですけど、要望はあっても。

○土木課長

土木申請の追加要望につきましては、当初採択というんですか、3月に決められた工事で進めておるわけですけど、区長が新しくなって、その後地域を見た中で、どうしてもこれはやってほしいなど、そういうやつを随時追加要望という形で出させていただいております。また、危険だとか、安全性を欠くようなものにつきましても出していたくように私のほうからお願いしております。

そこで、膨大な予算が必要なものにつきましては、また次年度要望ということでも上げていただくようにお話をさせていただいております。

62件出させていただいて、予算の調整の中で実施

できるものは実施していったほうがいいなことと、これ、採択漏れになったやつも出してみえる場合もございます。

請負差金ですとか予算の範囲でそういった調整ができれば、できるだけそういったものも酌み上げて実施して環境の向上に努めたいということで実施しております。

○佐藤委員

そうすると、町内要望は平成22年度で、追加を除いて139件の申請で97件の採択、69.8%、70%ということですけど、実際的にはそうした追加要望があって、すべて採択されるわけじゃないですけど、予算の範囲の中で調整したものがその件数の中にカウントをされていくということになると、実績としてはさらにもうちょっと伸びるといふ、こういうことになるんでしょうか。

○土木課長

先ほど言いました70%というのは、道路反射鏡、カーブミラー、そういったものも含めて7割ということをおっしゃって、そういった道路反射鏡等はほぼ物理的に設置できないところ以外はすべてつけるようにしておりますので、ほぼ100%に近いということから、一般の要望については6割程度になってしまうのかなというふうでございます。

追加要望で実施されたのが実績にカウントできるのかということにつきましては、地元の実績としてはそのとおり、その7割の上乗せになっていくのかなと思います。

○佐藤委員

それで、もう一つは、先ほど3割について採択されなかったと。もちろん工事の多額な費用がかかるものは10件だということや、採択するには値しないと云っちゃいかんですけども、採択の要件に合致しないものは除くということでもありますけれども、そうして採用がされなかったものについて、それぞれの要望があった町内会にこうこう理由で今回は採択を見送りましたと、そのような回答なり説明をされているかと思うんですけども、いかがですか。

○土木課長

そのような説明をさせていただいております。

○佐藤委員

それで、町内要望というのは住んでいるそれぞれの地区の町民にとっては市政の中の目に見える実績といいますか、やってくれたなということが非常に今大きいかなというふうに思うんです。そんなことから、こうした町内要望について、今回は工事関係で1億1,400万円余ということですけども、今後財政が厳しいとか、いろいろ言われている中で、今後とも、私は、引き続きこの予算の枠を確保して、各町内、市民の皆さんの期待にこたえていきたいというふうに思いますけれども、その点どうですか。

○土木課長

私もそのとおりだと思います。しかし、知立市全体の事業のバランス等から見て難しいところもあるのかなというのがございますけど、私の立場としては、そのように進言していくつもりでございます。

○佐藤委員

ぜひそんな形で、今後とも町内要望の期待にこたえていきたいというふうに今思っております。

それで、もう一つ、同じ98ページ、道路新設改良費というところでお聞きしたいんですけども、これは後ろの不用額の表を見ますと、1,900万円、おおよそ2,000万円が不用額というような形になっておりますけれども、これはどんな関係でこんなにも不用額が出たのかということですけども、どうでしょう。

○土木課長

これは、用地費及び補償費につきまして2,000万円余の不用額が出ております。これにつきましては、数々の事業を進めておるわけですけど、この中の一つで、牛田町西中線と県道安城知立線の交差点、この交差点改良事業を実施することによって、平成20年、平成21年で用地買収のほうを進めさせていただいておったわけですけど、平成22年につきましては、交渉を進めている中で代替地要望が非常に強くて、単独買収、買収、買い切り

という、そういった交渉ができなかったものから、最後まで交渉を続けておりましたが、望みを持っておったわけですが、これ、実際、合意に至らなかったということで不用額ということになりました。

○佐藤委員

今の件で、交渉を続けていたけれども、市の単独買収をしたいと言ったけれども、代替地を欲しいということで、結局単独買収はできなくて、用地の確保ができなかったということなのか、それともその対応として代替地を市が準備してあげようというふうになったのか、その辺はどうですか。

○土木課長

両面性なんですけど、うちとしては買い切りという形で買い取っていきたくはあったんですけど、本人としては代替地要望が強くて、私のほうもその代替地の手当をしようという努力はさせていただきましたけど、代替地の所有者ですとか、代替地をどこがという何件かあるうち、そういういろんな方が代替地を示されなかったという、そういった状況もございます。

代替地になる方が了解していただければ、ちょっと前進できたのかなと思いますけど、その辺、代替地、私どもも交渉しましたが、代替地が協力を得られなかったということでございます。

○佐藤委員

それで、結果は、この用地を道路新設改良ということで、用地がなければその道路の改良はどうなるのでしょうか。

○土木課長

用地が買収できなければ、改良はできないわけですが、努力していきたいということでございます。

○佐藤委員

これは牛田町西中線ということですか。平成21年度も用地買収をしていますよね。買収した以外の土地について購入したいということですよ。これは何平方メートルぐらいですか。それがなくてこの牛田町西中線の道路改良ができないということをおっしゃられたので、その辺でどうなっていく

のかなと。努力して何とか、1回ではできなくても、何とかしたいということだろうと思うんですけども。

○土木課長

今、買収に応じていただけたのが平成21年度に2名の方で、約190平方メートルぐらいです。この交差点改良を実施するには、あと6軒の土地所有者の方がみえまして、2,000平方メートルほどまだ必要な用地がございます。この辺の用地が買収が完了の後、工事ということになりますけど、現在、その見通しが立っておりません。

○佐藤委員

なかなか困難をきわめているということですね。

それで、先ほど課長も言われたように、不用額として1,900万円、2,000万円弱出ていますけれども、そのうちで道路用地の購入費で出た不用額が1,600万円と、それから物件移転補償費等で250万円余というような形になっていますけれども、平成21年度の決算をずっと見ましても、不用額が平成21年度、ここに載っているような表で出ているものだけで見ても、2,400万円余、不用額が出ているんですね。そのうちで、不用額の大きなものは用地購入費の1,400万円と。もちろん、1カ所じゃなくて何本かの道路用地ということがありますが、その辺の用地を購入するに当たって、用地購入の積算費用をどういうふうにしているのかなというふうに思うんですよ。

それぞれ、例えば牛田町20号線だとか見てみますと、平成22年度決算では249平方メートルほど買って、2,300万円余と。1平方メートル当たりが9万2,000円と。それから、平成21年度決算では806平方メートル余の480万円、1平方メートル5万5,000円というような形になっていますけれども、その積算をどうやってやっているのかなと。平成21年を見ても、平成22年を見ても、用地購入費における、買えなかったということの残もありますけど、いずれにしても不用額が、もうちょっとシビアな積算の中で不用額の出ない、そうしたものが無いのかなということを決算を見て、私、思いましたので、その辺、どうなっているのかと

ということなんですけど。

○土木課長

通常は、用地補償費につきましては、おおむね12月ぐらいまでにめどをつけまして、これはいける、いけない、これはどのぐらい不用額が出るということがわかれば、3月補正をします。

この物件につきましては、年をまたいだ1月、2月においてもまだ見込みがあるのかなということで交渉を続けておりましたので、それが合意できなかったということで、こういった多額な不用額になってしまったということで。

○佐藤委員

ということは、この不用額について、購入すべきとか、積算の問題ではなくて、購入すべき予定をしていたところが購入できなかったために不用額が出た、こんな理解でいいんですか。

○土木課長

おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

それで、私、事前に調べてこなかったのこんなことを聞くのは大変恐縮ですけども、牛田町西中線で交差点改良と、これはどこの場所になるんですか。

○土木課長

八ツ田のセレモニーホールの南側の交差点でございます。

○佐藤委員

そんな形で、私、用地購入で買うべきものが買えないということで不用額が出ているということは思っていなかったの、積算のそうしたことからこうした不用額が平成21年度も平成22年度も出ているのかなと、そんなことで聞かせていただきました。わかりました。

それから、98ページの弘栄広見線というのがありますよね。ここの道路改良ということで。これはできましたけれども、弘栄広見線というのは、場所を説明してください。

○土木課長

知立中学校から弘法通り線の旧明治用水が走っておったものですから、それを歩道整備した道路

でございます。

○佐藤委員

それで、前も議論になったわけですけども、向こうの長田のほうの公園がありますよね。あの歩道整備がされて、公園への動線だということの説明も広見線と長田何号線か、動線だということが言われてきました。郵便局の通りはたしか横断歩道があるかと思うんですけど、弘法通りについては、前から横断歩道設置はどうだという議論がありましたけれども、その後、横断歩道設置についてはどのような状況になっているのか。ここの交差点で市の職員が交通事故を起こしたということもありますし、そんなことを見ると、早期の横断歩道設置が求められるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その辺、どうでしょうか。

○土木課長

この件につきましては前々回の議会でも出されて、市長も早速交渉していただいて、現在、横断歩道はついております。

○佐藤委員

私の見落としだったかなと思って、申しわけありません。

次に、一つは、芋掘橋の負担金というものが99ページにありますけれども、あそこの工事は県に負担金を出してかけかえるというようなことが言われてきましたけれども、なかなかどうしているのか地域の住民からはわからないというような声がありまして、経過と今後の見通し、そうした状況への周知についてお聞きします。

○土木課長

芋掘橋につきましては、河川改修に伴う橋梁のかけかえということで県のほうに負担金を払って、県のほうで実施していただいて、その3分の2を私のほうで支払いしているということでございますが、前年度、発注に際しまして、河川事業と、河川の護岸の整備と連動して発注しておりますので、護岸工事のほうの繰り越しにあわせて芋掘橋も繰り越ししたわけですけど、実質的に6月ぐらいにすべて完了してしまっていて、あと、今年度また、

上をかける工事を発注していただいております。この物件につきましては、現場で組み立てて、現場でかけるという工事になります。発注はもう8月ぐらいにしておるんですけど、工場制作ですべてつくってきまして、今工場で作成中というふうに聞いております。

現場へは11月に入りまして、11月、12月で現場で組み立ててかけるという、そういうふうに聞いておりますので、現場へ入るのは11月からということになります。

周知といたしましては、事前に平成22年度の工事をやる前に各町内の説明会をやらせていただいて、そのような説明をさせていただいたんですけど、今年度、まだわかりにくいということで、11月まで何をやっておるんだという話になるといけないということで、ある程度、何かお知らせ的なものを現場へ立てかけたらどうかということも現在検討中です。それに合わせて、地域にも説明をしたいと思います。

○佐藤委員

それで、11月、12月にかけるということで、11月から入るということですけど、もう護岸ができておって、工場で作っているということになると、基礎の部分と橋梁の部分に乗せて設置するだけということになるかと思うんですけど、これは、いつぐらいに供用開始になるんですか、結果として。

○中島委員長

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時09分

○中島委員長

休憩前に続き会議を開きます。

○土木課長

芋掘橋のことですけど、架設の時期は、11月、12月で現地で組み立て、架設ということで、あと、愛知県との協定につきましては平成24年の3月31日ということになっております。その間に架設した橋と既存の道路との取り付け等のそういった整

備をするということで、供用開始につきましては平成24年の4月以降かなというふうに思いますが、現場の状況で早く進捗が進むようでしたら、またできるだけ早く供用できるような努力をしていきたいと思っております。

○佐藤委員

橋を架設、護岸工事にすりつけるだけでなく、道路とのすりつけも含めると、それくらいの期間がかかるので、3月31日ということですけども、進捗状況で早目になれば、早目に供用開始ができるということですかね。どうでしょうか。

○土木課長

今のところ、愛知県との協定は3月31日になっております。12月に橋をかけてから既存道路の取りつけでそんなには日にちはかからないと思いますので、進捗の状況を見た中で前倒しができるのであれば、早目に供用開始をしたいと思っております。

○佐藤委員

わかりました。

それじゃ、101ページを。公園の関係でお願いしたいですけども、ここに施設の長寿命化計画策定業務という形でありますけど、これを説明してください。

○都市計画課長

公園施設長寿命化計画の策定業務というところでございますが、これは全国的にも、公園に遊具を設置して、経年的に過ぎていくと老朽化してくると、そういったところもありまして、公園施設長寿命化計画というところを計画書を策定して、今後延命措置をとっていくというような計画を作成したものでございます。

○佐藤委員

公園の延命措置ということですけども、今遊具ということを言われましたけれども、遊具の延命措置ということですか。公園全体にありますけど、今の説明だと遊具ということになる。

○都市計画課長

私の説明不足だったかもわかりませんが、公園の施設ということでございますので、遊具を含めた公園内にある施設の長寿命化計画を立てていく

という形でございます。

○佐藤委員

公園施設全体用の長寿化ということでありませうけれども、ここには昭和6号公園ほか、42公園の計画ということになりますけれども、市内にはもっとたくさんの公園があるわけですが、この42というものは何を対象にして42なのかということですが。

○都市計画課長

まことに申しわけありません。

これは、公園の種類にもいろいろございますが、都市公園ということでやらせております。ですから、都市公園として工事していない公園に関してはこれから除外するという形でございますので、そして、また、比較的新しい公園の施設ですと、まだ長寿化計画に入れるというところまで行っていないものですから、古いものから順番に43カ所都市公園を選びました。

○佐藤委員

そうすると、都市公園ということで言われましてけれども、知立市の都市公園の現況という形でこういう表を前にももらいましたけど、そうすると都市公園というのは、近隣公園もあれば、街区公園もあるし、その他、公園、借地公園、緑地、こういう形で全体が載っていて、これが、この表だけを見ると都市公園かなというふうに思うんですけども、これ、全体をトータルすればもっとたくさんの公園になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんですか、42というのは。

○都市計画課長

街区公園と近隣公園という形で表現させていただきますが、近隣公園でいきますと4公園ございます。しかしながら、上重原公園というのは比較的新しい公園でございますので、近隣公園で申し上げますと3公園でございます。

街区公園でございますが、新しい公園、特に重原の区画整理事業でつくり上げた公園の中、街区公園でございますが、そういったところも比較的新しい公園でございます。そういったところを除き

ますと40公園ということにさせていただきました。

○佐藤委員

そうすると、この長寿化計画、これは計画期間はどのくらいになるんですか。いつからいつまでですか。

○都市計画課長

公園自体は非常にたくさんあって、遊具も非常にたくさんございます。ということからすると、比較的その計画のスパンとするのは、10年をワンスパンとさせていただきます、今回の計画書を作成いたしました。

○佐藤委員

そうすると、まず一つは、近隣公園、街区公園、40を対象にし、比較的新しいやつを除いたということで40ということですが、これらについては具体的に公園施設、トイレもあれば、広場もあるし、さらに緑化しているところも施設なのかどうか分かりませんが、樹木が植栽されているとか、遊具もあるということですが、一つ一つの公園の特徴があって、遊具等も新しい、この間リニューアル計画も進めてきたということですので、そうしたリニューアルをやられてきたような公園はその計画に入れるにしても先の話というような形になるかと思うんですけども、そうすると、10年スパンだということでこれをやるということですが、年に直すとおよそ4カ所のリニューアルをやるということですかね。どうでしょうか、リニューアルなのか。

○都市計画課長

それぞれの施設には耐用年数というものもございまして、そういったものを考慮いたしまして、施設といたしましてはさまざまな施設があります。園路だとか修景、そして、また、ベンチとか休養施設、そして遊具でいうと遊戯施設、運動施設、共用施設、便益施設だとか管理施設、もろもろ、トイレもフェンスもさまざまなものがあります。まず、この中に入ってくるわけなんですけど、2,465の施設がございます。

この中で、今までのリニューアル計画でいいますと、それぞれの公園をリニューアルしてまいり

ました。ところが、そういった形でございますと、全公園をローリングでいくと非常に長い期間を要するわけでございます。そうすると、今度はそれぞれの各施設を検討しながら、どこの何の施設が老朽化しているのか、そして、また、それを修繕しながら、例えば遊具でいきますと塗装をしたりだとか、そういったことで延命措置をしていくという形になるものですから、ですから一つの公園ごとという形ではなくて、それぞれの施設を対象にしてこれからは長寿命化計画ののっとして整備していきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、今までのような形ではなくて、各施設の耐用年数、それぞれの施設が耐用年数あるから、耐用年数に来たものを優先しながらそれぞれの公園の枠を越えて、それらは整備していくという考え方なんですよね。

そうした形でやられるわけですが、それ以外の公園も遊具等もあるわけですが、その辺の対応はどのような形になるのでしょうか。

○都市計画課長

もう一つ、これは公園施設のマスタープラン的なものだとお考えいただければと思います。そういったものと、もう一方に遊具の保守点検委託業務というものがございます。その保守点検というのは年に4回点検しておるわけなんです、その成果と今回策定いたしました長寿命化計画、それと年度を照らし合わせながら、それも含めてどの施設のものが対象になるかというものをかんがみて対応をしていくという形でございます。

○佐藤委員

そうすると、対象が40でありますけれども、実質的には他の公園も含めて調査、点検、遊具の保守点検もやっているの、そういうことを見ながら横断的にそうしたものを整備していくということはわかりました。

それで、今現在そうした計画に載らないと、例えば昭和4号公園の遊具のペンキがさびさびだと、それからフェンスもさびさびだと、何とかしてほしいと。しかしながら、この計画の中にあなたの

ところは載っていませんよということになった場合は、どんな対応をされますか。

○都市計画課長

やっぱりその辺のものは臨機応変に、計画は計画、その場でやるべきものはやるということでございますので、また、修繕のほうも一部ございますもの、そちらのほうで対応を速やかにしていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、長寿命化計画の中で行うのは、例えば今の言われたのは、臨機応変に修繕のほうで対応したいということと言われたわけですが、そうすると、計画の中で横断的にやられるということと言われましたけれども、長寿命化だから新設をするという部分は入っているのか入っていないのか。例えばこの間やられてきた公園リニューアルということで耐用年数が来たよということで新しい遊具に切りかえる、そういうことも入れた計画だという理解でよろしいですか。そのほかに臨機応変に必要とあらば、修繕も行いますよということで、地域から、地元からそうしたうちの近くにある公園は遊具がさびさびだよといった場合には、そうした声を聞き入れて、速やかに修繕をしてもらうと、こういうことでしょうか。

○都市計画課長

委員がおっしゃるとおりでございます。

塗装にしても、修繕にしても、ある程度の枠は、我々、確保しているものですから、そちらのほうで対応していくと。そして、今回の長寿命化計画でございますが、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の創設がございまして、これは国のほうから2分の1の補助をいただくという形になります。ですから、今までは単独で遊具のリニューアル事業というものをやっておりました。ところが、この支援事業が創設されて2分の1の補助金をいただくということになりました。ですから、そちらのほうを含めて、今後2分の1の補助金をいただくものですか、今までの計画の中では多少前倒しもできるのかなと。そして、公園長寿命化計画というものが平成22年度で策定をさせて

いただきました。これも長寿命化計画策定の補助制度というものがございまして、それもその委託業務を2分の1の国庫補助金がいただけるということでやらせていただきました。

そういったことで、平成25年までは長寿命化計画というものが市町村になくてもこの補助金はいただけるわけなんです、平成26年度以降からはこの公園長寿命化計画が備わっていなければ国庫補助金はいただけないような形になっておりますものですから、それをつくらせていただきまして、今後の公園事業に役立てていこうと、こういう形で考えております。

○佐藤委員

そうすると、従来は市単でやっていたやつが、この計画をつくることで2分の1補助があると。公園施設すべてが対象になるのか、その辺はどうでしょうか。

○都市計画課長

これは、公園施設長寿命化計画ということで、施設すべてが、一概には言えないんですが、全部が補助対象になると。公園施設ということであれば補助対象になるということになります。

○佐藤委員

そうすると、従来は公園リニューアル計画ということで、平成23年度までは計画は私どもも知らせていただいて、また、それに基づいてやられてきたと思うんですけど、また、トイレについてもそうした計画を今現在持っていますけれども、2分の1補助があるということになれば、さらにそうしたものが加速する。もちろん国の補助金ですので、その枠もあるだろうし、しかし積極的に手を挙げれば、その補助を受けて進めることができると、こういう理解でよろしいですかね。

○都市計画課長

そのように進めていきたいことは確かなことだと思います。しかしながら、今の財政的な事情もございますものですから、その辺のことと照らし合わせながら実施計画をも含めて、今後は計画を立てていきたいと、このように思っております。

○佐藤委員

わかりました。

それで、先ほど昭和4号公園の遊具がさびさびと、ペンキがはげ上がってさびさびと、こうしたものについては、先ほど課長が言われたように、修繕のほうで対応も可能だということであるならば、速やかに現地を見ていただいて、ぜひ対応してほしいなと思いますけど、どうでしょうか。

○都市計画課長

申しわけありません。この事業が平成21年度から平成25年度までのものでございまして、恐らく平成26年度からも続いていくであろうというふうで考えております。そういった中で、長寿命化計画が必要だということでもつくらせてもらいました。

そして、今言われました公園リニューアル事業でございます。昭和4号公園、昭和5号公園、もう一カ所あるわけなんです、それは平成23年度の事業の中に今までどおりにやっていくという計画でおりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○佐藤委員

今までどおりでやっていくということは、もちろん市単の中でということなんだろうと思うけど、今の件について対応をしてもらえるのかということなんですけれども。

○都市計画課長

これも、4号、5号と整備していくわけなんです、これも今回の国庫補助事業の対象に申請しておりますので、2分の1の国庫補助事業をいただきながら従来どおりの整備の仕方でも進めていくという形です。全体をやるという形で昭和4号公園の遊具の整備をさせていただくということです。今年度事業ですね。

○佐藤委員

ぜひ、そうした長寿命化計画の中で計画的にやるということとあわせて、臨機応変ということがありましたので、今後、そうした地域からの御要望があったら、対応してほしいなというふうに思います。

それから、もう一つ、公園に関してお聞きをしたいわけなんですけれども、成果報告書の中に、ここ

の公園のところには載っていませんけれども、30ページのところに労働費補助金というものがあって、公園についても緊急雇用で幾つかの事業がやられておるわけですね。公園台帳作成委託業務だとか、それから企業誘致活動支援業務だとか、これは区画整理ですけど、ありますけれども、これについてお聞きしたいんです。この所管のところですらそうした事業を行ったわけですので。

私が本会議の中で、あのときは市民部長でしたが、それぞれの所管のところでの事業がやられているということですので、あえてここでお聞きしたいなというふうに思うんです。

あのときに私は岡崎市の例を挙げて、実際にハローワークを通じて採用がかなわなかったということで、関連会社の人を新規採用にして事業を受けたということがありました。

そんなことから、それぞれ知立市においても委託の事業においては新規採用、もちろん直営であれば市が直接募集してやるわけですのでいいわけですが、委託についてハローワークを通じて採用するというので、委託業務を受注した企業が本当にそれがそのようになっているかということを検証する中身はどうなっているのかなというふうに思うわけです。

それで、公園台帳作成業務委託料は、実績としては1,500万円余かけて、全部で延べ10名、新規が6名というような実績だというふう聞いてはいるんですけど、この辺で新規の雇用をどのような手だてで確認をし、確かだということになっているのか、そこをお聞きしたいんですね。

○都市計画課長

今回、公園台帳作成委託業務ということで、中測技研が受託をいたしました。中測技研というところが、今回、公園台帳作成委託業務ということで取りました。

その中で、ハローワークのほうに紹介を提示いたしましたして、ある期間、募集いたしましたしてやりました。その中で6名のその職を失った方が参りまして、面接を受けて6名の方が決まりました。

そういった形でやっております、その中で給

料の明細だとか、あと、勤務評だとか、そういったある程度のもを必要とされるものを提出さまして、その辺で確認しております。

また、公園台帳作成委託業務ということで、現場のほうが主なものですから、そちらのほうも現場で見かけたときはだれだれさんですねという形の問いかけをもさせていただきました。

○佐藤委員

そうすると、給料明細等を委託業者に提出してもらおうということでもって、もちろん現場でだれだれさんですねということも含めて新規雇用であるということを確認したということでしょうか。

○都市計画課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

それで、そういうことが、ちゃんと新規雇用がなされているかということが大変問題なわけで、そうした点でそんな確認がなされているということですが、ハローワークを通じて求人がある、例えばだれだれさんという方がハローワークに求人に来ましたかといって、そうした確認も一方で、この事業は終わったわけですが、これからそんなことも必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○都市計画課長

ハローワークからは紹介状というものも持ってきております。そして、あとは本人の経歴書だとか、そういったものを持ってきていただいて確認をするというような形でございます。

○佐藤委員

公園台帳はそうなんですけれども、同じ部ですので、そういうことの裏をというふうに思いますけど、企業誘致の活動については、これはどうですか。

○まちづくり課長

私どものほうは、企業誘致活動支援委託業務ということで、中央コンサルタントのほうに委託したわけですが、私どものほうも一応中央コンサルタントのほうからハローワークの紹介状、それから本人の履歴書、それから面接記録、このコピーのほうは提出をお願いしています。提出さ

れていますので、うちのほうでつづっております。

そのほか、業務日誌ですとか、それから人件費の明細書、それから振込金の受取書、本人へ振り込んだという受取書、それとか、あとは振り込みの受付明細とか、そういったコピーも一応いただいております。

以上です。

○佐藤委員

わかりました。間違いなく本人確認がやられて、この事業がやられているということがわかりました。ただ、そうした例もあったということで、やっぱりその辺は確認することが必要かなということで質問をさせてもらったわけです。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、次に、100ページのところに駒場牛田線ということで道路新設工事業の内容及び決算額が示されておりますけれども、これについてお聞かせください。

○都市計画課長

これに対しての中身でございますが、工事延長として390メートルでございます。その中には、排水溝、側溝でございますが123メートル、あとは擁壁、才兼池のところの一部埋め立てたところがあるんですが、その池側のところに補強土どめとして90メートル、用水溝として92メートル、あと、切り土、要するに今現状のところを一部切り土させていただきまして、低地のほうに持っていったとか、あとは路床、舗装路盤よりも下の部分です、その部分の土の入れかえをしたというのが全体の状況でございます。

○佐藤委員

平成22年度にはそうした工事、用地の買収を含めてやられたわけですが、これが平成18年から平成23年の工事ということですけど、ことし平成23年度ということでありまして、今年度の見直しをお知らせください。

○都市計画課長

これ自体、平成23年度の部分、知立市側、豊田市側、419号線にタッチするわけでございますが、豊田市の部分も一部、ちょっと距離は忘れまし

が、四、五十メートルほどございます。そちらのほうは今後発注という形で、豊田市側のほうの負担金をいただくような形になります。知立市側、去年、平成22年度でやった部分、ほとんど同じ延長でございますが、これはもう既に発注済みという形になっております。

○佐藤委員

知立市分ということでありましたけれども、あそこへ行ってみますと看板がついて、工事の内訳と契約金額も表示をされて、当初予算が1億3,000万円余になっているかと思うんですけど、豊田市分についてはどうかわかりませんが、8,800万円余というような形になっていました。

それで、これが今度できていくわけですが、交差点のすりつけといいますか、大流でなくて池下住宅のほうから見ると、才兼池のあったところを埋め立てて、斜めに道路が入っていくような極めて変形のような交差点というか、道路だなという感じが私は見ていたんですけども、この交差点、今池下住宅側の才兼池のほうに向かって右手の側にガードパイプがしてあって、かなりスペースがとっているものだから、あそこも取り外して交差点の改良がやられるのかなというふうに思うんですけども、それはどうですか。

○都市計画課長

今おっしゃる八橋の駅のほうへ才兼学区から行くタッチのところだと思いますが、そのところは今計画している駒牛線、それに対して90度になるようにちょっと振りながらタッチをするところでございます。そして、酒屋のほうからの交差点から八橋の駅のほうに行く部分ですが、その部分は今申しあげましたタッチするところの手前で車がそのまま行けないようにとめてしまいます。ですから、今酒屋から向かって八橋の駅のほうの部分、8メートルとか9メートルぐらい幅員が余裕を持ってあるわけなんです、その部分は歩道を少し拡幅しながら、土木のほうとも協議をしておるわけなんです、幅員を絞ってそのまま真つすぐ酒屋の交差点で車が真つすぐ行かないように酒屋のところから八橋の駅に向かって左側

に折れていただきまして、そのところが新しく
駒牛線で交差点ができるわけなんです、その
部分を右折していただいて、また八橋の駅の方面
へ行っていただくという、そういった形でござい
ます。

○佐藤委員

そうすると、知立のほうから来ます419があり
ますよね。あれを通過して豊田市のほうに向かうと、
あそこの今現在点滅信号がありますよね。そうす
ると、政屋酒店があって、それを右に曲がって、
そして新しい駒牛線ができるわけで、そこをさら
に右に曲がって出て、迂回していくということだ
すか。また八橋方面から来る車、それから住宅か
ら出てくる車も同じようにしていくという、こう
いう流れですかね。

○都市計画課長

基本的には今、その通常郷中の道を通して八
橋の駅のほうへ行くわけですが、新しく駒牛線が
できるわけでございます。

そういったところで、駒牛線のほうを通過して今
の郷中の道は交通量を減らすというのが目的でご
ざいますものですから、駒牛線、新しくできるこ
ちらの都市計画道路のほうに今の車の流れが行っ
ていただくような形にするのが本来の目的なも
のですから、今のところは、たまたま419の信号の
ところから酒屋のほうまで入ってきてしまう車も
もちろんございます。そういうことからすると、
そのまま一つ目の信号のところを真っすぐ行か
ずに、新しくできた交差点、駒牛線の新しくできた
交差点側のほうに行き、駒牛線を通して、変則
的にはなりますけれども、そういったような逃げ
方をしていただくという形になります。

○佐藤委員

今の道が交通量がどれくらい、確かに狭いこと
は狭いですが、どれくらいあるのかわかり
ませんが、そうすると、今の話を聞くと、
私はその新しくできる交差点、政屋酒店、それ
はそのままだというふうな認識でおったわけだ
すよ。交差点から交差点の間が極めて短いという、
これまたおかしな話なんだけど、しかし、迂回を

してぐるっと回るといような、交差点としては、
交差点そのものではないにしてもおかしな取りつ
けの仕方というか、極めて不規則なというか、イ
レギュラーといいますか、そんな取りつけ方な感
じがしますけれども、そんなふうには思いませんか。

○都市計画課長

駒場のほうから419側のほうに行き、信号が
あるわけなんですけれども、基本的にはその手
前のほうに誘導させていただきます。その手前の
ところで左折して駅のほうに行き、行っていただくとい
う、ちょっと大き目の看板をそこに設置させてい
ただきまして、419の信号機を左に曲がって
いただきまして、そこから、419側から駒牛線のほう
に入っていくというのが主になるものだから、
そういった形では、たまたま入ってきた車両
に関しては、そういった変則的な通り方をしま
すが、基本的には新しくできた駒牛線のほうに行
っていただきまして、八橋の駅のほうに行き、
いただくという形になります。

○佐藤委員

419を使って豊田のほうから知立のほうにお
りてきて、そこを曲がって駒牛線に入ってくる
というのは極めてわかりやすい話だなというふう
に思いますが、駒場のほうから来る車がまたぐ
るって迂回するわけですよ。真っすぐ行きや済
むものを、交差点でまた迂回せにやいかん
ですけど、誘導するとはいうものの、実質的に
どうなのかという感じが今の話を聞いて思
いましたけれども、今現在、あそこの通行量
というのはどれくらいあるんですか。あり
過ぎて交通安全上危なくて危なくてし
ょうがないという道路になってお
るのか、どうなんでしょうか。

私、きのう見まして、どういう道路になる
のかなということを思いましたが、何のた
めにこの道路をここへ、確かに今課長が
言われたように狭いからそれなりに交通
安全上できればこの道路を使っ
てもらえば安全かなとは思いますが、
実際にあの道路は生きているわけ
ですので、そんなに駒牛線を使っ
たからといってどんどんそ
ちらに移動するということは余り
想像できないと

いいですか。そう思うと、あの道路をすりつけた意味は何かという疑問がきのうわいてきたんですよ。

私は今、さらにその交差点がそういうふうになるということですので、どうかなという感じですけども、どうでしょうか。

○都市計画課長

交通量はちょっとお時間をいただきたいところですけども、将来的にはその419、豊田市になります。そここのところへタッチ、今回するわけなんですけれども、そこから国道1号線、ずっと、将来的にはそちらのほうにタッチするような形で1号線から流れてきた車を処理していくというような形になるわけでございます。

そういった形で、短期的にはそういった今の交通量だけを見ればどうかなというところもあるかもしれませんが、将来的なことを考えれば、今の形態にしていけないとまずいのかなというふうに思っておりますので、計画的な取りつけであるというふうに思っております。

○佐藤委員

将来的なということで、今419とすりつけて、駒牛線をすりつけたと。さらにこれから1号線につながる道路をつくるということですか。それはどんなルートでつくるんですか。

○都市計画課長

言葉で説明するのは非常に難しいものですが、今の419、豊田市のほうにタッチして、才兼池を通過して、この区画整理の中で池下のところの公園の前を通過して、逢妻男川、そして名鉄を通過して、八橋町の配水場の隣を通った形でいきます。

○佐藤委員

それは私は承知しています。私は、今419にタッチをして、その419の駒場のほうを抜けて1号線になるのかなということをちょっと誤解しましたけれども、将来的にはそういうふうだということですので、これはいいか悪いかということとは別ですけども、これは都市計画道路ですか。これはいつ決定されましたかね。

○都市計画課長

これ、平成6年12月9日に告示をしまして、たしか平成6年12月9日でございます。

○佐藤委員

都市計画決定、都市計画道路だということはわかりましたけれども、ただ、今回、今、話の中で極めて変な形。ここには現道と、新しくできる信号機はつくんですか、そうやっておっしゃいますけれども。

○都市計画課長

今、委員がおっしゃるところは419号のタッチのところの信号ができるかどうかということだと思いますが、これも平成18年8月30日というところで協議をさせて、豊田警察署とも始めて、県警本部とも3回ほどやっております。豊田警察7回、安城警察署とも4回やっております。

諸条件、県警本部のほうも、駒場から来るあそこの信号機のところですが、あれも当初、信号機を設置する予定ではなかったというところで、交通量の問題がありまして、要望させていただきまして信号ができました。県警本部のほうも我々とも協議をしてきたところでございますが、信号機からの距離、そして、また、交通量ということで、信号機はつかないという判断をいただきました。

それで、また、最近ではそういったことももう一度県警本部とも調整してみようと思ひまして、行ってまいりました。そのときもいろんな素案を持っていきました。こういった場合にはどうだろうということで、信号機を設置していただくということで協議してまいりましたけれども、残念ながら、前回と同じように交通量の問題、反対に信号機、1分当たりだと思いますが、教台しか通らないところだと信号機を設置するとかえって危ないというふうに判断されたものですから、将来的にはどうなるかわかりませんが、今回の道路整備にあわせては信号機は設置しないという判断をいただきました。

○佐藤委員

信号機がつかないほど、つけなくてもいいほど交通量が望めないということですよ、現状では。

1号線につながりや別の話だけれども。

そう思うと、本当にあの道路がどうなのかなというのを、今までいろいろこの説明は受けてきたけど、実際に工事をやる姿をあらわすとどうなのかなという疑問が私自身すごくわいてきたんですよ。それで、政屋酒店のところの交差点そのものがなくなるわけでもない。向こうから誘導するということですので、あそこ、侵入禁止で駒場のほうから来る車はとめて、迂回させると。しかしながら、豊田の花園から来る車は、これもとめるんですか、そこは、突き抜けることができるんですか。どうでしょうか。

○都市計画課長

御質問の中身と私と食い違うかもわかりませんが、駒牛線のほうから一つ目信号のところに来て左に曲がると。新しくできた道路、駒牛線のほうから来るところもとまるのかということでございます。

そういったところで、ここのところは、また、特に委員のおっしゃったように通学路にもなっております。ということからすると、この道路をつくるための説明会ということにもお伺いしまして、その交差点にはぜひとも信号機のほうを設置してほしいと地元のほうから要望が上がってきたものですから、その辺も含めて地元のほうから要望を市長あてにいただきまして、それも持って、また改めて安城警察署のほうにお願いしに行ったという経緯があります。

ですから、今現在、その交差点に信号機がきますというふうには現段階では申し上げることはできないところですが、そういった前向きな形で信号機がつくように一生懸命やりました。その結果待ちということです。

○佐藤委員

つけるように要望はしているということですが、それでも、まだつかないかもわからないと。つかない可能性が大きいかもしれません。つかないという回答をいただいておりますので。

それで、私がもう一つ聞きたかったのは、駒場のほうから政屋酒店のところ右折をし、駒場のほ

うから来て花園に行くには、政屋酒店を右折し、そして駒牛線のところを右折し、今の信号のつかない交差点へ出て、左折をしていくと花園のほうに行けるわけですよ。そうすると、当然のことながら、政屋酒店の花園へ行く現道の道は、進入禁止ということをするわけでしょう。そうならないですか。じゃなければ通れるわけだから、ここを誘導することはできないので、そこは信号、そこは侵入禁止と、こういうことになるんですよ。もう一遍、そこのところだけ。

○都市計画課長

今おっしゃっている酒店の一つ目信号のところでございます。そこのところを、駒牛線のほうからずっと来まして、真つすぐ行くのを侵入禁止という形にするかどうかという御質問だと思いますが、現時点では進入禁止という形では考えておりません。その分道路を絞ってそのまま真つすぐ行きづらくするというような形で、幅員を絞るという形でございます。

○佐藤委員

そうすると、進入禁止にはしないで、幅員をぎゅっと絞った形で、でも車1台ぐらいいは通れるようになるんでしょう。絞ると、そうすると、当然のことながら、私はここを進入禁止ということになれば、花園のほうから駒牛線に来た場合も交差点の先を進入禁止にして、ぐるっと迂回してということを考えてんです。ところが、進入禁止にはしないで、そこを絞った形でやると。しかし、何がいいのちよっとわかりませんが、絞った形なら行けるぞと思う車は迂回しなくたって、大きい車はともかくとして、通るじゃないですか。

通るといふことになると、交差点、交差点が近い中で、それで信号もないということになれば、どうなのかなという問題点が出てくるんじゃないですか。

○中島委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時09分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

先ほど、どうも話が食い違うなというところで申しわけございません。

今、図面を各用意しましたので、お配りしたいと思います。

先ほど、交通量のこともございました。これ、419側のほうの信号機のところでちょっとお話をさせていただきます。

419を豊田側へ行く方向、知立のほうから豊田側のほうへ行く方向が、12時間でございますが、1,218台。豊田側から知立方向へ行く車両1,000台。駒場のほうから花園のほうへ行く東西の交通量ですが、西から東1,340台、三河八橋駅のほうから駒場のほうへ行く通過量ですが、1,607台というものでございます。よろしくお願いたします。

○佐藤委員

今、台数が言われましたけど、この台数は、単位はどういう単位ですか。1時間とか。

○都市計画課長

12時間でございます。7時から19時です。

○佐藤委員

先ほど、話が、図面がなかったので信号機設定の話が食い違ってしまったんですけど、いずれにしても、419と、この駒牛線がすりつくところは、やっぱり先ほどのお話もあって通学路になっているということもあって、つけてほしいということであれば、これは県やその他がいろいろありますけれども、本当につけるように頑張してほしいなというふうに思います。

それで、先ほどもそういう答弁がありましたけど、ここの交差点については、先ほどの話をもう一遍確認すると、ここが政屋酒店ですので、絞って、こちらからはこちらへ通り抜けできないようにすると。もちろん、絞るということは、先ほどの話だと、この地域に住宅があって、出入りする人がおるということで、こちらのほうから来る車については、ここで打ちどめということで、こちらのほうにはこの交差点には入れんと。いずれに

しても、こういうふうに曲がるか、こういうルート、こういうことだということはわかりました。

それにしても何か変な感じだなというふうに思うんですけどね。

当然、ここは大分広くされて、ただ交差点とのすりつけがあるのでこちらの道路が狭い、こちらのほうをどのくらい広くするのかわかりませんが、ちょっと不規則な、変形な道路になろうかなというふうに思うんですけど、あと、この辺は植栽か何か植えるんですか、この余った残地みたいなどころは。

○都市計画課長

池を埋めて道路を湾曲した形でいきます。その既存の道路と三日月型というか、その部分の土地なんですけど、その部分に関してはポケットパーク的に緑地にしたいなという計画で今進んでいるところでございます。

○佐藤委員

しかしながら、既存道路のところの交通量を減らすということも先ほど言われましたけれども、行く行く1号線とつなぐということを見ると、1号線から牛田を通り、それから市長の横を通り、八橋の郷中を通って池下住宅を迂回してすりつけするという遠大な計画ですけれども、1号線と結ぶということを考えると、今は衣豊線の側道等もあり、かなり交通アクセスが便利になったという状況を見ると、駒牛線が終わったら、その区間内のどこかで、また、どんどん推し進めるということが本当に将来的にいいのかどうかというのは、いま一度立ちどまって考えないかん課題だというふうに私は思うんですけども、その辺、どうでしょうか。

○都市計画課長

都市計画道路というところの観点からしますと、それに向かって我々は粛々と整備を進めるというものでございますものですから、大きく長期的に知立市を交通的なアクセス整備だとか、そういったことをかんがみれば、それは非常に重要な路線ではないのかなというふうに今考えております。

○佐藤委員

それで、この区間の駒牛線が今度完成をして、住宅の中を抜けて、逢妻川のところまでつながるわけですよ。その先は川を渡り、八橋の郷中を抜けて、牛田を抜けて、1号線ということですけど、今わかりませんが、着々と進めるということですので、この区間が終わった段階で次の計画がまた出てくるんですかね、何年か計画で。

駒牛線は、この区間については平成18年から平成23年、こんな形ですけれども、そういう区間を区切って、事業年度を決めて、実施計画に上げて、それは粛々とこれからも進めていくという、こういうことでしょうか。

それにしても、ちょっと大変なときにこれをどんどん本当に進めるのがいいのかなということをおもいますが、この駒牛線は今年度発注で、豊田市の部分がまだ発注されていないんですか。その部分を見込んだとしても、今まで総事業費は全体事業費が約5億円ということをおもいますが、入札やそういう関係があってもっとそれより安い金額になるかとは思いますが、おおよそこの平成23年度施工分を入れて総額でどれくらいかかる見通しですか、これは。

○都市計画課長

平成16年度から用地の買収に入っておるわけなんですけど、平成16年度は測量なんですけど、平成18年度から用地の測量に入っております。平成23年度でこれが最終年度ということで、合計で4億900万円ほどという形になります。

○佐藤委員

この中には、当然のことながら国のお金も入っているかと思うんですけど、その辺の財源の内訳はどんなふうですか。

○都市計画課長

平成23年度実施した想定の実績ということでございますが、国庫支出金ということで1億4,620万円、地方債でいうと4,320万円、その他が4,000円。一般財源として1億7,958万9,000円、合わせて4億898万9,000円という計画でございます。

○佐藤委員

この4億円余の事業で市が市債を入れれば、その

半分を持っているということですよ。

事業年度が足を長くしながらやっているとはいへども、そういうことだということがわかりました。

それで、鉄道高架、それから今の経済の問題等を含めたときに、課長はこの計画が終わったら粛々と次の計画を立て進めていくということをおもいましたが、部長もそんな形でのどのくらいの規模の工事になるかはわかりませんが、そんな計画というか、今は1号線までつなぐということで駒牛線の山田谷と才兼池のところをやったわけですが、もうそうした素案というものはできているんですか。実計に上げるとか上げんとは別に、次はここをやりたいなというところはできているんですか。

○都市整備部長

駒田牛田線につきまして、今回事業化しました区間、約400メートルということで、全体の延長2.2キロからして本当に局部的な区間で、こういった整備の中で本来都市計画道路の機能というのは発揮できないということは重々事業化時点から理解しているわけですが、かといって、北部地域、私どもの言う1号線から北の地域というのは、地区の幹線道路が不足している地域でございます。いわゆる緊急車両の速やかな侵入とか、災害時の避難路、そういったところを考えると、いわゆる車の交通以外に地区幹線道路が必要だということで計画がされているわけでございます。やはり最初の一步を踏み出さないと、これはいつまでたっても完成しないということで、今回400メートルの区間を事業化させていただいたわけですが、やはり全体の路線がつながってこそ、初めて都市計画道路の機能、効果が発揮できるわけですので、私ども、事業担当としては全体の計画を持っておるわけですが、ただ、これは知立市の全体の事業の中のバランスというのを、また、財政的な問題というところも調整をしながら進めていきたいということで、今回、この事業、今年度でこの区間を終わるということで、私どもとしてお願いをしていきたいと思っておるわけで

すけど、ただ、これは全体の実計や他の事業とのバランスもございますので、ヒアリングも済んでおりませんので、現状としてはまだお答えできる範疇にないわけですが、ただ、私どもとしては、できれば市街化区域の中については、今回は調整区域でございますが、極力面整備と一緒にやっていきたいというのが私の思いでございます、過去にもそういう働きかけをして事業化に持ち込みたいということでいろいろお願いをさせてもらったんですが、なかなか進まなかったという、そういった経緯もございます。

しかし、私としてはある程度、面整備と一緒にやっていくのが、やはり土地利用を含めて一番効果的ではないかなというふうに思っておりますので、そういうことも含めて、仮に引き続いた事業化はできなくても、そういった研究をしていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

面整備と一緒にやっていきたいと。面整備というのは何か。区画整理なり、そういう手法だろうというふうに思うんですけど、今そういう形で想定しているものがあればお答えください。

○都市整備部長

これは、先ほど言いましたように、まだ実計のヒアリングも済んでいなくて、まだ今後の方向性、全く出ていませんので、本当に担当の事業化レベルでこうあるべきだろうなというところを検討している内容は、私どもとしては今の八橋の東部の区画整理で一部八橋里線を整備しているわけですが、この東西方向の路線との整備の整合性も図っていきたいということで、元国道の1号から八橋の里線につなげるような、そういう整備も必要ではないのかと。

また、あわせて1号線から旧国道まで、この区間の整備をある程度現状の車の流れ、旧東海道の今の車の流れを考えますと、そういった整備を早急にすべきではないのかなというふうには思っているわけですが、先ほど言いましたように、これは市のそういう今後の事業化の方向性と、また、地域の皆様に全くそういったお話はさせていただ

いておりませんので、そういった事業化に持っていける裏づけがなければ、ちょっとお話だけではできないということで、今現状としては研究をさせていただいているという段階です。

○佐藤委員

北部地域の幹線道路が必要だと。これについては、その当該の地域の中でもさまざまな意見があるろうかというふうに思うんです。ないよりはあったほうが良いということになるろうかと思うんですけど、ただ、現局面の中で見たときに、やるなど言っているわけではなくて、一度立ちどまって考えることも必要ではないかなと、そんな感じを現場を見ながら感じたわけで、その点で、林市長、どんな御見識をお持ちか、そこだけ明らかにしてもらえますか。

○林市長

今回駒場牛田線ということで整備をさせていただいております。御案内のとおり、これは牛田西中線の先線ということで、知立市において半環状といったような、本当に重要幹線であります。あわせて、非常時における、今、部長も申し上げましたように、非常時においても北部地域の大事な道路になるわけでありまして、従来、これは、これも部長が申し上げましたように、面整備でやってきている経過があります。西中の方面では圃場整備、また、八ツ田、谷田は区画整理といった形で道路を出してきているわけでありまして、今回、単独買収で進めておるということで、非常にきつくなっているわけでありまして。

これからの進め方でありまして、やはり部長が申し上げましたように、面整備でこうした都市計画道路をつくっていくというのがやはりいいな。知立市のこれまでの中央通、そして牛田西中線もそうであったわけでありまして、そういった方向を見つけながら、これは整備を進めていくのかなということを思っております。

いずれにしても、大事な道路だということも私も考えているわけでありまして、だからといって何が何でもこれを単独買収でもやっていくんだということは、やはりいま一度検討の余地はあ

るのかなという思いはございます。

○佐藤委員

なかなかさまざまな見方があるわけで、そうした中では一概にこれをやるなというわけではありません。ただ、今の現状がある中で、一度立ちどまってそういうことも含めて検討することは必要かなというふうに思ったわけで、ぜひそんな検討もお願いしたいなというふうに思います。

それから、次に、100ページの街路事業費について、都市計画道路知立環状線の整備のための路線測量を行いましたということで、説明の中では山町地内ということがありましたが、これについて御説明をお願いしたいと。

○都市計画課長

この知立環状線の測量でございます。この環状線というものは弘法通りの井谷屋のところから山町のほうに向かって三河線と並行していきます。そこからちょっとアールを描くようにして、旧国道1号線の慈眼寺のところの交差点に取りつく道路でございます。

その一部が山町の交差点のところから三河線の方面へ下った部分、それが約130メートルであったと思いますが、その部分が市のほうの持ち分。そこから三河線と並行して井谷屋のところまで行くところが県のほうの施工区分でございます。この部分が130メートルで、委託料として144万9,000円の事業でございます。

○佐藤委員

そうすると、山町の旧国道、慈眼寺のところの交差点から山町のまちの中を突き抜けた形で名鉄の線路に至る直前と、これが130メートル。

この慈眼寺の交差点からここまでの区間ということですかね、130メートルというのは。

これでよろしいですか。

○都市計画課長

ちょうどこのアピタの前の本郷知立線、これが本線の踏切を越えて左方面へアールを描くようにカーブしていきます。そのちょうど突き当たったT字路のところから慈眼寺のところの130メートルが、今回委託料として出したところです。

○佐藤委員

それで、この区間がT字路のところまでが130メートルと。それで、これが市が行う事業だということをおっしゃいましたよね。

それから、この交差点から井谷屋の手前の交差点までが、これは130メートルですか、何メートルですか。これは県が行う事業だと。一遍そこを確認させてください。

○都市計画課長

これは距離的には380メートルでございます。

○佐藤委員

それで、県が行う380メートルの区間というものについては、県事業で行うので、市の負担はないということですよ。

○都市計画課長

委託費に関しては、この380メートルは県のほうの負担。知立環状線のところね。残りの130メートルは市のほうの負担というふうに分かれています。委託に関しては、同調してやっておりますけれども、負担としては市のほうが担当で発注した分が130メートルです。

○佐藤委員

そうすると、130メートルと380メートルですか、いずれにしても県の分も市の分も、今回、測量したということですよ。

この測量の目的はということですか。

○都市計画課長

これは、知立環状線という形で、三河線の高架の関係との絡みもあろうかと思いますが、そういった形でここは環状線の整備ということで、知立駅へ向かう環状的な道路の整備を行うというものであります。

○佐藤委員

そうすると、環状線をつくるには、これは長さはいわかりましたけど、歩道、車道、歩道という形になると思いますけれども、これは何メートルの道路幅のやつをつくるんですか。

○都市計画課長

概要でございますが、県道が今申し上げました380メートルで、幅員が21メートルでございます。

事業費的にまだ本当のおおよそでございますが、県のほうで申し上げますと25億円ぐらいというふうになっております。市のほうが130メートルで同じような幅員21メートルという形で整備をしていくものでございます。

○佐藤委員

市の費用は、これ、25億円というのは全部ですか、県も市も合わせて。県と言ってみえましたが、市のほうは、

○都市計画課長

約25億円というのが県のほうでございまして、市のほうは10億円ほどでございます。

○佐藤委員

それで、ここは幅員が21メートルと。これは歩道も含めてだということだろうと思えますけど、これは2車線ということですか、そこを一遍確認させていただいて、それで、こここのところで市が受け持つ130メートルについて地権者はどれくらいおられるんですか。

○都市計画課長

市のほうが権利者23件でございます。県のほうが48件で、全体で71件という形のものでございます。

○佐藤委員

これは三河線が終わるのが平成35年でしたかね。そうすると、八ツ田線といいますか、この道路を環状線とすりつけをせないかんと。それが先に環状線のほうで道路ができていないと高架ができないということですので、この市役所のほうから行く環状線、ぐるっと回ってここへT字路にすりつけるこの道路と、これ、すりつけはいつまで、この前も駅周で聞きましたけど、もう一遍確認させてもらいたいんですけど、いつまで環状線はこの区間をつくりすりつけをやらにやいかんのか、両方の道路が一緒ですけど、これはどうなっていますか。

○都市開発課長

三河線の高架工事、平成31年から開始となります。したがって、本郷知立線と環状線を経由するルートにつきましては、平成31年までには計

画ルートにつけかえる必要がございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、高架との関係で三河線を上げるのが平成31年ということですので、平成31年までには環状線を築造し、それから迂回する道路も築造せにやいかんと、そういうことになるわけですよ。そして、現在が平成31年までですので、ことしが平成23年、もう平成24年という形になりますけど、今後のスケジュールはどんな予定でこれを進めていこうとするのか、明らかにしてください。

○都市開発課長

まず、仮線の用地買収についてでございますが、先ほど高架工事と申しましたが、仮線工事が平成31年から、高架工事は平成32年から平成33年、2年間で行います。したがって、仮線の用地につきましても、平成30年までには確保する必要があります。

○佐藤委員

そうすると、平成30年までは確保せにやいかんということで、築造も含めて平成30年ということですか。道路をつくるということも含めて、環状線はつくるということですか。

○都市開発課長

道路の工事とはラップする期間はあるかもしれませんが、完全に道路をつくってしまわなきゃいけないということではございません。

○佐藤委員

完全に道路をつくってしまうということではないということですが、少なくとも仮線をつくって走ると、さらに高架も上げていかんわけ、そうするとすりつけを八ツ田道のほうから来た道路と環状線とのすりつけも高架になる前にやらないと、高架で下を通ることはできないわけですよ。それはタイムリミットはどれくらいですかということ。

○都市開発課長

仮線の段階ではつけかえると先ほど申しました。それはどうしてかといいますと、平成32年から高架工事に入りますと、現在の安城八ツ田知立線は、

高架がおりてくるところに突き当たってしまますので通行不可能になるところから、その前の段階、平成31年までには仮線の踏切を使いながらルートを変えていくと、そういったことになります。

○佐藤委員

仮線のルートをつくりながら踏切をつくり、仮線の踏切をつくったということで、要するに、この道路を築造するところに踏切をつくりやっていくということですよ。そうすると、結果、環状線にすりつけるということですよ。

そうすると、平成31年までにはそうした形で環状線をつくっていくということですよ、端的に言うと。いろいろ難しく言うけど。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。安城八ツ田知立線から新たに市が行う環状線までは、平成31年までには通行可能な形態にしなければならないというところがございます。

○佐藤委員

そうすると、市がつくる環状線等は平成31年までだけで、県がやる分については、これはいつまでですか。

○都市開発課長

現在、知立環状線につきましては、連立関連公共整備事業ということで、連立完了までには完成するという計画で進めておりますので、連立完了時点、平成35年までには計画としては完了する必要がございます。

○佐藤委員

それで、これで連立関連事業だということでもありますけれども、この前も聞いてちょっとわからなかったんですけど、この事業は市がやる場所、130メートル、これも連立関連事業という形で、連立の外でお金を新たに出してつくる事業ではないということですか。県もそうですけれども。そこをお知らせください。

○都市開発課長

連立からお金が行くということじゃなくて、連立関連公共整備事業として別の補助金をいただく

ということでございます。

○佐藤委員

そうすると、連立の615億円の中には、これは入らないと。別の補助金をいただいて、これの整備を進めていくということでもあります。

今回、測量をやられておるわけですが、先ほどのお話では、測量をやられて、さらに知立市の分については平成31年までつくらにゃいかん。県は平成35年まででいいよということがありましたけれども、これについての逆算した場合のスケジュールで、平成22年度は測量でしたけれども、今度どんな仕事をやりながらそこへ至るのかということ、仕事の内容を、例えば駅周でいけば、年次計画というか、こんな形で出してもらっているわけですよ、区画整理についてはね。だから、そういう点でこの事業も駅周辺区画整理と密接に結びついた事業で、切り離せん事業だものだから、その辺のスケジュールも私たちに、知っている人は知っておったかもしれんけれども、この前の駅周の特別委員会までそのことは駅周でも余り議論にならなくて、多くの方はそのことを何も知らなかったんだわ。あのときの質疑の中でそのことが少しわかってきたという、こういう経過をたどっているんで、連立の駅周辺のように、こういう計画が、いつまでにこれをやってということがぜひわかるような表にして出してほしいなというふうに思いますけど、きょうは答弁の中でぜひそうしたスケジュールの、決めたからといってスケジュールどおりにいくとは限りませんが、おおよそこういう手順を踏んでやっていくんだと、この仕事をやり、この仕事をやりと、その辺、どうですか。

○都市開発課長

連立のほうからお答えをさせていただきます。

まず、現在、路線測量、予備設計をこの平成23年度まで行っておりますので、それが過ぎますと、来年度、平成24年度には用地測量に入ります。どれだけかかりますよというような測量ですね。それが終わりました次年度、平成25年度から用地買収に着手をし、あとは、先ほどお話ししました平

成31年までには仮の踏切をつくって、安城八ツ田知立線と市の環状線をつなげる必要があると。最終的には平成35年に完了というところでございます。

○佐藤委員

連立のということを言われるものでちょっと話が複雑になって、単純にいくと、知立市分の130メートルについて今言われたように平成25年までに用地買収をするということですか。

この130メートルの事業を進めるその段取りを私は明らかにしてほしいと。県の区間についても、同じような仕事をやるわけですので、並行して多分これは進めると思うんですよね。平成31年、平成35年ということの許容範囲は違うにしても、同じようにして事業を進めないで整合性がないわけですので、多分そうやってやるんだと思うんですけど、この130メートルについて、鉄道関連ではあるけど事業費は別だと、概算で10億円だと言うならば、この測量をやった後、これはどのような形で手順を踏んで、どのような作業をやり、そして築造へ至るのか。そこを私は、市の分と県の分があるので、県も歩調を合わせてやっているの、その部分についてのスケジュール、作業、ここを明らかにしてほしいと言ったんですが。

○都市開発課長

平成31年に道路をつけかえなきゃいけないということから、市の環状線部分につきましては、それがつけかわるまでには用地買収が必要になってまいります。ですから、平成25年度から着手をし、平成30年には用地買収を終える必要があるというところでございます。

○佐藤委員

つけかえが平成31年ということで、平成30年までは用地買収をやる。用地買収だって平成30年ですので、ことし測量をやったと。具体的には用地買収はいつから入っていくんですか。平成30年までやらないかんというんだけど、いつから入っていくんですか。

○都市開発課長

平成25年を予定しております。

○佐藤委員

平成25年から用地買収をし、この一団の固まりの中で用地買収ができるかどうかわかりません。固まりで用地買収ができれば、この方たち、移転先や補償、そういう手をやりながらやっていくんだろうというふうに思うんですけども、それが完了すればあいたところから築造していくのかなというふうに思うんですけども、その辺、どうですか。

○都市計画課長

今、路線測量を平成22年に行いました。これ、予備設計を今年度、平成23年度に行います。警察等と協議しながら進めていくわけなんです、事業認可を平成24年には取りたいという形でおります。

県のほうと同調してやらなくてはいけないという、これ、事業でございますので、今土地開発課長が申し上げたスケジュールにおいて県のほうと合わせながら市のほうの130メートルの区間もあわせてやっていく形でおりますので、御理解いただきたいと思います。

○佐藤委員

歩調をとりながらということだと、県と市が同時並行的に結局やるということなんだね。可能な期間の違いはあるけれども、やっていくということです。

それで、この方たちが県の分が48件と23件という形で買収が平成25年から平成30年までには完了せないかと。そして、その後の工事をやらなきゃいかんということになると、この人たちの移転先は全部丸を打って自分で探しますという方はいいわけけれども、替え地を出してくれよという声も当然のことながらあろうかと思うんですけども、住民との意向調査やヒアリングは、当然測量をやったわけですので、ある程度の住民とのそうした意向も聞いていると思うんですけど、それはどうですか。

○都市計画課長

替え地というところが非常にこれからネックになっていくものではないのかなというふうに考え

ております。県のほうのお考えというか、状況のほうは、しっかり把握しておりません。また、市のほうにおいても、まだ具体的なヒアリングだとか、そういったものはしておりませんので、これからこの件数の方たちに用地測量をすれば、もちろんどのぐらいひっかかるだとか、どのような物件がどうのこうのという形になるものですか、これから進めていくところでございます。

○佐藤委員

これから進めていくにしても、替え地が欲しいと、そもそもこの人たちは一団のところに固まっていければ、その辺の地域のコミュニティーも担保されるんだと思うんだけど、そうじゃないとそういうことも担保されない。

市の部分でいけば、山町地内の中にそういうものがあればいいわけですけども、これはなかなかそうやっておっしゃるけれども、区画整理の中でこちらへ仮換地指定を受けるという話とは全然また違う話で、そう単純に事が進むのかなという感じはしているんですけどね。

10億円と。この総額で、話が行ったり来たりして大変あれですけど、そうしたことも含めて10億円を概算で見込んでいるということですよ。ですから、そういうことも概算の内訳についてもお知らせ願えます。ざっとでいいですので、わかれば。

○都市計画課長

今手元のほうには資料はございません。また、私の勉強不足で申しわけないんですが、それをごようにはじいたかというものも今わかりませんので、また後ほどお答えしたいと思います。

○佐藤委員

これはそんな形で進むということですけども、それで、もう一つ確認をしたいんですけど、環状道路がこうした形で進もうとしていますけれども、一般質問の中で高橋議員は、環状道路と井谷屋の交差点から現在ある中央線に接道するような形でこちらの駅南をつくっている環状線というものについての見直しはどうだと。これをこうつなげばいいじゃないかという提案もあったんですよ。ど

ういう答弁をしたかちょっと忘れちゃったけど、こうした点についてはどうですか。

○都市開発課長

安城知立線から西側の部分につきましては、区画整理事業内ということでございますので、これも何回も申し上げておりますが、大幅な見直しというのは、非常に影響範囲が、人にも影響してまいりますので、そういった点から大きな計画の見直しは避けたいというふうに考えております。

○佐藤委員

技術的な問題は、私、わかりませんけれども、結局の話、区画整理についても駅の北側と、それから駅の南側ということで、30メートル道路も将来の区画整理になるのか、単独買収になるのかわからんけれども、見通しが立たんと。そして、ここの駅南の区画整理をやれば、当然のことながら今の山町地内の環状線とこれをすりつけざるを得ないんだわね。

ところが、30メートル道路はいつできるかわからんということになると、これ自体がわからん話になってしまうんじゃないかと。だとするならば、区画整理で井谷屋のところも仮換地指定を受けていますよね、あの一角。それで道路がちょっと変形するわけですけど、しかし、もうちょっと工夫して、こちらを生かすということになれば、こちらの区画整理の中で新たな道路をつくったり、また、南の環状線と結ぶような都市計画道路についてだって見直しができるではないかというような提案だと思うんですけど、なかなかこれは難しいと言われるけれども、大幅な事業費の削減が一つの命題になっている中で、これは検討に値しないということでしょうか、難しいということ。

私は率直に検討してほしいなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○都市開発課長

やはり、何度も申しますが、仮換地指定をしている以上、それを廃止するということになりますと、堀切地区すべてを見直さなきゃいけないということから、大変な労力、あるいは地権者の皆さんへの影響が生じます。

もし仮にそれをやったとしても、道路として交通量がどう流れるかという検証もしなければなりませんので、その計画自体がそれで行けるということは当然ここでは言えませんけれども、そういった検証も必要になってきます。ということから、やはり大きな見直しというのは、区画整理事業が始まってしまっている現在としてはできないと言ってもよいと思います。

○佐藤委員

大きな見直しができないとするならば、この間、見直しのための検討委員会もできておるわけで、その方向性もそれなりに議論をされてきたかなというふうに思います。

この8月11日には知立駅周辺整備計画作成委託業務ということで、これはこういう入札がやられたわけですけど、これは何のためにやられた入札ですか。委託業務ですか。

○都市開発課長

今お尋ねの委託業務は、主要成果102ページの下から三つ目のものでよろしかったですか。

失礼しました。今年度分ですね。

○佐藤委員

この102ページ、ここは深く入りたくので、102ページの駅前広場関連道路方針区画整理委託業務ということで決算数値が出ていますけど、それとあわせて平成23年の8月11日に入札がやられたわけ、これは、知立駅の周辺整備計画策定委託業務という形で。

この決算に載っているものと関連するかはわかりませんが、これはこの間議論になってきた見直しを中心としながらやられたということかということをお聞きしています。

○都市計画課長

平成23年度の委託、見直しの関係なんですけど、前年度、ここで言う見直しのある大ざっぱとしたざっくりとした見直し案を今年度の平成23年度は少し形にするというものでございまして、県の方も含めながら都市計画道路の見直し、そして、また、駅周辺の今まで関連してくる内容を含めて委託業務に出して、見直しをしたいというものでご

ざいます。

○佐藤委員

それで、駅前広場関連道路整備方針、この作成委託料と、今回それに基づいて形にするということで、この業務委託をされたわけですね。同然、この間の見直し議論があるわけですので、今までは平成23年度については内部での検討を深めてと、その後、成果を得て、関係地域の方やそういう方たちに御意見を伺っていくというようなことがありましたよね。そうすると、そういうことに基づいて市が一定の見直しに当たり、この点どうだ、この点こういう方法ということがなければ、ただ単純に丸投げして見直し案を出してくれという話じゃないと思うんですね。

だとするならば、委託業務をするに当たって、見直しの基本的な考え方、方針について当然のことながら示しながらやられたと思うんですけども、そこはどうですかね。

○都市開発課長

昨年度行いました見直しの作業検討部会、これは具体的な路線をどうこうするというを決めるものではございませんで、市としてどういった方針に基づいて見直しをしていくのかということを検討したものでございます。その中でまとまった点について御報告をさせていただきます。

まず、方針的な意見としまして、当初のテーマであります車から人への歩行者優先のまちづくりということを変えてはいけないという点。次に、長期的に整備のめどの立たないものは見直ししていくべきである。次に、廃止の見直しをしてしまったら、再度計画することは不可能であるということも考えなければならない。次に、住民が求めている計画は、可能であれば見直すべきである。最後に、将来の形だけではなく、途中での暫定的な状態も検討すべきである。これらが作業部会でまとめて方針の案でございます。

○佐藤委員

そうすると、今回の委託については、この基本方針に、検討部会での方針に基づいて見直し原案を作成してくださいと、こういう中身だというこ

とですか。

○都市計画課長

委員のおっしゃる大体そんな形なんですけど、前年度にある程度テーマを設けました。その中で、もう一度内部でそれを今度、形にしていこうという形です。

まだ、どのような形でやっていこうかというものはこれからなんですけど、対策本部会のほうへも報告ができるような形、最終的にはそんなような形を盛り込んでいきたいなというふうに思っております。

○佐藤委員

そうすると、この委託を受けて、今言われたように対策本部会に報告ができる形のあるものにしてほしいということで今回委託をし、そしてこれについて期間が3月23日ですので、今年度末にはできるのかなと。そうすると平成24年度に入ったら、こういうことを私たちもお知らせいただいと、こういう形になるんですね。

○中島委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後4時01分

再開 午後4時10分

○中島委員長

休憩前に続き会議を進めます。

○都市計画課長

先ほど、最終的な見直しとして3月ぐらいに報告が成果としてできるかということであろうと思いますが、当然ながら最終的には委員会のほうに報告するという形でおりますので、たたき台としてまた報告をさせていただきます。

○佐藤委員

それで、先ほどは市の方針がいろいろと言われたんですけど、この間、議会の中では東西線の確保の問題、それから30メートル道路の問題を含めてさまざまな意見が出されてきましたけれども、基本的な方向だけを今回の委託業務で出ただけの話で、具体的にこの道路をどうするか、そういうことについて今までの議論の中で、それは大幅

な見直しは難しいということはおっしゃってきたんですけども、少なくともそういう議論があったわけで、そうした点は具体的に入れないで、先ほど課長が述べられた幾つかの基本的な方向、方針というか、それだけで委託をしたということですか。

○都市計画課長

平成22年度は、都市開発のほうでやっていただきました。それで、駅周りが中心であったということもあるんですが、やはりその周辺に係る都市計画道路も全般的に見直す必要があるであろうと、もう少し枠を広げた中でやっていこう、見直していこうということでしたので、平成23年度は都市計画課のほうで発注をさせていただきました。

引き続き、駅周のもろもろの問題、駅前の関係だとか、東西の関係だとか、そういったものもあるものですから、それはやはり都市開発課のほうとも従来どおり同調しながら一緒に共同してやっていこうという形のものでございます。

○佐藤委員

共同してやっていくということを言われましたけど、この間、駅周などで議論になってきた諸問題についても当然のことながら基本的な考え方とあわせながら入れて、検討してもらおうと、こういう委託の内容になっているのかということなんです。

部長、この辺はどうですかね。この間の議論が全く抜け落ちた形で今回の委託に至っているのかどうかと。そうであるとするならば、この間の議論は何だったのかと、こういうことになるんですね。この点、どうでしょうか。

○都市整備部長

見直しにつきましては、今年度コンサルタントに委託ということなんですけど、基本的にこれまで私どもとして、さっき課長が全体的な方針というのを述べましたけれども、そういう中で私どもとしてこれまで議会を初め周辺の商店街の方、また、地域の方、広くは市民の方からこの事業に対する計画、また、事業の内容についてのいろいろ御意見をいただいております。これを踏まえて、当然

これから検討するというのでございますので、形があって、これをしてくれという、そういう委託ではございませんので、そういう全体の出た意見というのを少し私どもとして整理をさせていただく。それをもとに、コンサルタントは専門的な立場の中でコンサルタントとしてのアドバイスといたしますか、プランニングというのを提案いただく。これまで出た意見も当然そのコンサルの中で技術的な部分で分析をしていただいて、実際にそれを見直した場合のメリット、デメリットというのを整理していかなきゃいけないだろう。

そういう中で私どもとして最終的な見直しの案というのをまとめたいということで、基本的には私ども職員が今までいろいろお聞きした内容をもう一度整理させていただいて、それをコンサルに技術的な裏づけ、検討をしていただく。それによって出るメリット、デメリットを整理して、最終的な素案、たたき台をつくりたいということでございますので、事業の中身として非常に難しい案件もございます。そういったところは、なぜできないかということも整理をさせていただいて、御提案をいただいた多くの方の理解がいただけるような、そういった裏づけといたしますか、御説明もできるようにしたいというふうに思っております。

○佐藤委員

この間のそうした議論も踏まえるということが一つ言われたわけですが、ただ、先ほどの議論でも区画整理については北はともかくとして、南側について仮換地をもう指定しているからこの変更は難しいという議論がありました。この間、議会の中では、区画整理もそうですけれども、30メートル道路を含めて、ここの区画整理外のところの南陽通りまでの区間がありますけれども、そこについて環状線を含めて都市計画道路も計画をされているわけですよね。ですから、ここところが現在の南側の区画整理のところが見直されんということになれば、結果としてすぐできるかどうかは別として、ここの道路、区画道路並びに駅の南の30メートル道路、それから環状線、これは

全部つくっていくという計画になるんですよね、結果として。ですから、大幅な見直しはできないということを感じてこの間も言われてきましたけれども、しかし東西線の貫通だとか、ここのところをどう使うかということはあるにしても、ここのところでのさっき言ったような見直しがないようだと、結果、こちらもいつになるかわからんけれども、全部つくっていくと、手法はともかく。

そうすると、本当にこれがこの間元年計画で見直しが必要だということを感じてきた割には、大幅な見直しはできないと言っているわけです。基本的な見直しはできないということに執着するような気がするんですけど、その点、部長、どうですか。

○都市整備部長

今、事業中のもの、これから事業化するもの、いろんな仕分けがあるわけですが、端的に事業化されて今動いているものを大きく見直すというのは、客観的に見れば、これは非常に難しいということは理解をいただけるわけですが、ただ、どういう中身がどういふふう難しいかということ、やはりこれはもう少しみ砕いて御説明をしないと、やはり理解いただけないと思います。

そういうことも含めて、例えば堀切地区を見直した場合にどういう影響が出るのかということも、地権者への影響、本当に見直すことによって経済的な効果があるのかどうか、そういったところも含めて整理をしないと、私どもも端的に事業中だからできないですよというだけでは、これは説得力がない話ですし、理解もいただけないと思っておりますので、そういう部分は見直しをいろいろ提案いただいたんですけど、それに対する影響というのを、効果を含めて整理をしないと御説明できないと思っておりますので、そういう整理はしたいと思っております。

ただ、いろいろ御意見を伺っておりますと、私の感覚で申しわけございませんが、結局、意見の中には現状のままでいいと、極端な言い方をしますとそういう言い方になっているなというふうには私は思っているんですよね。本当にそれでいいの

かなと、さっきもありましたけれども、これを現状のまま戻したら、将来、まちづくり、市の中心部のまちというのは、現在と変わらないということになってしまうわけですが、本当にそれでいいのかということをお私たち、自問自答しながら、これ、見直しを進めたいと。

先ほど、本会議の提案もありましたが、環状線を現在の東西線にくっつけたらどうかという提案もありました。これはまさしくもとの案でございます。昔はそういう環状線の計画があったわけでございますね。だから、その形に戻しなさいということなので、結局は現状のままがいいんじゃないかと。鉄道だけ上がればいいんじゃないかと、そういう御意見に受けとめてしまうわけですが、やはりそれは今600億円の大事業、この効果を発揮するのは、知立のまちが将来に向かってどういうまちになるかということをおきっちり再度議論した中で計画をつくって見直しをしていかなきゃいけないなと思っていますので、そういう点も踏まえて、いろいろ特別委員会でも見直しの内容について再三御質問、御心配をいただいているわけですが、もう少し時間をいただいた中で御説明をしたいと思っておりますので、御意見とか、いろんな要望もたくさんお聞きしておりますので、そういった部分を踏まえてやらせていただくということは十分承知はしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤委員

これを、例えば今言われたように環状線へすりつけると、もとのまんまじゃないかということをお言われましたけど、少なくとも北側については整備をしていくわけですよ。南との一体性はどうかという問題は生じるんですよ。ただ、この計画はすべて南北道路から駅前広場に誘導するという計画になっているわけで、それが本当に必要な計画なのかということも検証せないかんというふうにお思うわけですよ。

部長の言われるように、この案でいけば基本的にお変わらない、こうしたほうが現状から変わるんだということをおっしゃるわけですが、本当

にそうかということも含めて、それから仮換地指定にしたから影響力が大きくて大変だと。しかし、そうした大変だということも含めてどうなんだという検証やそういうことがあって、初めて見直しと言えんじゃないですか。

私はやみくもにそうしろと言っているわけじゃなくて、そういうことも踏まえた上で検証した上で見直しをするべきじゃないかと。当局が言っているのは、現状固定の計画がもう不動のものという形の中で、いかにその範囲の中で見直しをするかと。もちろん仮換地指定を受けたわけだから、地権者もこれを変えとなれば影響あると。単純にそんなことを言っているわけでない、その理解も得られなきゃいかんということもあるにしても、客観的に見たときに、結局区画整理でやったところはつくれるけど、その他の都市計画道路や区画道路についても結局つくっていかざるを得ない、平成元年の計画でそういう計画をしたけれども、それが本当にいいのかということをおいま一度立ちどまって検証することが必要ではないかというのがこの間の議会の提案だったと思うんですよ。

そんなことで、そういうことも含めて見直しを、コンサルには委託しましたけれども、どうなんだという提起をおこちらはこちらで議会としてしているわけですよ、それはそれで受けとめをしてほしいなというふうにお思います。どうでしょうか。

○都市整備部長

答弁が重なりますけれども、先ほども申しましたとおり、ことし、見直しの本格的な作業に入りますので、そういう中でコンサルの技術力、専門知識を生かした中でまとめていきたいということで委託をかけているのであって、私どもとして職員、これまで、先ほど言いましたように、いろんな方から御意見をいただいた内容、これを十分整理した中でまとめていくということはお変わりございませんので、もう少しお時間をいただいて、御説明できる段階になりましたら、そういった形の中でお話をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員

一つ、話が、質疑が下手なものだから話が前後して大変恐縮ですが、先ほどの環状線の130メートルについてはわかりました。

それから、当然のことながら、市役所のところの八ツ田の道、あれ、県道ですので、あれは県がやるということですかね、だと思えますけれども。

○都市計画課長

委員のおっしゃるとおり、そちらのほうは県のほうが施工します。

○佐藤委員

それで、そうしますと、かなり市役所のわきのところ、その信号のところまでは一部残っているけど、大分拡幅されてきているわけですよ。しかし、市役所からすりつけでぐっと行く場合に、今の道路の形状ではなくて、先ほどは幅員が21メートルと言いましたかね、この130メートル区間が。そうすると、当然のことながらここもこういう形で、ここの一部だけを最初にすりつけるだけではなくて、並行してずっと、これ、進んでいくという事業になるのでしょうか。

これも、この部分のすりつけ部分だけではなくて、この茶色といいますか、このところもずっと進めていく、一部やっているわけです。特に市役所のその信号からすりつけのところまでは、これは先ほど言った期間内でこれは進めていくんですか。

○都市整備部長

本郷知立線につきましては、今連立の影響範囲、最少範囲の中で県としては事業化をしていきたいということで、先ほどのSの字の部分、本線から北側部分、で、南側部分につきましては、今具体的に県として引き続き整備をしていくというような計画は持っていないということを聞いています。また、アピタのところ、今の農協の角の交差点からアピタの間の歩道設置については、これは、また、別事業の中で今整備をいただいていますので、そのような状況でございます。

○佐藤委員

本線から北側はやるということですね、これと同じ時期に。わかりました。

それで、区画整理の話をしましたので、ついでに連立のこともちょっとお聞きをしたいわけですが、この前9月8日にもりました9月定例会資料がありまして、それで、私自身がもらったわけじゃないけれども、平成22年度の事業の内容というものが部長のほうからですか、知立駅付近連続立体交差事業に関する変更年度施工契約書というものが、黒塗りのやつを私も持っていますが、コピーしていただきましたけれども、これについて、これは決算内容とはちょっと数字が違うかなというふうに思いますが、変更のあれが3月25日ですから、ほぼ決算に等しい金額かなというふうに思いますが、特にその中で、甲ということで、都市側の事務費の部分だけが違って、その他が一緒かなというふうに思いますが、これはどうでしょうか。

○都市開発課長

先回、変更契約書をお配りし、今回の定例会の冒頭に定例会資料として平成22年度の施工内容についてお配りしたと思いますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

ここにございます金額と変更契約書の金額とが違うということでございます。

定例会でお配りした金額につきましては、トータル15億1,120万円、これが全体事業費でございまして、変更契約書におきましては、14億9,900万718円でございます。この差は、金額的に申しますと、1,219万9,282円でございます。

これは事務費でございまして、協定外事務費ということで、愛知県の都市整備課本課のほうが使用する事務費でございますので、名前のとおり協定外ということですので、この契約書には盛り込んでございません。結果的には、この変更契約書の金額は、今実際に行われているものと数字は合っているということでございます。

○佐藤委員

それで、甲のところの本工事、用地補償費、測量ということでありまして。基本的には協定外の事務費の計、県が持つやつだけが金額が違うかなというふうに思いますが、その他は全部一緒

です。

これが一緒なんです。それで、私が聞きたいのは、ここに年度外実績と、それから繰り越しという形で書かれているわけですね。この繰り越しとなった場合は、これは入札差益なのか、それとも事業費ができなくてその分継続費なりで繰り越ししているのか、どちらなのか。甲の部分についてですけど、それをお聞きしたい。

○都市開発課長

契約期間内に実施が見込めないものを繰り越したということでございます。

○佐藤委員

よくわからないです。契約期間内に実施を認めないということは、だとするとそもそもそれを予算金額なりに上げないわけですね。だって、事業をやらないんだから予算化する必要がないということですよ。そうすると、そうじゃないですか。だから、何で、例えば工事でいくと、1,800万円余が繰り越しということになって、もともとこれは、課長が言われるように、事業は予定していなかった金額だと、こういうことなんですか。

○都市開発課長

今年度実施するつもりで契約をしましたけれども、その契約期間内に全体ができなかった、その部分について、例えば本工事の1,846万8,000円なのがしを繰り越したということでございますので、もともと契約内にあったものでございます。

○佐藤委員

年度内に事業ができなかったやつを繰り越したということですよ。

それでは、乙の名鉄のやつですね。名鉄は、名鉄住宅事業が7億7,800万円余、それからこれは受託工事ですけど、単独分あわせて事業をやっているわけですけど、ここについては、建築工事を除いてすべてこれは年度内にできたということですよ。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

それで、この資料をいただいたわけですけど

も、これはすべてここにある金額というのがありますね。年度内実績繰り越しがありますけれども、この金額というものは、これは予算ではないですよ、予算ですか。例えば業者との契約した金額の実績がこれですか。これはどういう金額かなど。予算そのものじゃないと思うんですけど、どうでしょうか。

○都市開発課長

乙、鉄道側が実施する金額のことであると思えますけれども、それぞれ例えば土木工事、軌道電気工事等、いろいろございますが、それぞれの工種でもって契約した金額がここに上がっているものでございます。

○佐藤委員

そうすると、契約した金額ですから、当然先ほどの甲のように年度内にできなかったものは繰り越しということでありましてけれども、契約した金額と年度内に施工したものがイコールで繰り越しはゼロということですけど、やはりここで見たときに、当初の予算との関係で、県の事業もそうですけれども、乙の事業もそうですけれども、予算との関係でこれを出してもらわないと、実際どうだったのかということがわからないんですよ、これ。

それで、工種ごとということで、例えば乙の土木工事一式ということになってはいますが、その一式の中にいろんな工事があるんだろうというふうに思いますけれども、これを詳細に出すことはできないということをこの間言ってこられたと思えますけれども、少なくとも一式の中の予算はここで出してもらおうということがあれば、実績との関係の中で実績もそうだし、金額との関係の中で入札差益なり、幾らかかったのかということの透明性がここで確保できるんじゃないでしょうか。ましてや、県の甲、都市側負担の部分についても予算との関係で出してもらおうということが私は透明性を確保するという上で大切だと思うんですけど、これはできない相談でしょうか。

○都市開発課長

まさに非常に大きな課題でございまして、これ

が達成できれば本当に皆さんの御理解をいただけるものと思いますけれども、国レベルでの調整会議において現在、今調整中でございます。入札関連の内容ですとか、積算基準の関係、そういったものをまだ国レベルで協議しておるところでございますので、なかなか私どもから鉄道事業者に要望したところで、聞き入れてもらうのは至難のわざというところが現在の状況でございます。

○佐藤委員

これ、至難のわざということを言いますけど、それじゃ聞きますけど、甲のところの都市側については、予算減額は、これは書けますよね、乙ではないです。これはどうでしょうか。これぐらいは少なくともやるべきことじゃないですか。

○都市開発課長

これにつきましては、まだ県に要求をしたことはございませんが、行えば、多分、どういったふうに開示していただけるのかわかりませんが、ある程度の開示はできると考えております。

○佐藤委員

甲の部分については、当初の予算との関係でどのような契約が知立市受託分、また、県がやる分、それぞれ全部込みにはなっていると思うんですが、それであったとしても、その辺の県がやった事業、それから市がやった事業、市の部分についてはわかるわけだけども、それを含めてもうちょっとその辺をわかりやすく提示してほしいなと。部長、その辺はもちろん当たれば出てくるかもしれませんが、予算書なりね。だけど、こうやって表で出した以上は、わかりやすく出してほしいなというふうに思いますけれども、部長、どうでしょうか、その点。

○都市整備部長

透明性の確保ということで、鉄道事業者にはこれまでも、私ども、再三にわたりましてそういった趣旨を説明した中で開示を求めているわけですが、やはり今課長が答弁したとおり、なかなか国レベルというか、これまでの長い歴史というのが鉄道事業者の慣例的な部分もございまして、国レベルの働きかけがないと非常に難しいというのが

現状でございまして、かといって私どもとしてもそれを受け入れるという姿勢はございませんので、引き続きお願いをしてみたいというふうに思っています。

県の部分につきましては、一度県としてどういう細別で開示ができるのか話をさせていただきたいと思っておりますので、これまでも県の施工部分については説明もさせていただいているわけですが、さらに細別ということであれば、一度県とお話をさせていただいた中で予算ベースといいますか、当初の時点での県の内訳というところを開示をお願いしていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

それで、これを名鉄が開示が難しいということを言うわけですが、例えば全体事業費の中のそれぞれの積算、あれが予算だというふうに見てよろしいのでしょうか。

前、細かくそれぞれ甲乙の資料は出させていただきました。ただ、これで総額としてはわかるんだけど、年度ごとのそういう金額はわからんわけですよ。ですから、こういう資料をいただいてもこれと突き合わせてどうだという比較が本当にできなくて、実際問題、これがどうなっているのかなというところが大変だなと。総額については、それは今出してもらっているんですよ。工種ごとが出せないというだけです。どうです、一遍。

○都市整備部長

鉄道事業者にやっていただく分、県から委託する、それから鉄道事業者がみずからの負担金をもってやる部分というのは、これまでも、例えば今年度ですと、予算の概要の中で内訳的なところをお示ししているわけですが、ただ、この数字はある意味予算ということなんです、くくった数字でございますので、細別の細かい工種ごとの内訳は出ておりませんので、ここを同じように工種ごとに出すべきだという御指摘だと思うんですが、先ほど言いましたように、ここの部分、鉄道事業者については現時点では理解が得られていないというところでございます。

ですから、総体の数字としては年度当初の予算

の概要の中でお示ししている鉄道事業者が施工する部分、県が施工する部分、市が県から委託を受けてやる部分という大きな区分けは予算ベースでお出しをしていますが、ここまでが今のところの開示できる内容でございまして、これから先についてはさらに努力をさせていただきたいと思えます。

○佐藤委員

そうすると、当初で出している予算ベース、これは余りどういう積み上げでこうなっているかというところは余りよくわからないわけだけど、しかし、この実績と比較をすれば、大体その差額が、工種ごとはわからないにしても、おおよそのところはそういうことだということで理解してよろしいでしょうか。

○都市開発課長

ある程度、その予算ベースがわかれば変更協定書でもって金額が出てまいりますので、その比較が入札差益ということだと。

変更もございますので、単純な比較はできないかもしれませんが、申しわけございません。工種が変わってなければ入札差益ですけれども、工種が変更、追加されたり減少したりしておれば単純な比較はできないというところでございます。

○佐藤委員

そうすると、工種が変更されたり、そういうことになると、結局のところ新たな事業が追加されたりということになると単純な比較はできないということですけど、それで、国レベルでそういうことが議論されているということですけど、国はどんな議論をされて、前も国土交通省の会計検査院ですか、そういう議論があったということは高橋議員も紹介されまして、そういう議論だろうというふうに思うんですけど、その後、そうした議論はどのようになっておるのでしょうか。

これがいつまでもずっと引っ張ったままで開示をされないと、これでは本当に困った話だなというふうに思うんです。

○都市開発課長

申しわけございません。国レベルの調整会議、

どんな状況かというのは把握しておりません。

○佐藤委員

わかりました。

それで、もう一つ、ここの建築工事というのがありますよね。7億4,000万円。これは駅舎等、仮線の一部ですか、南口をつくってから跨線橋もつくっていかないかんとということで、南口をつくり仮線をつくらにやいかんとということで、名鉄の7億4,000万円余の建築工事について、平成22年度も駅舎ということがありました。そして平成23年度も継続ということの2億3,000万円余ありますけれども、駅舎ということがありますけれども、この中身について御説明ください。

○都市開発課長

まず、目に見えてわかりますのが跨線橋ができたということでございます。これは建築工事の中に入っております、それに附属する階段ですとか、エレベーターも入っていたと思いますが、そういったものが建築工事に係ります。

もう一つが、跨線橋下に待合室をつくりましたので、そういったものも含まれております。

○佐藤委員

これについては、跨線橋、待合室、それからエレベーターもこれは含まれているわけですよ。

この中で、例えば全体としては名鉄負担が7億円幾らということがありますよね。そして都市側の受託事業が7億円余ですかね、それから名鉄の単独が3億8,000万円余ありますよね。

私、先ほどのお話じゃないけれども、受託事業で仮駅舎というふうになっていますでしょう。名鉄の受託事業で仮駅舎、そして名鉄の単独費でも仮駅舎というふうになっているんだよね。全体としてこの辺のもうちょっと明細がわかるといいなと思うんですけど、受託事業として金額としては7億5,000万円余、それから名鉄負担で3億8,000万円余と、この中には今言った階段だとかエレベーターだとか跨線橋が含まれているんだけれども、そうするともうちょっと姿が見えてくるのかなという気がするんですけど、どうでしょうか。

○都市開発課長

今年度、鉄道側が行った工事、これが今目に見えているもの、残っているものでございますけれども、これが都市側が鉄道側に負担する部分が7億7,500万円、それと鉄道側が負担した部分が3億8,800万円、合わせた11億6,300万円がああ跨線橋、あるいは軌道のつけかえですとか、そういった工事を行った金額でございます。

○佐藤委員

そうすると、11億円ですので、知立市が4分の1ですよね。4分の1、2億5,000万円、それから11億円ですのでもうちょっと、2億5,000万円から3億円ぐらいかな、出しているわけですので、やっぱりこれはさっきの話じゃないですけど、早急に国にも働きかけていただいて、わかるようにしてほしいなというふうに思いますので、もう一遍だけこの点、答弁ください。

○都市開発課長

要求されることはごもっともだと思います。微力ながら努力をしてみたいと思います。

○佐藤委員

それで、こういう形で、入札の内容、その他を含めて開示しないわけですので、高橋議員が本会議でこの莫大な費用を投入する公共事業において、市業者への発注はできないのかということも新たに提起されたわけですよね。この景気の御時世にということですけども、それについては本会議でも答弁はありましたけど、もう一度、その辺、見解を示していただきたいなというふうに思います。

○都市開発課長

世間の状況はどうかというところで、東海市しか確認はしていませんけれども、状況を聞いてみました。

ところが、やはり大きな会社で元請をする能力のあるところは、実際、東海市の業者が受けておりますが、そのほかの零細な土木業者はどうも参入していないようです。ですけども、確かに地場産業育成、地域貢献ということもございますので、何らかで鉄道側に働きかけて、そういった業

者も使うようにお願いはしていきたいと考えております。

○佐藤委員

東海市は元請ということで参入をされたら、それは元請というぐらいだから、それなりの規模の総合建設業ということだろうというふうには思いますけれども、今そういう働きかけをしたいということですけど、何も1次や2次ということじゃなくても構わないわけですので、そうした仕事が確保できるならば、東海市では元請という形での参入があったわけだけど、それ以外、本当にできないのか。その辺は早急に話をさせていただいて、取り組みをしてほしいなと思いますけど、部長、どうですかね、ここは。

○都市整備部長

鉄道工事でございますので、ある意味特殊性のある工事でございます。そういう中で、市内業者の中で名鉄の直で受けられるだけの能力というのは、なかなか難しいなということで、しかしながら御提案のほうに地元の業者の配慮という部分も必要だなということを思っておりますので、今後、東海市の事例もよく研究させていただき、また、これは名鉄に申し上げるべきことなのかどうかわかりませんが、結局は、土木の本体工事、高架の構造物は名鉄のこれまでの発注形態を見ますと大手ゼネコンに発注をされているというような状況でございますので、そういう形態であれば、何らかの参入方法があるんじゃないのかなということもございまして、今後そういった部分、よく研究をさせていただいて、できるだけ地元業者の利便を図れるような、そういった配慮も必要かなと考えております。

○佐藤委員

それで、もう一点。本会議でもありましたし、もう一度だけ確認したいなというふうに思いますけど、三河知立駅をあの場所にするのか、それとも北部地域に持っていくのか。これは、ことし、今年度がコスト削減はどうなるかということも含めてそうですけども、今年度が一つの期限だというようなことを駅周で言われましたよね。今年

度、持っていきなら持っていき、持っていきということを前提にすれば、今年度結論を出さないかんということですけど、その後、本会議答弁もありましたけれども、線増ということで名鉄負担が重くなるということで、なかなかその話がまとまらないようですけど、その辺はどうでしょうか。

○都市開発課長

今委員の御紹介のありましたとおり、なかなかまだ進んでおりません。現状はまだ進展はございません。

やはり、期限が本当に来ております。先ほど、三河線の環状線の用地買収の話も出てきたとおり、三河線の移設が遅くなればなるほど、用地交渉期間が短くなってまいりますので、大変、私ども、心配をしておりますが、何分、難しい問題、全国的にないような営業駅を事業の中で移設するというようなことですので、事例もないことから、なかなか方針が決まっております。ですけど、本当に期限が来ておりますので、早急に結論を出すように努力したいと思います。

○佐藤委員

期限が来ていますということですけども、今年度中ということですかね。そこはどうでしょうか。

○都市開発課長

今年度末の議会には御報告ができればと考えております。

○佐藤委員

そうすると、まだ結論が出ていないので何とも言えませんけれども、現状、やるということになれば、当然複線化という点では、北のほうに移せばその間、複線にするわけでしょう。そうすると、名鉄は別に、豊田の花園地域はやりましたけれども、三河線について全線複線化しなくても構わないよと、こういう認識で線増部分の負担についてはできないと、難色を示していると、こういう受けとめ方でよろしいでしょうか。

○都市開発課長

豊田型の複線化とは違いまして、名鉄のおっしゃっているのは、駅を移設した際に、現在知立駅

で処理をしております回送車両を新駅まで持っていかなきゃいけない。それが単線ではダイヤの編成上1本の線路ではその行き来ができないということから、それを可能にするために複線が欲しいということで、今ある機能を新駅に移っても可能にさせる、その機能補償だということを主張されています。

○佐藤委員

そうすると、別に複線化云々じゃなくて、移した場合の機能補償で、それは線増部分じゃないから都市側で持ってくださいと、こういう話をしていくということですよ。

○都市開発課長

都市側ですべて持つということではございませんが、その辺の割合について協議をしていると。

○佐藤委員

それはなかなかどちらがいい方策かということとはわかりませんが、少なくともどンドン名鉄が花園区間からこの間も含めて2車線にしようと、そういう積極的な姿勢の見える話ではないと、こういう理解でいいですかね。

○都市開発課長

移設問題が発生したときには、鉄道側は、豊田方の高架工事もございまして、複線化にはかなり意欲を持って対応してみえましたけれども、最近はどうもトーンが下がってきているような感じを受けます。それはなぜかと申しますと、一定の区間、一定の駅で複線化が可能になれば、その中で複線と同じようなダイヤ編成ができるということが可能だということで、そういうことですので、あえて複線化しなくても同等の機能が確保できるということから来ていると思われまます。

○佐藤委員

そうすると、もちろん駅を移すという前提はコスト削減ということが一番。その後、北部地域のことということはつけ足されましたけど、コスト削減との比較の中で新たに移した場合、増になると。現在の位置に駅を置いたときとそう大差がないということになれば、結果、北のほうに持っていくということは知立市としては断念。若干の減

はあるけど、そう大幅な減じゃないということになれば、断念と。知立市はこんな態度をとるんでしょうか。

○都市開発課長

やはり移設問題が発生したのはコスト削減ということでございますので、それが不可能となれば、やはりももとの計画に戻らざるを得ないと考えております。

○佐藤委員

それで、今の見通しで、名鉄が回送車を回すために1本の単線ではいかなので複線にしてほしいということで、機能回復だということを言われて、それで機能回復はいいんだけど、知立市としては、この間の議論で線増だから鉄道も応分の負担をいってくださいと。そこで折り合いがつかないということになると、コスト削減は基本的にできないんじゃないかなという気がするんですけど、その辺の見通しというか、例えば名鉄が持ってくれば場合とそうじゃない場合、折半にした場合とか、それぞれ歩み寄って負担割合、そしてさらに全部知立市が持たないかと、いろいろパターンがあろうかと思うんだけど、そういう辺はきちっと試算をされて、見直しをお持ちかと思うんですけど、今現在はそうした中でどんな感触を持っておられるのか、そこだけ聞かせてください。

○都市開発課長

金額を申し上げるのは、やはり差し控えさせていただきます。

申しわけございません。ちょっと金額についてはこの場では発表を控えさせていただきます。

○佐藤委員

多分、名鉄が知立市が思うように持ってくれば若干の減になるのかなと。そうじゃなければ減にならないのかなと。こういう金額を示さないけれども、そういう内容かなというふう思うんですね。

どちらがいいかということとはともかくとして、そういう状況だということがより詳しくわかりましたけれども、それで、もう一つ、だめだとなると、北側仮線ができないと、そうすると南側仮線

ということになるんですけど、その辺で私、前から南側仮線になったときは仮線をつくらなくて上げることが可能じゃないかということも提案を。道路というか、今の軌道敷を含めた全体を見ると、若干の部分は当たるところがあったにしても、仮線をつくらなくて高架ができれば、手法はともかくとして、可能じゃないかということも提案というか、そういう考え方もあるんじゃないかということを書いてきたんですけど、そうしたことの検討、前のときは、三河線の碧南方についてどうだといったときにお示しいただいたんですけど、南側、北側についてはどうですか。

○都市開発課長

前々からお聞きしております、可能性はあるのかなというふうに判断しておりますが、試算はまだしておりません。何分、まだ駅移設がどうなるかもわかりませんので、まだそこまで手が届いておりません。

○佐藤委員

というのは、検討してもらって、それがだめだということであれば、いたし方ないわけですけど、例えば駅をトータルで見て、駅を持っていったと。それで、北側仮線にして上げると、仮線は仮線とつくって上げると、そして高架にすると。ところが、駅を移さないで、仮線をつくらなくて、高脚をつくるようになったときのトータルで費用がどうかということが一番問題で、そうなったときに、移さなくてもかえって減るんじゃないかと、移転の工事やそういうことは、一覧表やいろいろ見ると、移転の工事だとか、専門、特殊な分野が非常にお金が高いんだわね。仮線を引くというだけではなくて、移転の工事やそういうことが高いわけだから、それは一遍だめもとで、そんな提案もあって、一遍試算してみようかというようなこともぜひやっていただきたいというふう思うんです。はなから検討する余地がなければ、それは仕方ないですけども、検討する余地があるならば、ぜひそれを検討してほしいなというふうに思います。どうでしょうか。

○都市開発課長

おっしゃるように、仮線を敷かなくて済むということから、仮線に係る費用が浮いてくることは確実だと思います。ただ、問題は、別線案の線形をどう入れるかという話でございまして、鉄道の線形を入れるのは、私、そういった能力は持っておりません。ですから、外注しないとできません。ですから、本当に大ざっぱなものでよければですけども、これもいいかげんになってしまいますので、もう少し検討させていただきたいと思えます。

○中島委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後5時01分

再開 午後5時09分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

少し遅くなりましたが、知立環状線の先ほどの10億円という費用の内訳をお話しさせていただきましたと思えます。

大ざっぱではございますが、用地買収費として3億円、物件補償費として7億円、これで合わせて10億円なんですけど、道路築造も入ってこようかと思えますが、おおよそここでいうと5,000万円ほどになるという形になりますので、御報告をさせていただきます。

○佐藤委員

わかりました、10億円の内訳がね。

次に、もう少し聞かせてもらいたいんですけど、先ほど上重原の北部区画整理事業で議論がありましたけれども、平成22年度は企業誘致活動業務ということでアンケートを実施されました。これは緊急雇用ですけど。

先ほど、いろいろ言われましたけれども、このアンケート結果を持って企業の訪問をしているんですかね。このアンケートを見ますと、先ほどのお話にもありましたけれども、いろいろあるんですけど、愛知県内の企業と三河地域の企業で、152社中、15%に当たる23社が今後とも情報提供

を望むというような形で、そして西三河地域については、40社のうち15社が情報提供を望みますということでこのアンケート調査の結果をもらいましたけれども、そこにはそういうふうに乗っていますが、ここに対して先ほどのお話で市外23社と市40社と言いましたかね。そういうところを訪問活動しながらやっているんですか。このアンケートの関係でちょっとわからないので。

○まちづくり課長

市外の企業23社へは、先ほども言いましたとおり、委員のおっしゃるとおり、情報提供を求むということで市外の企業23社、それから知立市内につきましては、これは回答をいただきました41社がありますので、その41社に対しましてアポをとりまして訪問させていただきました。

以上です。

○佐藤委員

それで、アポをとって訪問をしたということでですけど、これは市外、市内ともすべての会社に対してアポがとれて、お話をしたということでしょうか。

そのお話の内容、企業誘致の意思がありますかというようなことのアンケートですので、そのアンケートの結果を持ちながらなのか何かわかりませんが、どんなお話をされて、どんな感触だったでしょうか。

○まちづくり課長

実際は、手分けして行っておりますので、集計のほうは企画政策課の企業誘致プロジェクト委員会のほうでやっておりますので、その辺は私のほうではつかんでおりません。

それと、企業訪問時に大体行かせていただいて、要はアポをとって来てくださっていいですよというふうで予約をとって行くわけなんですけれども、基本的にはこの報告書を持って、それでその報告書の説明をしがてら、それから企業から見た知立市というのはどういうふうにとらえてみえるんでしょうか、また、上重原北部についてはどう思われるのかとか、それとか、これも先ほど答弁させていただきましたけれども、アンケートが東北大

震災の前に回答をいただいたやつですので、要は最終的には企業の今の現在の経済状況ですか、そのほかの全体的な経済状況でもし教えていただけることがあるなら教えていただきたいということで訪問させていただきました。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、プロジェクトチームということで、訪問したということや、そういうことについてあるけど、その内容自体については余りわからない、特徴的なことは何も。聞いてはおおと思うんですけど、特徴的なことや感触は、震災前のアンケートで、訪問は震災後だと思うんですけど、どうでしょう。

○まちづくり課長

私が行ったのは、もうほんの一部でございまして、刈谷市内ですとか、知立市内の企業も行きまされたけれども、やはり企業によってはちょっと考え方も違いますし、誘致についても震災後ですとなかなか難しいというところもあるんですけども、それとはまた別に企業として長いスパンの中で考えてみえるところもあるみたいでして、全体的じゃないものですから、そこら辺、私の行ったところだけですとそういう話で、いろいろと企業ごとに違いますので、また、今まとめておりますので、それを待つてはおおなんですけれども。

○佐藤委員

そんな形で震災が起きて、震災もありますけれども、円高もあって海外へというような流れも少し、すべての企業じゃないにしても、加速すると。企業によっては円高のもとで苦しい状況だということになると、現時点ではなかなか大きい起業であっても大変なわけで、まして市内の企業となると、そう単純に進出というような形にはならないのかなと、そんなことを思いますけど。

それで、お聞きしたいのは、計画期間が平成27年までということが言われていましたよね、最初は。しかし、これが平成22年、この決裁ですけれども、平成22年からは、平成29年までに計画期間が延伸をされましたけれども、これはどういう理

由ですか。

○まちづくり課長

私どもとしましては、やはりこういった区画整理事業というものを事業として進めていきたいということで、今やったら大体これぐらいまでかかるといふふうで年数を延ばしたといふふうを考えていただければ結構です。

○佐藤委員

今やったら平成29年までかかると。この平成29年というのは、今から見れば6年ちょっと先になりますけれども、これは平成29年度中にこういう誘致する企業が来て、そして区画整理がもちろん市街化区域に編入できないから、県のほうは工業区域ならということで、たしかマスタープランにうたわれたはずですよ、これは。その手続もやられて、その後区画整理というような形になるんだろうと思うんですけども、これは平成29年度まで区画整理が成立という計画なんですか、これは。どういうことなんでしょうか。

○まちづくり課長

今、最短で組合を設立したとしても、やはりできるのは大体平成25年ぐらい。それで、仮換地指定ですとか、一部工事だとか、主要収益をやっついて、大体渡せるのが平成29年ぐらいではないかといふふうには考えているんですけども。

○佐藤委員

そうすると、組合設立ということで、今年度が平成23年ですので、平成25年中ということだと、2年半くらいの中で組合設立ということが可能であれば、平成29年度までに区画整理が成就すると、こういうことですね。

○まちづくり課長

委員の御指摘のとおりでございます。ですので、これはあくまでも地権者の皆様方に御理解と御協力をいただいた場合の最短の考え方だといふふうで御理解いただきたいと思っております。

○佐藤委員

それで、現在こういう経済情勢がありまして、先ほどの話では、このアンケート結果を持って御説明、地権者の皆さんに結果報告をしたいという

ようなことも言われましたけれども、今現在の地権者の皆さんの御意向というのを、平成21年度も地権者意向調査というのをやっていますけれども、平成22年度もそういうことはやられたんですか。多分、予算にないから、ないというふうに思いますが。

○まちづくり課長

委員のおっしゃるとおりでございます。平成22年度はほとんど動いておりません。

○佐藤委員

そうすると、これについては意向調査はしていないというものの、いろんなところからそういう話が漏れ伝わって市のほうに届いているかと思うんですけども、調査していないというものの、地権者の皆さんの現在のお気持ちというのはどんなところにあるのでしょうか。

○まちづくり課長

現在、上重原北部の地権者の方からというのは、もうほとんどございません。というのは私どものほうは、平成21年の8月にこの前ありました個人面接における意向調査をもとにして今現在も考えております。

以上です。

○佐藤委員

この結果をもって報告をしたいということですが、どんな形で報告をされるのか。平成21年段階で、平成21年という9月、10月ですか、金融危機があった年ですかね。そして、今回、大震災もあり、円高もありという形でありますけれども、この事業を進めるに当たっては、何だかんだ言っても、地権者の意向そのものがかわる問題だと思うんですよ。毎年やればいいということじゃないですけども、この間の大震災、円高を含めて環境が激変している中で、平成21年調査をもとにして、もっと言えば、もっと先の調査、意向をもとにして事を進めていくということではいけないので、そうした点で今回は結果報告をしたいということですが、どんな形でやられるのでしょうかね、これは。意向を聞きながらそういう報告をやられるのでしょうか。個々でやられ

るのか、何か集まってもらってやるんですか、その辺はどうでしょう。

○まちづくり課長

まだ具体的には決めてはおりませんが、基本的にはやっぱり皆さんにある程度集まっていたら、その中でこういうふうというふうで結果を説明していきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

この結果を見ると、情報提供をいただきたいという企業がそれなりというか、23社とか市内に幾つとかあるものの、なかなか地権者から見ると、どんどんその橋を渡っていける状況には、プロジェクトチームがこれをまとめるということもありますけど、渡っていける状況にはないのではないかなというふうに思いますけれども、この点、どうでしょうか。先ほど、最短で平成25年組合設立とすれば、平成29年度中にこれが成就するという認識だけでも、本当にそうかなということですが、その辺ではやっぱり地権者の意向をその時々正確に把握することなしにこれをどんどん進めることはできないのかなというふうに思いますけど、その辺どうでしょうか。

○まちづくり課長

やはりおっしゃるとおり上重原北部につきましては、一度こうやって事業の中止という要望が出ましたものですから、ただ、どういうふうにそういった地権者の意向を確認していくかという問題はありますけれども、ただ、やはりその意向を聞きながら私どもとしては進めていきたいと考えております。

○佐藤委員

それで、意向を聞きながら進めていきたいということですが、今の環境がこういう形ということですね。

それで、これが平成25年で成就しなかったら、平成25年で組合設立ができないということになると、さらにこれは年度を延ばして、組合設立を先に延ばして、成就する期間も6年が必要だという

ことで、そういう形でずっとずっとスライドさせていくということですか。これはどういうふうでしょう。

○まちづくり課長

私どもとしましては、この上重原北部につきましては、確かに事業中止の要望はあったんですけど、私どもとしては延期というふうにとらえております。これは何回も答弁をさせていただきましてたけれども、平成21年8月に事業中止の要望というのがありまして、要は意向調査、これは個人面接でやったんですけども、地権者128人中43名の方、33.6%の方が事業中止、現状の土地利用を継続するというふうでした。ほかの方は、このまま事業を継続するという方が70人で54.7%、経済状況等によりしばらく様子を見るが15人で11.7%と、合わせて85人で66.4%おみえになりました。こういった方々のお声というのを、私どもはある程度重くはとらえておりますので、私どもとしましては、確かにあの事業中止という要望書はありましたけれども、私のほうとしては、事業としてはある程度進めることができないかというふうには思っております。

○佐藤委員

それで、そのときの調査がそういうふうだったということはわかりますけれども、先ほど申したように、状況が変わってくる中で地権者の正確な意向をつかみながら事を進めていかないかんと。

これは糸を切らないような形でいろいろ苦労しながらやられているとは思いますが、なかなかそれが成就できないような状況が長く続いた場合、どちらともつかない状況をずっと引っ張るのはどうなのかという、そんな気持ちもいたします。

そういう点では、この結果を報告しながら、また、意向調査も、これはぜひやられたらどうでしょうか。皆さんがこの事業を平成23年度でエリアマネジメント支援事業補助金ということで100万円つけて地域組織への補助金だとして引っ張るは引っ張るだけけれども、やっぱりその時々地権者の意向を正確に把握するということなしにそう

した補助金をつけながら、一方で何とかということがあっても、これ、なかなか成就が難しいというのが率直な感想ですけれども、この間、自主財源の確保というようなことが言われてきておりますけれども、ただ、この地域に平成21年度に設計業務委託料ということがあって、その図面も議会に出してもらいましたよね。多くのところが区画整理をやられて、借地でやるということですよ。借地ということでやられるということになると、来てもらえばいいけれども、それが永遠におるわけじゃないわけですので、出ていけば高くなった分だけの固定資産税は地権者が持たないかんと。この不安定なときにそれが本当にどうなのかということもいろいろあるわけで、その辺ではそういうこともあるので、意向調査をやったらどうですか。お金をかけてやらなくても結構じゃないですか、これは。

○まちづくり課長

そういったことも視野に入れながら、今後考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員

平成21年段階で48名の方が現行の使用形態と、70人ばかりが継続、様子を見ながらという方も合わせて84人で、そうした方たちの意向も無視できない。確かにそのとおりでというふうに私も思いますけれども、成就できる環境とそういうことがない中でずるずる引っ張るということはどうかということも含めて、ぜひ意向調査をしてほしいと思いますけど。

部長、こういう形で事業を引っ張ってはおるものの、部長自身として、市としては自主財源、固定資産税なり、建物ができればそうだし、機械が入れば償却資産という形で見込まれるというようなことがあるにしても、なかなか厳しいのが実態だなというふうに私は思いますけど、部長はどうですか。

○都市整備部長

やはり工業系の用途、知立市には少ないということで、将来を考えてバランスよく土地利用をし

ていくという中では、単にいわゆる税収が上がるというだけでなく、将来の雇用だとか、また、地域への経済性、経済効果と、そういったもの、いろいろ含めて考えますと、やはり工業系の土地利用も必要だなというふうに考えているわけですが、そういう中で、上重原北部につきましては地権者の意向、区画整理を前提として市街化編入をしていくということですので、これは地権者の方が理解を得ていただかなければ進められないということは十分承知をしている話でございますので、佐藤委員がおっしゃるとおり、意向を十分踏まえた中で進めていくべきだということは頭に入っております。

今回、こういう形で今企業を回って、さらに意向の調査等をしているわけですが、やはり地権者の方が一番不安に思っているのは、将来の土地利用に対する不安、本当に企業が借りてくれるのか、買ってくれるのだろうかとか、そういう土地利用が転換できるかどうかということがやっぱり一番大きな不安。中には当然営農を希望したいと、今の自然環境を守りたいという方ももちろんおみえになりますが、ほとんどの方が将来の土地利用に対する不安を持ってみえるということで、ただ、これ、幾ら企業回りをしておっても、はい、進出しますという企業は絶対にあらわれてこないというのは、それを前提にして事業を進めましょうかということとは絶対あり得ない。やはり事業を進める中でタイミングよくそういった企業誘致をしていくしかないというのが、これまで区画整理を前提とした事業の中ではそういうことが行われていたと。

いわゆる公共で用地を取得して、それを保有して企業誘致をするというやる方とはやっぱり違いますので、事業を進めていく中で探していくしかないということですので、それにはやはり単に企業誘致だけでなく、行政側の地権者に対する不安の解消というか、いわゆる地権者の方は借りてもらえなかったら、買ってもらえなかったら、市街化編入をしてもずっと税金を払っていただけだと。今の調整区域で農地として保全をしていくなら、

そういった負担は耐えられるけれども、市街化編入して税だけ納めていくという、そういった不安は耐えられないとか、そういう意向もお聞きしている中で行政としてどういった形の対応ができるのか、また、企業に対してもどういった優遇処置がとれて企業誘致ができるのかということもやはり内部でこれは検討していくべきだなということで、そういった意味でプロジェクト委員会の中で企業のそういった意向把握と行政としての支援をどうしていくかということも検討していただくということで、それを今回、今、まさしく進めていただいていますので、そういったまとまりをもって地権者の方にお話をしていきたい。そういう中で、佐藤委員が言われるように、意向の把握をした中で次の方向性を決めていくということになるかと思えます。

○佐藤委員

そうすると、経済が好転をし、なおかつ今企業回りでは絶対に来ないということですので、区画整理、経済が好転する、そんな中でこういう区画整理の内容、それから優遇措置を設ける中で企業が手を挙げるかもしれんということですよ。だからといって、来るということを長いスパンの中で区画整理をやるわけですので、そのときに表明をされても長いスパンの中でどうなるかわかんわけだから、必ず企業が来るなんてことは保障されません、それを提示したとしても。

それを前提にして区画整理は進めたけれども、来なかったというようなどころがあるかもしれません、これは、実態として。

例えば、中部国際空港ができて、常滑に県の企業局が大規模なのをつくりましたよね。けどさっぱり来ないと。大阪の関空のところでも、泉佐野ですか、あそこも立派なものをつくったけれども、やっぱり来ないと。こういうさまざまな優遇措置をつけても来ないという例があるわけですよ。そうして見ると、そう単純な話ではなくて、本当に慎重を期さないよ。

何よりも地権者を本当に守れるということがなければ、進めちゃいかん事業だわね。地権者が損

するようなことになっては、進めちゃいかん事業なんだ、これは。だから、その辺の見きわめは極めて難しい事業、また、経済情勢に差しかかっているんじゃないかと、こんなふうには思います。

それで、今部長がそうやって答えられました。確かにバランスのよいまちづくり、税収だけじゃないということは言われましたけれども、市長、現局面でこの問題について市長としてどのような御見解をお持ちか、そこだけ明らかにしてください。

○林市長

上重原の恩田地区でありますけれども、都市マスで工業地域、誘致地域ということで位置づけて、その方向で地権者の意向調査をさせていただき、また、企業の誘致の可能性について調査等をさせていただいたわけであります。

地権者の方々は、やはりリーマンショック以降、非常に不安で、一定の盛り上がりがなくなってきている。今回、企業側にアンケートをとって、これが起爆剤になるのかなという一つの思いがあって企業アンケートをとったわけなんですけれども、なかなか企業もどんと来るといような状況じゃないわけですし、100件以上の地権者がいるわけでありまして、そうした方々がまずは納得していただくということが大事な事業でありまして、そのためには大きなばくちを打つというのが行政ではできないわけでありまして、そこら辺をしっかりとどういった形でやれば果たして土地の有効活用ができるのか、知立市のまちづくりにとっても、また、再三問題になっております税収確保の視点においても、どうすればあそこがうまくいくかというのは、今内部のプロジェクトをつくって検討しているわけであります。

そのあたり、しっかりと慎重に審議をしていきながら、また、一定の方向が出せれば、また議会のほうにもお示しさせていただき、また御指導賜ればというふうに思っております。

○佐藤委員

工業系ということで、一般の区画整理をやれば知立は地の利がいいわけですので、新たな住宅建

設がそこで始まり、人口もふえると、固定資産税も上がってくるということですけど、ちょっとこの上重原はそういう区画整理とは本質的に性格が違うということが大切なところで、思いは思いとしながらも冷静な判断が求められる事業だということですよ。

ですから、いつまでも延伸しながら引っ張ることがいいかどうかについても、これは、今時点では答弁にあったようなお立場かもしれませんが、そうしたことも必要ではないかと私は思うんですけれども、決めた方針は何が何でも貫かいかんというものでもないわけですので、もちろんそれは地権者の意向をベースにしながら、これはということがあれば、決断するときもあろうかというふうに思うんです。

ぜひ、その辺も、一般の区画整理ということになれば、知立は地の利がいいですので住宅も建ちますけど、ここは違いますので、その辺だけはしっかりしておいてほしいなど。

ですから、ここで平成23年度、エリアマネジメントの支援事業ということがやられましたけど、平成23年度決算のことですけども、これはどんなことを支援するんですか。

○まちづくり課長

申しわけございません。先ほどから、これ、上重原北部ではなくて上重原特定のほうでして、区画整理事業のほうが終わっております。これ、エリアマネジメントといいますのは、地域住民や事業者などが道路や公園、調整池、川などの清掃活動や地域の安心、安全活動というのを。

○佐藤委員

私が勘違いして申しわけありません。わかりました。

そんな形でこの事業についてはよくよく深く検討してほしいなというふうに思います。

それで、次に、102ページの知立駅北地区、西新地地区の再開発事業の推進計画を策定しましたと、こういうことでありますけど、この事業についても御説明をお願いしたいなど。

○都市開発課長

駅北の再開発推進計画ということでございますが、この中には駅北地区と西新地地区も含めて委託をしたものでございます。

まず、駅北地区につきましては、平成21年度に基本計画を作成しておりますので、今回、この推進計画はそれをもとに作成したものでございまして、その内容は、今まだ準備組合ですけれども、これが本組合になったときには、組合の定款をつくる必要があるということから、その案を作成したものでございます。

また、平成25年に都市計画決定を予定しておりますが、それに向けて事業計画の案ですとか、権利返還の計画の案、それからビルができた暁には採算性があるのかどうか、その検討をしたものでございます。

また、区画整理内でございますので、区画整理の移転計画を見据えたスケジュールの検討ですとか、将来の施設の管理の運営の仕方、これらを検討したものでございます。

以上が駅北地区でございまして、次に西新地地区です。

この地区は、まだ駅北地区とはレベルが違っておりますので、昨年度作成しました事業計画の案の見直しですとか、権利者の調整、また、一番大きな内容としましては、市営駐車場を取り込んで計画をしておりますので、その採算性から見た取り扱いについて調整をしたものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

この駅北の再開発というのは、前からこれはずっと言われてきましたけれども、区画整理が今進捗を少しずつしているわけですけれども、これについて先ほどだと、平成24年度に都計決定とか、いろいろ言われたんですけども、細かいことはともかくとして、今後の見通しについて、これはもともと区画整理と一体で整備していくということがありました。そんな中で取り組まれているということは承知していますけれども、この見通しはどんな流れの中でこれが成就していくのかなど、そんなことですが、どうですか。

○都市開発課長

区画整理事業の移転が今どんな状況かということも関連してくるかと思います。昨年度、試算したところによりますと、移転のほうが約1年ほど当初の計画からずれておりますが、再開発のほう、平成27年には工事に着工したいという計画がございまして、何とか平成26年度までには底地をさら地にして、建築に着工したいということを考えております。

○佐藤委員

そうすると、計画では再開発ビルの底地になるところにそれぞれ地権者がみえて、その移転がはかっている。特別おこなっている原因について何かあるんですか、これは。その地権者の意向なども含めて、ありましたら教えてください。

○都市開発課長

原価先買いのときには希望者を募って買収をし、外に出ていただいていたわけですが、平成19年度からはいよいよ仮換地の中に移転をしていただくということで、当初、やはりその地域の中の方々の中で先駆けて移転をしていただくということで、非常に不安があったと思われまして。やはり、当初、少し時間がかかり過ぎたということがございます。

現在はどうかといいますと、新しい町並みが徐々にできてまいりますので、それを見て、やはり機運も高まってきておまして、今年度についてはそういった強い反対をする方はいらっしゃいません。協力的に進んできております。

○佐藤委員

区画整理の出でいかれた方もあって、基本的には同じ区画整理内に換地を受けて移転をすると、こういう環境の中で計画はともかくおこなわれていると。

そうすると、順調にいけば平成27年度に着工をしたいということで、これがいよいよ具体化するということで、この資料を見ていないので、平成22年に着工したら具体的には竣工といいますか、そういう形はどうなっていく、そういうものがどうなっていくのかなどということはどうでしょう

か。

○都市開発課長

予定では平成27年度に工事着手をし、平成29年度には事業完了をしたいという計画でございます。

○佐藤委員

ちなみに平成27年、平成29年、こういう形で平成29年度中に完了ですかね。そうすると、2年から3年のスパンの中で工事が行われると。当然のことながら国、県は補助金があるだろうと思うけど、市の補助も出さないかんと。市の補助は幾らでしたかね、これは。

○都市開発課長

推進計画での事業費ですが、全体事業費として約30億円。そのうち国の補助金が5億円、県の補助金はその半分の2.5億円、市も同額の2.5億円です。残る20億円については、当初は借入れをしますが、これは保留床を処分して賄っていく予定でございます。

○佐藤委員

そういう形で北部地区については進めていられるということですが、今回、この委託の中で北部については当然のことだというふうには思いますが、今回のこの間の流れの中で。

今回、西新地を、議会でもいろいろ議論もあつたし、また、まちづくり委員会等も含めてあつたかもしれませんが、今回あえて一体にこうした形で基本計画をつくり、推進計画をつくつたと。それはどんなねらいでつくられたのかなということですか。

○都市開発課長

西新地地区におきましては、その地区の中でまちづくり研究会というものができておまして、その方々の熱意によりまして再開発をやりたいという意向が伝えられております。

市のほうは、もし再開発で進むのであれば、やはり補助金というものが必要になりますので、実際その補助金が幾らになるのか、どういった施設をつくるのか、そういった場合の補助金が幾らになるのかということをシミュレーションしたものでございます。

また、区域には市営駐車場の区域も入っておりますので、市営駐車場が入るということは、知立市が西新地の再開発事業の一権利者となるわけですので、その権利者となることが果たして可能かどうかという検証をしたものでございます。

○佐藤委員

あの地域についてはいろいろあるわけですが、今現在、前も聞いたかと思うんですけど、その後こうした策定業務もやってきたわけですね。委託をしてきて、絵になってきたという状況の中で、地権者の方が何人おられて、その意向は、当初いろいろ反対の方もおられたわけですが、そうした皆さんの意向は変化してきているのか、こういうものができて変わらないのか、その辺はまずどうでしょうか。

○都市開発課長

実際、今年度からまちづくり課に所管が変わってしまいましたので、今年度の様子は把握しておりませんが、聞いたところによりますと、中にいらっしゃる一番大きな所有者の方と接触をされた。今までは、何の意思表示もされなかった方ですが、その方と接触をしたところ、そういった計画があれば進めてほしいということをおっしゃったと聞いております。

○佐藤委員

そうか、これはまちづくり課ということで、その意向については、そちらじゃないとわからないということですかね。

それで、この推進計画を定めて、基本計画をつくり、推進計画をつくっておるわけですが、これは、先ほどの補助金を出していかないかんとということや市の権利者として可能かということがありますよね。こちらのほうの推進計画のほうには、補助金についても載っておりますよね。ただ、内訳が国、県、市の割合は載っていないわけですが、載っていると。さらに、一番最後のほうのページ、79ページを見ると、市が保留床を持つということで、これは店舗の分で専有面積が947平方メートルと駐車場分が1万127平方メートルとか、こういう一つのモデルが示されておま

すけれども、この点でこういう計画ができてきて、市のほうとしては何か検討をされたのかなということですが、その辺はいかがでしょうか。

○都市開発課長

この床の持ち方ですけれども、現在の駐車場の利用状況からしますと、現在と同規模のものは必要ないと。少し小さくしてもいいということから、余った部分については店舗とありますけれども、このフロアで公共施設をつくっていかうという計画でございます。

市のほうの意向ですけれども、この推進計画によりまして駐車場に対する検討をしましたが、かねてから地元の方がおっしゃるには、駐車場を再開発の区域に入れば、そこで発生する固定資産税で市が投資した分が数年で返ってくるんじゃないかと。だから、積極的に一組合員になってくれということをおっしゃっていましたが、今回検討した結果、約9億円を知立市がこの再開発事業に投資しなければなりません。これが一体どのぐらいで返ってくるのかということを試算したところ、やはり数年ではとてもだめでして、竣工後23年たたないとこの9億円は回収できないというような結果になってきております。

また、課題としましては、もし知立市が一権利者となった場合に、今ある市営駐車場という市の財産を区画整理の一権利者となることで使ってしまうことに対して市民から本当に理解が得られるのかどうか。

もう一つの課題が、もし一権利者となった場合には、今までは知立市という所有形態でしたけれども、再開発区域に入ってしまうとその区域全体の共有部分というようになってしまいます。そうなれば、いざ売ろうとしたときには、共有物件を売るということで、その処分が非常に難しくなるということ。

最後に、今6,600万円という収入があるわけですが、立地によってはその収入が見込めない可能性もある。こういった課題が出てきたということでございます。

逆に、効果としましては、駐車場を建てかえる

際に再開発事業ということですので、国費が充当できる。こういったところが一つの効果であると、そういった検討を行いました。

○佐藤委員

それと、もう一つ、聞きたいですけど、この中にはこうしたビルの絵が載っているわけですよね。ビルの絵というか、再開発ビルの絵が。駐車場だとか、いろいろありますけれども、北地区の再開発については地権者の皆さんの意向を伺いながら進めているわけで、この絵というのは委託で出して、推進計画のこれが最後まで一緒だとは思いませんけど、現時点で、こうした計画は、絵が出てきたということで、かなり大きなビルだなと。15階があるんですかね。15階建てですかね、これは。そんな感じで見ると、本当に今どうなのかなというふうに思いますが、こういう絵もまちづくり研究会の皆さんからの意向を踏まえて絵になっているんですかね、これは。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、これらをまとめる際には、権利者の方と協議をしましてまとめております。

○佐藤委員

それで、これをまとめる前ですよ、平成22年3月の基本計画をしてこれという形で出ましたけど、先ほど、まちづくりのところは所管がなかったので最新の情報はわからないということを言いましたが、これ、権利者が何人おられて、その時点ではどんな意向だったか、それはどうでしょうか。

○中島委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時56分

再開 午後6時04分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

大変失礼いたしました。

まず、西新地地区の権利者数でございます。21名となっております。アンケート結果について御

報告しますと、まず現状についてどうかというところでございますが、一番困っているところで火災などへの不安があるというのが一番多くあります。次に、建物が古くて傷んでいる。こういったことをこの地域の方が思っていると思います。

こんな状況の中で建かえや土地の有効利用、共同化などについてはどうかという問いにつきましては、そういった共同化などをやってみたい、条件によってはやってもよいという方が約半数ほどございます。47%でございます。全く考えていない、関心もないという方も実際おまして、34%で、無回答が19%というところでございます。

もう少し深く踏み込んで、共同化はどうですかという問いに対しまして、地区全体で必要であるという方が38%、わからないという方が29%、必要ない、無回答という方が合わせて33%でございます。

次に、拠点の整備はどうかというところですが、約半数、51%の方が必要と考えておまして、必要だけでも急がなくていいという方がそのほかに10%ほどいらっしゃいます。

以上が、当時、平成21年度のアンケート結果でございますけれども、そんな状況でございます。

○佐藤委員

課題はそれぞれあろうかと思うんですけれども、市はまちづくり研究会の方がこういう形でこういうものはどうかということがあって、それに応じるような形でこういうものがつくられてきたということですが、先ほどの中身を、答弁がいろいろありましたけれども、投資の問題だけでは解決できないことですが、いずれにしてもこの推進計画については、市として今後の取り組みもこの中に書かれていますけれども、どんなスタンスでこうしたことをやっていくのかなと。この計画の54ページには、西新地地区の事業化の可能性の検証というようなことも今年度ということで、これは平成23年度になるんですかね、ありますけれども、そうした作業もやる上で、先ほどの補助金の回収の問題や駐車場の問題、また、権利者となったときの処分の仕方が難しいと、こう

いうことが今回の検証の中で出てきたんですかね。どうなんでしょうか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりの内容が今回の推進企画でまとめた内容でございます。

○佐藤委員

とりあえず、そうした検証の中で、それがすべてではないですけど、事業化の検証の中で、先ほどのできないということでもないし、できるということじゃないけど、そうした問題があるよという答弁だったかなというふうに思うんですけど、どんな事業でもやれば一番いいにこしたことはないわけですけど、古い平成21年、これが立ち上がる前のときの意向調査もそのような形であると。今、それがどうなるかちょっとわかりませんが、いずれにしても早急な結論は出るような問題じゃないなというふうに思っていますけれども、その点と、これからどんなスタンスでこれに取り組むというか、いくのかなということについて。

○都市開発課長

この報告書の中の絵にあるとおりのものをつくらうとすると、やはり市のほうは今行っています連立駅周辺の事業が終わらないとここには踏み込めないだろうというところでございます。

これだけ大きなものをつくらうとするとそういうことになりますけれども、本当にもう少し区分をして小さな区域として行えば、もう少し考える手だてはあるのかなと。

もっと踏み込んだことを申し上げますと、本当に急ぐのであれば、民間の力でも可能でありますので、そういった提案もできるのかなというふうにご検討しております。

○佐藤委員

知立市としては、連立が終わらないということ、正面に控えている連立の問題、区画整理の問題が一番の正念場と。しかし連立が終わったとしても、その後、先ほどの議論があった30メートル道路、都市計画道路を大幅に見直しされて御破算になれば別にいいわけだけど、それでもまだ、皆さんの計画の中ではあるわけですので、そうし

たことを見ると、この期間においてもなかなかすぐに成就できるようなものではないかと、こうした絵の中ではね。

それと同時に、小さなものとか、民間の力と言われましたので、それはそれで民間の力を借りるような手だてをよくこの議会の中ではできるだけ民間の力を借りたらどうだということですが、そうしたことを見ると、民間の力もどうなのかなと。どれがいいことか、悪いことかということじゃなく、現状としては、連立が終わった後と、さらにその後のこともあるので、そう単純に進まんなどというのが私の感想ですが、部長、連立が上がっても南の話をどうするかも結論が出ていない、それをどう進めていくかということも出ていない中で、いよいよ連立していけば市債が85%でしたか、何ぼだったか、そういう形で公債費もふえていくという中でなかなか厳しいなというのが実感ですけど、その辺の感想はどうですか。

○都市整備部長

西新地の再開発ということでございますが、今回推進計画をつくらせていただきまして、昨年、一昨年と事業の検証をさせていただいたわけですが、私どもから、今回、この2年間の結果を踏まえてまちづくり研究会の役員の方々にお伝えをしている内容につきましては、今回、シミュレーションしました再開発の計画、今地権者の皆さんは1日でも早くその事業をやりたいというような御意向なんですけれども、市としてこの規模では体制の問題を含めて、他の事業とのバランスも考えても、先ほど課長が申しましたとおり、連立の事業、ある程度完了した後というような事業スケジュールですよというお伝えはしてございます。

それを受けまして、役員も当初のそういった1日でも早いまちづくりということで熱意を持ってやってみえたわけですし、私どももあの地域の現状を考えると何らかの形の整備は当然必要な地域であるということは十分認識をしているわけですが、今後は再開発という視点もあるわけですが、さっきも出ていましたように、民間活力というか、民間の力で何とかできないかというこ

とも視野に入れながら、これは役員と今後のまちづくり、今、私どもも中に入ってどう詰めたらいいかということも少し時間をかけてお話をするほうがいいのではないかなということはお伝えをさせていただいている段階でございまして、まだまだこの地域の地権者の方も塾度としてはそんなに、役員の方々は非常に高い熱意を持ってやってみえますが、他の地権者の方からすると、そんなに高い塾度の方ばかりではないということもありますので、そういったところの塾度を高めていただくということも必要ですし、どんな手法でどういう形の整備がいいかということも少し時間をかけて話し合っていたほうがいいかなということで、今考えております。

したがって、今後は少しそういったお互いに話をさせていただく時間をつくりながら、今後の事業の方向性というのを見つめていきたいなと思っています。

○佐藤委員

わかりました。

それで、もう一つ。103ページの耐震改修促進支援委託料という形で中山町地震に強いまちづくり勉強会一式と。これはたしか西中だったか、順次やられてきておるかというふうに思いますけれども、この辺の中身についてお知らせください。

○建築課長

これは勉強会ということで、何回も質問をさせていただいております。中山町は平成22年度、その前が西中、平成21年度、平成20年度が上重原ということで、大体年間5回ぐらいを土日を使って勉強会をさせていただいているということでございます。

内容的には、建築物の耐震改修の促進に関する法律に伴いまして知立市の耐震改修促進計画というものをつくっております。この中で重点的に耐震化を図る区域というものがございまして、それを年月をかけてその地域において勉強会を開いて地震に対する地域の防災意識を高めていこうということでございまして、コンサルのほうにもこういう支援をするために委託をかけて協力をお願い

いしているという状況でございます。

○佐藤委員

それで、耐震改修の促進についてそれぞれ件数
がその時々御報告を受けるわけですが、
上重原、西中、中山、平成22年度やってこられて、
耐震改修を促進するというメインの問題、もちろ
ん個々によって費用等の問題もあるだろうし、い
ろいろ事情を抱えているとは思いますが、
啓発はなっていると思うんですけど、こういう形
のところで耐震改修につながったというような実
績など、承知していただければ幸いです。

○建築課長

勉強会を通じてローラー作戦というものを
行いますので、そのときにはある程度、無料
診断でございますので、かなりの申込者が
ふえていくこととありますが、これが耐震改修
ということになりますと、それがなかなか連
動していないというのが実態でございます。

したがって、耐震診断のほうはまずもって
自分の家がどれぐらいの強さかということを知
ってもらうというところに重きを置いています
ので、こういう状態なのかなということであ
ります。したがって、大目安で言いますと、
累計でいいまして1,625件診断を行って
います。改修のほうも101件ということ
でございますが、これが同じような数字に
なってくれば非常に進んでいるなというこ
とは受けるわけですが、それがそのように
追いついていないということとあります。

国のほうが30万円の緊急支援ということで
やるときには、57件の応募があったわけ
ですが、今年度において100万円というこ
とになってはいますが、現在のところ、実
績としては1件、電話等で問い合わせはあ
りますが、実際にやっているのは1件とい
うことでございます。

○佐藤委員

勉強会をやられたということで、ローラー
作戦、耐震診断はそれなりに進んだけれど
も、改修にそれなりにつながるといこと
にはなかなか難しいかなというようなこ
ととあります。

それが補助金が30万円について115万円
でしたか、そのときは一挙にふえたけど、
今期100万円ということで、なかなかつ
かないなど、実績が1件だけだと。

そうしてみると、補助金を上げるという
よりも、前よりも補助金がアップしたわ
けだもね。そうして思うと、PRやそうい
うことがどうなのかなということも思
いますが、その辺、どうですか。

○建築課長

PRにつきましては、勉強会でアンケート
のほうもその地域に行きまして耐震診断
の補助のほうの関係、どのぐらい知っ
ていますかということととりますと、ま
ま50は超えていますので、ある程度皆
さんに浸透はしているのかな。また、
広報においても毎年補助体系が変
わることに行っています。それから、
昭和56年以前の対象の家の方には
それぞれにダイレクトメールを
発信しておりますので、関係者の方
はかなり知っているというほうも
思っております。

○佐藤委員

それで、今、100件という形で100
件余の実績があるわけですが、1件
当たり、前は160万円とかそんな
ことが、改修費用の総額で言
われていましたけど、今はどれ
ぐらいですかね。

○建築課長

去年の実績が、改修が8件、平成22
年度は8件でございます。それを平均
しますと、平均が200万円とい
うことでございます。

○佐藤委員

平均が200万円と。これは昭和56
年以前ということで、住宅の大き
さにもよろうかなという気も
するんですけど、おおよそその
間の実績でやっているお宅とい
うのは、総面積でどのぐらいの
やつなのかなということと思
うんですよ。

何でそんなことを聞かかとい
うと、一般的な僕のうちみたい
に2階建てで30坪ぐらいとい
うところだと100平方メートル
ぐらいだと。小さいうちなので
どうかと思うけど、もっと大
きいうちで、例えば西中で耐
震でやるやつが皆さん大きい
おう

ちに住んでいる方もみえるわけで、そういうことになると思うけども費用がそれなりに多額にかかるようなこともあるだろうと思うんですね。そんなことがあるものだから、1件当たりどのくらいの平方メートルなのかなど。例えば、そんな中で個々の住宅は違っても、データとして大体築年数何年ぐらいのところこういう平方メートルのところ耐震改修をやったらこれくらいの費用でしたという、そういうことがわかるとPRの仕方もまたちょっと違うのかなというように。専門家じゃないので何とも言えないですけど、素人考えでそんなこともあるのかなということで、前は75万円プラス設計費等でしたけど、今回100万円ということですので、もうちょっと伸びてもいいかなと思っておるんですけど、どうでしょう。

○建築課長

感覚的には面積が大きければいろいろお金もかさむということで、感覚的にわかるんですけど、やっぱり耐震ですので、その家の筋交いがどれぐらいあるのかとか、基礎が有筋なのか無筋なのか、そういうものに影響してきますので、一概に床面積がこれだからどれぐらいだというのは。かえってそれを発表しますと、うちは高いとか安い、そういう話になりますので、なかなかやりにくいと。

耐震診断を受けますとおおよその概算、150万円から200万円とか、さらに基礎にクラックが入っていますから有筋に補強してくださいとか、そういうコメントはつきますので、それを参考にさせていただくということだと思います。

○佐藤委員

わかりました。

それで、もう一つだけ。

この一般会計で聞きたいですけど、先ほど市営住宅のところ議論がありましたけれども、ほとんど聞かれているのであれですけども、半分くらいは福祉的な対応と言ったかな、そういうことを言われたんだよね。高齢者以外では福祉的な対応ですので、対象者がどういう方なのか、それなりの一定額の就業の中で母子家庭であるかとか、

そういうことだろうなということは想像が付きますけれども、その辺ちょっと教えてください。

○建築課長

先ほど質問がありまして、現在つくっているのが30戸ということで、当初つくり始めたもとの話は高齢者向けということがありました。しかしながら、全員が高齢者ということでは、その市営住宅のコミュニティーがうまくいかないだろうということもあります。いろいろ検討しまして、コミュニティーバランスもとらないかなということもあります。そういうこともありまして考えたのが、県のほうが行っていますやり方。県のほうも同じように、これは県の住宅のほうの申込書なんですけど、その中に福祉向けと一般向けというやり方をやっております。

ちょっと説明させていただきますと、福祉向けという中身が母子家庭、父子家庭、高齢者等々、いろいろあるわけですけど、新婚家庭まで入って、そういうものが大体福祉枠ということです。

ここに応募していただきますと、ここで抽せんがもし外れても、一般枠のほうでもう一回抽せんができるという仕組みに県のほうもなっております。したがって、このやり方で私どものほうは福祉枠、今30戸ありますけど、福祉枠を15戸に設けて福祉対象者に優先的15戸については抽せんしてもらおうと。ここで外れた方は、おのずと一般向けに応募したことになりますので、そこでまた抽せんをするという仕組み。県のほうがそういう仕組みになっておりますので、この仕組みを利用させていただこうかなと今思っております。

○佐藤委員

ちょっとわからないですけど、県のほうは福祉枠ということで母子、父子、高齢者もここに入っているんですか。そうすると、福祉枠で15戸というのは、母子、父子、高齢者込みで15件の割り当てだよ。一般というのは、別に高齢者じゃなくてもいいと、こういうことですかね。

そうすると、当初高齢者向けということで、この間も私どもも高齢者向けだよと言って、私に限らず多くの議員の皆さんが、私も入りたくないとい

うことを言われる高齢者の皆さんのそういう声を聞いているんだろうなというふうに思うんですよ。そうすると、高齢者向け対応、仕様だということと言われたんだけど、そこには15戸の枠しかなくて、高齢者だけじゃなくてそこには母子もおれば父子もおってという、こういうことですよ。残りは一般だということだと、当初のつくり、説明と、コミュニティーの問題があるにしても大きく違いが出ているなという感じがするんですけども、その辺、例えば母子、父子だから必ず若いとは限らないわけで、高齢者の母子、また、父子ということもあるかもしれんけど、高齢者枠が全く母子や父子と混在して、抽せんだから高齢者の方は申し込むけど、母子、父子の方も申し込むとなると、高齢者枠はあってないような。あるんだけども抽せんだもんで、それは、この中身で本当にいいのかなという気を今受けましたけれども、この辺、どうなんでしょうかね。

○建築課長

確かに応募の比率が子育て世帯だとか、そういう若い方が入ってくるとそういうことも変わってはくるわけですけど、応募として高齢者の方がかなりあるのかなということがあります。したがって、高齢者の方が多く応募してくれば、その中で当たる確率が高い、それからさらにそこで外れても一般向けのほうに自動的に応募したことになりますので、そこでさらにもう一回抽せんができるということになります。したがって、応募者の比率、応募の方が若い人、子育て世代がいっぱい来ちゃって、高齢者の方が少ないということになると、そのコミュニティーは割かし若いことにはなるかもわかりませんが、問い合わせでは、高齢者の方の問い合わせが非常に多いものですから、そんなことにはならないのかなということは思っております。

○佐藤委員

高齢者の比率、応募の申込数が多ければ、当たる確率が高くなるというようなことが言われますけれども、この場合は、新しい住宅ということで、そこに今、とりあえず福祉枠に該当する人が

高齢者を含めてかなり狭き門で抽せんが行われるというようなことですよ。

結果として高齢者の方が多くなるかもしれませんが、必ずしもそうなるということも言えないわけで、これは何たって抽せんだもんで。そう思うんですよ。

それと、そこで外れたらもう一遍15戸に申し込んだ、こういうことですかね。福祉枠に応募してくださいといってエントリーして、そしてさらに福祉枠で抽せんをやって残ったという方は、もう15戸のほうに自動的に申し込んだということのカウントをされて、ほかに一般の人が申し込んだよと、また競争、抽せんをすると、こういう形で二重に今ロックしてあるから、かなり残れるんじゃないかという推測だけれども、それは必ずしも抽せんですので、そうならない可能性も高いわけで、確かにもちろん一団の住宅ですからそこにコミュニティーとしてあり、また、町内としての機能もなきやいかんということがあろうかとは思っていますよ。しかし、15・15の比率が妥当かどうかということは、そうだとでも高齢者ばかりの住宅でコミュニティーが成り立っていないのかどうか、その辺はどういう分布でどういう年代で八橋なり、本田なり、中山なりに住んでいるか、私、わかりませんが、もうちょっと検証やそういうことがないと、単純にこれを決めて高齢者向けですよということを言いながら、これではちょっとどうなのかなというふうに私なんかは思いますけど。どんな検討をされて、そんな形にしよう。まだ、決定ではないわけですよ。そういう方向で考えているということですけども、どうでしょう。

○建築課長

比率については半分にするか、どうしようかという、その辺のことはいろいろ検討はしたわけですけど、半分程度でどうだろうかということで、一応内部的に検討するのは大体その辺なんですけど、今後その辺を詰めて、その数字を変えるかどうかということでもありますけど、ただ、やり方としては、今までもなかなかやったことはないし、

参考にするところは県の手法がいいのかなということがあります。したがって、県のやり方について同じようにやっていけば福祉枠で1回引いて、漏れた方は一般枠に入ってくると。どれがいいというのはなかなか私どもも決めがたいところがありますけど、今これがいいのかなと思っているところでございます。

以上です。

○佐藤委員

いや、これ、まだ期間があるもので、そう単純に結論を出すべき問題じゃないというふうにするんですよ。

だって、高齢者向けの住宅だということは、もう明らかに市がしてきたわけですよ。そうじゃないですか。高齢者向けだということについては。私どもも高齢者向けですよと言ってね。だとするならば、もちろんコミュニティの問題、成立するかという問題があるにしても、ひっくり返すわけでもないで、もう少し慎重な検討が要るんじゃないかなと。

県がそういう方式でやっておるといってありますけれども、その実態や実績やコミュニティの成立ぐあいが検証されて、なるほどという中身でこうしたことが出てきたのかどうか。県がやっているというだけの話でこれが出てきたのか。県営住宅なんかは極めて大きい住宅ですので、ある意味でなかなかコミュニティが成立しないようなところもあるんですよね、はっきり言って。

コミュニティがこの30戸ですよ、この高場は。本当にコミュニティの何が成立しないということとそんなことを県に模倣しようとしていたのか含めて御答弁願いたいと思います。

○建築課長

これを検討するに当たっては、安城市にも伺ったり、やり方やなんかいろいろ聞いたわけですけど、やっぱり安城市も同じというか、手法はちょっと違うんですけど、やり方としてちょっと説明がしにくいんですけど、色分けをしているということがあります。

私のほうも、今回、今までこういう状態でやっ

てきたことはありませんので、参考にするよりどころが県営住宅の手法なんですけど、検証ということの中身でいいますと、市営住宅の中の福祉枠の分布、県営住宅のほうではある程度バランスよくというんですか、階ごとにいろいろ全体的にばらけて福祉枠が設けてあるということですね。今言われるように、高齢者向けということで、これ、限定しようということであれば、15世帯高齢者というふうに限定でやることもできますけど、ただ、その他の福祉の方が入れなくなるということになる。それぞれのものに枠をつけるというものなかなかやりづらい。高齢者が例えば10戸、それから子育て世帯が五つとか、そういうのもちょっとやりにくいということがありまして、福祉向けを半分ぐらい、それが少ないのであれば20戸にするとか、そういうこともやれるわけですけど、参考にするというところが今思い当たらずで、一応話し合いの中でどうだろうかということを決めたということでございますけど。

○佐藤委員

それで、県はバランスよく配置をしているということをおっしゃって、それでこの枠を設けて入居してもらおうと。先ほどのすべてが高齢者ということではコミュニティが成り立たないということが一番の根拠として言われたわけですよね。そうすると、県はバランスよく配置をしているというものの、県の住宅を見て、調査をし、住んでいる皆さんの意向を聞いて、ああ、なるほど、やっぱりバランスよくてそういう住宅じゃないところと比較したときに本当にコミュニティがいいということとそういうことを検討されるなら、一つかなというふうに私は思うんですけど、そこは検討されてこうした中身が出てきたのかどうか、そこはどうですか。

数字の上で確認したというだけの話でこれが出てきたのか、そこの違いをちょっと明らかにしてください。

○建築課長

数字的に検証するというものは持っていません。今言われるように、じゃ、30戸全部高齢者住宅で

いこうかということになりますと、今入ってもらった方々が60歳と仮にしますと、10年たったときには皆さん今年の年にプラス10歳ということになります。となると、やっぱりだれが見ていくのという話にもなると。それから自治会もつくらにやいかんということになりますので、ある程度若い人も欲しいよということがあります。

したがって、検証というところがなかなか難しいんですけど、半分ぐらいというところでどうかというところで今回発表させていただいたということですけどね。

○佐藤委員

県はそうしているということですけど、例えば八橋の住宅、あそこは縦型のあれでありますけれども、世代構成はざっくりとでいいですので、棟ごとに世代構成を調査されて、知立でも、高齢者ばかりで何ともならないという実態なのか、混在をしていて自治会活動も活発で町民同士が助け合って面倒を見合っているのか、市内住宅でもそれくらいは検証してやらないと。ただ単純に、私は全部高齢者にすればいいというふうには、課長が言われるようにコミュニティーの問題があるのでどうかとは思いますが、この検証が不十分じゃないかと。例えば、市内の八橋住宅でもいいです、中山住宅でもかなり高齢者が多いですよ。本田は戸数が少ないですけども、そういうところを実態として調査し、やっぱりこれはいかんなど、問題点があるなど、今後の課題としてこういうことが挙げられるよという中にこういう問題が出てきたと。その上に立ってこうした提案が出てくるなら一理あると思うんですけど、今そういうことじゃないんじゃないですか、どうでしょうか。

○建築課長

八橋住宅のほうを見ますと、65歳以上の方が64戸のうち18世帯ということになっています。その中で单身の方も含まれているということですね。

中山住宅のほうでいきますと、29戸管理戸数がありまして、世帯主が65歳以上でカウントしますが、19戸。それから本田が10戸中の6戸が65歳以上、八橋は64戸中の11戸が65歳以上というふう

になっております。知立市の現状ではそういうところでございます。

○佐藤委員

現状は、それぞれのところ、比率の高い低いがありますけど、すべてが高齢者じゃないと。そんな中で相互の助け合いや、それぞれ自治会ができていますかね。ちょっと確認させてください。

○建築課長

自治会ができていますのは、八橋住宅だけでございます。あとはありません。

○佐藤委員

そういうことでありますけれども、一つはやっぱりこの枠の設定の仕方を、ちょっとこの結論の出し方が大変かなというふうに思います。

それともう一つは、高齢者住宅をつくる際に、八橋は4階建てで上ですよ。縦型の階段で横型ではない。エレベーターもないと。エレベーターがあつて横型が一番いいわけですけど、縦型ということで、高い階、4階とかに住んでいる方は、希望すれば高場のほうに優先的に移住を認めるという、そんな説明も当初あったかと思うんですよ。そうしたことを見たときに、この枠をびしっと決めちゃうと、そうした人たちを入れて、なおかつということになると、とてもじゃないけどということじゃない。もうこういう当初の説明は御破算になったのかね、これは。

○建築課長

御破算になったということではございません。コミュニティーが維持できて、高齢者の方が入っていただけるよということ思いながら、その中で今言ったように、戸数的に15戸を福祉枠で、外れた方は一般枠でもう一回抽選できるということを考えたわけでございます。

八橋住宅に今までお住まいの方で、今回、高場のほうに移られる方はみえますかというアンケートをとったところ、2名ほど移りたいという方がいますので、その方たちにはもう一回話をして、最終段階の詰めをしたいなと思っております。

○佐藤委員

そうすると、八橋の2名の方は移りたいよとい

うことであれば、抽せん枠は除いて、一般枠の中で入れるというんですか、福祉枠になるんですか。そこだけ。

○建築課長

中身からすると福祉枠の中に入るということですが、枠を広げるということであれば、一般枠のところに入れて、一般枠を13戸。そういうことは検討はできます。

○佐藤委員

きょうここですぐ結論は出ないですけど、いずれにしても当初高齢者向けということを言われてきたので、その辺は、もちろん皆さんの検討の中ではコミュニティーを成立させるということも含めていろいろ検討された形でこういうものが出てきたにしても、当初のことやそういうことの経過があるので、そう単純にぶつ切りにしないで、もう少し検討をしていただきたいというふうに思うんです。

これの募集もいつからいつまでということ、いつぐらいに募集をかけるのか。広報ちりゅうなどでやるんだらうと思いますけど、その期間の募集の前には、そうしたことの検討をした上で、もうちょっといい内容で検討していただきたいなと思いますけど、部長、どうですかね、これは。

○建設部長

高齢者住宅というものと、高齢者対応住宅という側面。高齢者住宅とって、高齢者の方、60歳、65歳を縛ってこの方たちを限定に入れるのかと。その他の福祉の人たちは入れないのかということにもなってきます。公営住宅の募集の中でいきますと、高齢者も含めた福祉関係の対象者を含めて入れるべきだらうということで、今度はどれぐらいの割合が一番ベターなんだということを考えたときに、去年の建設のときも、私、ちょっとお話ししたかと思うんですが、災害時の支援者がいないようじゃ困るということも見ますと、これは数年たちますと、皆さんが高齢化、先ほどの中山等を含めて皆さん高齢化になってくるということもありますけれども、今50%・50%、あるいは6・4とかいう、どこが一番・・・かということ

になってきます。

それから、今半分は福祉枠、さらに一般枠のなかにも再度福祉の方も申し込めますという形にして、結果的に6・4、7・3まではちょっと難しいのかなという気がしますけど、いずれにしても、その辺の割合を庁議に諮りまして、市の方針という最終方針を決めまして、12月議会には設置条例の条例の改正も提案していこうと思っていますので、条例改正の提案とあわせて募集要項の準備もしていきたいというふうに思っていますので、早急にその辺を詰めて対応していきたいというふうに思います。

○佐藤委員

どの線がいいかということは、なかなか難しいですけど、八橋から移られる方は一般で入るのか、高齢者かわかりませんが、それは当初の約束どおりだということですね。一遍、そこだけ確認させていただいて。

○建築課長

2名の方が高場に移られるということですので、募集は28名ということにさせていただきます。

○佐藤委員

それで、枠の線で部長は結果的に7・3になるのか6・4になるのかということと言われて、7・3は難しいだらうなということであるならば、もうちょっと半々じゃなくても、福祉枠という枠を広げるとか、もうちょっと検討の余地があるんじゃないですか。ぜひそこはもう少し検討してほしいなというふうに思いますけど、きょうの答弁で済みだということじゃなくて、こうした意見も議会から出たわけですので、ぜひ検討してほしいと思いますけれども、この点だけ1点お願いします。

○建設部長

先ほども申しましたように、改めて庁議のほうに諮りまして、もう少し意見を聞いた中で最終決定していきたいなというふうに思います。

○中島委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成22年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号 平成22年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

決算では、下水道普及率が53.7%となりましたというふうにあります。供用開始面積も501ヘクタールですか、こういう形になっておりますけれども、決算の中身と言うとあれですけど、今後これを計画で見ますと、このビジョンを見ますと、それぞれ平成26年度まで62.2%だとか、平成30年度までに70%だとか、こんな目標が掲げられていると同時に、36ページの中に知立市においては都市市街化区域に隣接する既存集落区域について集合処理と、流域下水道更新だと、その他の市街化調整区域の家屋については基本的に個別処理としますが、地域の状況の変化を見て効率的な整備手法を検討していきますというような形で、今までなかったような公共下水道とあわせながらそうした検討をしながら、そうした地域にはそうしたこともあるのかなということがあります。公共下水道の普及率とはならないですけれども、そうした

ものもそういうことになった場合普及率の中にカウントしていくのかどうか。そのことだけ1点。

○下水道課長

ただいまの委員の御質問ですが、下水道ビジョンの36ページ、汚水適正処理構想の見直しという中で、今言われました今流域で整備をしようとして計画している部分について適正構想の見直しによりその区域を拡大するだとか、縮小するだとか、そういう検討をしていくと。

委員の御質問がございましたので、平成22年度のときに汚水適正構想の見直しというのは全県域汚水適正構想の見直しということで、県が各市の適正構想の内容を取りまとめて県全域で適正構想ということで発表する中身でございます。

これについては、平成22年度、県下の各市でそれぞれの市域の見直しをさせていただきました。知立市においては、今回見直しをさせていただいて、私どもが流域の下水道区域として今まで1,138ヘクタールという中身で下水道計画区域として示させていただいておりました。平成22年度、汚水の適正処理構想の見直しを受けたということではなくて、平成21年度の末に私ども、基本計画の見直しをさせていただいております。この見直しによってたしか平成16年だったと思いますけど、以前の見直しのときに出ています内容により、今回の訂正処理構想の見直しの内容も少し受けながら、今回、下水道区域を平成21年度末の基本計画の見直しで1,154ヘクタールという見直しをさせていただきました。

これについては、今までの1,138ヘクタールの整備の中で下水道の管の布設をしたときに、計画区域1,138ヘクタールにくっついた市街化調整区域の既に開発がその後されて家が建っているところについては費用をかけなくても取り込んで効率的に環境整備ができるのではないかという考え方の中でその見直しをさせていただいて、1,154ヘクタールとさせていただきました。

委員の御質問にありました、この部分を整備したときに普及率がどのようになるのかという御質問だったかと思いますが、今回、この部分を整理

備させていただくことで、その1,154ヘクタールのうち、だんだん整備を毎年毎年ふやしていくわけですが、整備をさせていただいた中に住んでおられる方の人口を行政人口で割ったものですから、当然、ここを含めた部分の人口がくっついていきますので、割り込むことで普及率は上がると。当初の1,138ヘクタールに対して、整備した1,138ヘクタールを整備したより1,154ヘクタールを整備することで、単純に申しますと、人口はそのエリアのほうが多くなっていますので、普及率はそこを整備することで上がっていくという考え方になるということでございます。

○佐藤委員

それで、よくわからん点がいっぱいあるんですけども、この1,138ヘクタールが汚水の適正化構想の見直し、県がやられて見直しになってということで、1,154ヘクタールに事業区域を拡大したと。

一般に普及率を出す場合、普及率というのはいろいろあるけれども、分母が大きくなりますよね。分母の中にもう整備された市街化の中のところを加えたということですか。ようわからんですけど、その辺。

○下水道課長

分母は知立市の行政人口で割るものですから、それで分子は下水が使用できるところの区域にお住まいになっておられる方の人口ということで普及率を出します。そういったことから、1,154ヘクタールになれば、その分だけ人口が多分たくさんくっついていと思いますので、行政人口で割れば最終的には普及率は高まるということになります。

○佐藤委員

何かわかったようなわからんような話だなというふうに今思うんですけど、端的に聞かなくても、それじゃ、後で説明してもらえばいいんですけど、1,138ヘクタールだと、それを1,154ヘクタールに、人口密集地をここに加えたということですよ。そして、人口が多くなるということで分母が大きくなるので、割り戻すと普及率が相対的に上がると

いう説明ですよ、これは。分子が多くなるのか。分子がね。

○下水道課長

分母のほうは行政人口で変わりません。分子のほうが多くなることで、その中にお住まいの方が多くみられるということにつながるものから、最終的には下水道の普及率が高くなるという考え方でございます。

○佐藤委員

それで、そういうやり方に変えて、今後の普及の目標が、変えたということを前提にこの目標が設定されているということですか、これは。

○下水道課長

ビジョンにうたわせていただいた目標については、適正の見直しという中身については、まだこのビジョンをつくったときは平成21年度です。先ほどの平成21年度中にこの作業をしまして、平成21年度末にこの1,154ヘクタールという数字を出してきたものですから、その段階ではまだ1,154ヘクタールという中身についてはしっかりとここに反映させたということではございません。まだ途中でございました。

○佐藤委員

まだ反映していないということになりますと、当然ここに載っているビジョンの普及の年次目標というものは修正されて出てくるわけですよ。これも、ぜひ、お示しを、今わかればですけど、わからなければ資料か何かでお示しを願いたいなというふうに思います。

○下水道課長

ここにうたわせていただいた目標については、その年度の実施計画等を踏まえて将来的な見通しも立てて目標を立てたわけでございますけど、平成21年度以降の経済情勢の低迷により、平成21年度に採択された実施計画についてはかなり落ち込んでございまして、大変厳しい状況であるというふうに、今、私ども、考えています。

ただ、まだこの目標を示させていただいておる中身の多くは、都市計画マスタープランの平成30年70%普及率というものを目指していくという

考え方の中でこういうビジョンにおいてもその目標達成に向けた考え方を示させていただいておるわけなんです、先ほども言いました経済情勢の悪化により大変厳しい財政状況ということで、市の財政のほうからもこれまでの考え方の一般会計からの繰入金、それは当面は大変厳しい状況にあるという中で抑えられてございます。

ただ、私どもは景気がよくなった折には、中身についてはその目標に向けた対応をお願いさせていただいておるという状況でございます。

○中島委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第3号について挙手により採決します。

認定第3号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手多数です。したがって、認定第3号 平成22年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号 平成22年度知立市水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

平成22年度実績ということで水道年報が出されておりますけれども、ここの中で水道料金調べ、水道料金の変遷ということでありますけれども、基本料金について一番安い13ミリ管が560円と、それから20ミリ管が1,370円というような形で、一般的に25ミリとか40ミリとか50ミリとか、そういうものは一般家庭では対応していないのではな

いかなと思いますけど、まずその確認から。

年報の12ページのところに水道料金の変遷というのがあって、水道料金調べというのがあって、平成9年以来、今日まで続いていると。

○水道課長

お尋ねの件、12ページですけれども、平成9年から基本料金については変遷をほとんどしておりません。それにつきましては、料金がそのまま据え置いているというふうになっております。

それで、今後の見通しということでもよろしいでしょうか。

○佐藤委員

それで、基本料金はそういう形で平成6年から変わらないということでもあります。

それで、13ミリ口径、20ミリと、この辺で見ると一般家庭の仕様かなと、そして25ミリから40ミリという、かなり大きな口径であり、違いがあるのではないかと。13ミリ、20ミリが一般会計で対応かなというふうに思いますけれども、それについて教えてください。

○水道課長

済みません、わかりました。

今お尋ねの件でございますが、年報の14ページをごらんいただいて、口径別の使用料というのがございます。通常でございますと、一般家庭、委員のおっしゃるとおり、大体水道の栓が5栓以上が20ミリとなっております。一般家庭で通常、今、水栓数が多ございますので、20ミリが基準の住宅と申していただければと思っております。

○佐藤委員

そうすると、一般家庭はかつて13ミリが多かったと。これで見ると、全体の中の区分ごとの構成比が出て、13ミリが46.85%と、そして20ミリが35.4%というような構成比になっているかなというふうに思いますけれども、かつては13ミリということが言われてきましたけれども、今では一つの家庭に五つの栓があるというのが一般的で、20ミリ対応が普通だと、こういうことですかね。

○水道課長

御指摘のとおりでございます。

○佐藤委員

それで、今日的には水道のほうも水道の努力やそういうこともあって黒字のような状態、いろいろ厳しさがあってもそういう現状が続いているわけですね。そうしてみると、一般家庭の13ミリ、20ミリというこの違いの中で、当初は13ミリが一般的だったかもしれんけど、今ではこれから新築の住宅が建てば、おいおい20ミリが逆転していくような可能性の中にあるのではないかというふうには私は思いますけれども、どうでしょうか。

○水道課長

これも同じく14ページの下段、(5)の口徑別給水件数というのをごらんいただくと、今委員がおっしゃられたことがそのまま、右から2列目の増減というところがございますが、13ミリは61件、それで20ミリは1,507件ふえております。

○佐藤委員

そうすると、この間、水道会計をそれなりに支えてきたということを見ると、ほかのこともありますが、20ミリ管がふえて20ミリ管の基本料金をたくさんの人に納めてもらえるようになったと。そして、それに基づいて水量、ずっと1立方メートルにつきということでもありますけれども、こういう20ミリ管が一般化する中で、水道料金を13ミリのものと同等もしくはもっと安いところにしても、きちんと回収ができるんじゃないかというふうには私は思うんですけど、その辺のお考えはどうですかね。

○水道課長

この数字で見ますと委員のような考え方をいただける場合もあるんですが、私ども水道は全体としてありまして、今後のまず見通しというんですか、水需要が全国的にも、協会とか業界の報告書を見ても、節水型がふえて、どこも明らかに数字が減っておるといふことと、それから私ども知立市のことでいいますと、有収率っておわかりになりますか。つくった水に対して、どこかへ行っちゃったという、それが最近、この2年ぐらい下がり始めまして、その原因究明とか、その対策等もありまして、やはり基本がふえているから料金

を下げるというにはちょっとまだ早計かなと考えております。

○佐藤委員

料金を下げるというのは早計かなということでありました。それで、今有収率水量のことが言われて、これが資料としては41ページのところで平成18年、平成19年、平成20年、こんな形で92%後半を維持しているやつが、平成22年度は91.8%という形で有収率が下がっていると。しかし、この間、老朽管の布設がえだとか、そういう努力はされてきておるのに下がっているというのは、どういうことかなというふうには思うんですね。

こうしたことで、有収水量が下がっても買った水は自己水ばかりじゃないですよ。ほとんどが県水依存で、県水依存が78.6%ですか、そういう形で見たときに、そうしたところにそうした分も払わなきゃいかんということになると、そういうことになろうと思うんですけど、そうした努力を老朽管の布設がえとかして、こういうことになってしまったということについて調査はされていると思うんですけども、どういう問題があつてこういうふうになっているかなということですけど、どうでしょう。

○水道課長

今、委員がおっしゃいましたとおり、有収率が41ページに載っておりますが、確実に下がってきておまして、それに気がついたのが今年の夏ぐらいです。

12月から急遽漏水の調査をどういうふうにしていこうかということで、まず4年ぐらいのローテーションで市内を4分割ぐらいして、それをローテーションで回してずっと漏水の調査をしていこうじゃないかというのが一つの考えと、もう一つは、具体的にエリア、例えば川を渡った水環境のところ、昼間と夜の差を水量計ではかって、夜にも同じように出ておるといふことは、どこかで漏水しておるといふことで、昨年は八橋の逢妻川から上の部分の水環境と、それから逢妻町の同じく水環境の上の部分にかかりまして明らかに数字がおかしいということで、ことし詳細の調査をもう

既に発注しておりますが、それで動向を探って、調査も具体的にそういう調査方法がございますので、もうあと何カ月かしてですけれども、その結果についてそこを掘って修理をしていく。

それから、もう一件、老朽管のほうですが、年数がただ古いというのでありますと、昭和の1丁目から9丁目までの管ですけれども、これは先人の大きな努力でございまして、ことし中にほぼ古い管は入れかえが終了いたしますので、今後は区画整理の古いところとか、そういう明らかに細かい数字や徴候が見れるところを調査していこうかなと考えております。

○佐藤委員

そうすると、先ほどの答弁は、有収率の回復、それを調査して、どんな対策をされるのか、私、わかりませんが、有収率を上げて、そうした段階も踏まえながら、すぐに下げるというわけにはいかないけれども、そうしたことも一つの検討の俎上に今乗るといような答弁だったかなというように思いますけど、その点だけ、一つお願いします。

○水道課長

ほかにも要素としてはあって、下げれないというちょっと消極的な発言になっちゃうんですが、下げるのがなかなか困難なのは、やはり西町配水場をつくりまして市債の償還が始まるとか、それから先ほどから言っておりますけど、例えば震災で耐震化の重要性というか、やらなければならないうちのひとつなんですけど、耐震化を進めていこうというのを老朽管よりも優先していこうという考え方は持っておりますので、それらのインフラというか、そういう施設、それから水道でいいますと、八橋とか知立浄水場との古いところも耐震化を進めていかなければならないということで、これからまだまだ費用的にはかかると。そこら辺をどう平準化なり、めり張りをつけてやっていくかということは考えていますけど、それによって料金が直ちに下がる検討はできるかというのは、今のところ難しいかと考えております。

○中島委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

認定第8号について挙手により採決します。

認定第8号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手多数です。したがって、認定第8号 平成22年度知立市水道事業会計決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後7時21分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長